

### 1. 指定水防管理団体一覧表

指定水防管理団体	区 域	主 要 河 川
奈良市	奈良市地内	佐保川 秋篠川 岩井川 富雄川 能登川 地藏院川 菰川 打滝川 前川
大和高田市	大和高田市地内	葛城川 葛下川 高田川 曾我川 住吉川 小柳川 甘田川 太田川 土庫川
大和郡山市	大和郡山市地内	大和川 富雄川 菩提仙川 地藏院川 高瀬川 秋篠川 佐保川 檜川 芦川
天理市	天理市地内	大和川 菩提川 高瀬川 布留川 布留川北流 布留川南流 布留川北北流 檜川 真目堂川 西門川 珊瑚珠川
橿原市	橿原市地内	高取川 曾我川 飛鳥川 桜川 寺川 米川 住吉川
桜井市	桜井市地内	寺川 栗原川 大和川
五條市	五條市地内	八幡川 吉野川 (紀の川) 丹生川
御所市	御所市地内	葛城川 柳田川 曾我川 満願寺川 元町川 安井川 鎌田川 鎮守川 水越川

指定水防管理団体	区 域	主 要 河 川
生駒市	生駒市地内	東生駒川 別院川 竜田川
香芝市	香芝市地内	葛下川 鳥居川 初田川 竹田川 熊谷川
葛城市	葛城市地内	安井川 高田川 葛城川 甘田川 鎮守川 太田川
宇陀市	宇陀市地内	宇陀川 中山川 芳野川 四郷川 宇賀志川 町並川 内牧川
平群町	平群町地内	竜田川 櫛原川
三郷町	三郷町地内	大和川 信貴川
斑鳩町	斑鳩町地内	大和川 富雄川 竜田川 三代川
安堵町	安堵町地内	富雄川 大和川 岡崎川
川西町	川西町地内	大和川 寺川 飛鳥川 曾我川
三宅町	三宅町地内	飛鳥川 曾我川 新川 寺川
田原本町	田原本町地内	大和川 飛鳥川 曾我川 寺川 鳥米川 かんでん川 かんじょう川
王寺町	王寺町地内	大和川 葛下川
広陵町	広陵町地内	葛城川 曾我川 土庫川 高田川
河合町	河合町地内	大和川 高田川 不毛田川

計 22 団体

## 2. 重要水防箇所

### (1) 国土交通大臣管理区間

(ア) 国土交通大臣が管理している淀川、大和川及び紀の川水系に係る重要水防箇所については、次ページ「評価基準」に従い水防上重要な箇所を指定している。

### (イ) 重要水防箇所総括表

河川名	国管理 区間延長 (km)		水防必要箇所								
			計			A			B		
			越水・溢水		工作物	越水・溢水		工作物	越水・溢水		工作物
			箇所	km	箇所	箇所	km	箇所	箇所	km	箇所
大和川	右岸	10.82	9	10.82	19	5	9.99	19	4	0.84	—
	左岸	11.84	13	11.03	17	7	9.92	17	6	1.11	—
	計	22.66	22	21.85	36	12	19.90	36	10	1.95	—
曾我川	右岸	1.93	4	1.93	2	2	0.37	2	2	1.56	—
	左岸	1.98	5	1.98	2	2	0.40	2	3	1.58	—
	計	3.91	9	3.91	4	4	0.77	4	5	3.14	—
佐保川	右岸	7.88	8	5.48	19	2	0.77	9	6	4.71	10
	左岸	7.93	11	5.55	16	4	0.79	6	7	4.76	10
	計	15.81	19	11.03	35	6	1.55	15	13	9.48	20
紀の川	右岸	7.3	8	2.7	1	3	0.9	1	5	1.8	
	左岸	7.1	8	2.7	1	2	0.9	1	6	1.8	
	計	14.4	16	5.4	2	5	1.8	2	11	3.6	0
名張川	右岸	6.50	2	0.60		1	0.40		1	0.20	
	左岸	13.00	3	0.85		2	0.60		1	0.25	
	計	19.50	5	1.45	1	3	1.00	1	2	0.45	0
宇陀川	右岸	13.44	4	1.08		2	0.48		2	0.60	
	左岸	13.44	6	1.77		3	0.82		3	0.95	
	計	26.88	10	2.85	2	5	1.30	1	5	1.55	1
その他	右岸	8.43	0	0.00		0	0.00		0	0.00	
	左岸	8.43	0	0.00		0	0.00		0	0.00	
	計	16.86	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0
計	右岸	56.30	36	24.16	41	17	14.76	31	19	9.41	10
	左岸	63.72	50	26.51	37	27	17.72	26	23	8.79	11
	計	120.02	86	50.67	84	44	32.46	60	42	18.21	24

(ウ) 重要水防箇所評定基準 (案) (国土交通大臣管理区間)

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管、その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
重点箇所	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間を設定する。		

## (エ) 国管理河川重要水防箇所一覧

大和川河川事務所

番号	河川名	左右岸 の別	種 別	重要度	地先名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
1	大和川	左	越水(溢水)	A	王寺町藤井	24.6k ~ 25.8k	1,149	3,500 ( 25.8 )	40.383	36.940	1.50	王寺	
2	大和川	左	越水(溢水)	B	王寺町元町	25.8k ~ 26.0k	181	3,500 ( 26.0 )	40.409	36.270	1.50	王寺	
3	大和川	左	越水(溢水)	A	王寺町久度	26.0k ~ 31.4k	5,014	3,200 ( 28.8 )	41.536	39.840	1.50	王寺	
4	大和川	左	越水(溢水)	B	河合町泉台	31.4k ~ 31.6k	213	3,100 ( 31.6 )	43.504	44.480	1.50	王寺	
5	大和川	左	越水(溢水)	A	河合町泉台	31.6k ~ 31.8k	176	3,100 ( 31.8 )	43.662	42.940	1.50	王寺	
6	大和川	左	越水(溢水)	B	河合町泉台	31.8k ~ 32.0k	202	3,100 ( 32.0 )	43.655	43.410	1.50	王寺	
7	大和川	左	越水(溢水)	A	河合町泉台	32.2k ~ 32.4k	178	3,100 ( 32.4 )	43.780	43.090	1.50	王寺	
8	大和川	左	越水(溢水)	B	河合町泉台	32.4k ~ 32.6k	199	3,100 ( 32.6 )	44.098	44.210	1.50	王寺	
9	大和川	左	越水(溢水)	A	河合町穴闇	32.6k ~ 32.8k	256	3,100 ( 32.8 )	44.297	43.860	1.50	王寺	
10	大和川	左	越水(溢水)	B	河合町川合	32.8k ~ 33.0k	105	2,900 ( 33.0 )	44.100	44.190	1.50	王寺	
11	大和川	左	越水(溢水)	A	河合町川合	33.0k ~ 33.2k	226	2,900 ( 33.2 )	44.263	44.230	1.50	王寺	
12	大和川	左	越水(溢水)	B	河合町川合	33.2k ~ 33.4k	209	2,900 ( 33.4 )	44.169	44.390	1.50	王寺	
13	大和川	左	越水(溢水)	A	安堵町窪田	33.4k ~ 36.2k+128m	2,919	1,600 ( 34.8 )	45.828	44.940	1.50	王寺	
14	大和川	右	越水(溢水)	A	三郷町立野南	25.2k ~ 27.2k	1,777	3,500 ( 26.4 )	40.295	35.110	1.50	王寺	
15	大和川	右	越水(溢水)	B	三郷町立野北	27.2k ~ 27.4k	225	3,200 ( 27.4 )	41.051	41.060	1.50	王寺	
16	大和川	右	越水(溢水)	A	斑鳩町神南	27.4k ~ 32.4k	4,883	3,200 ( 30.0 )	41.870	41.160	1.50	王寺	
17	大和川	右	越水(溢水)	B	斑鳩町目安	32.4k ~ 32.6k	226	3,100 ( 32.6 )	44.098	44.780	1.50	王寺	
18	大和川	右	越水(溢水)	A	斑鳩町目安	32.6k ~ 32.8k	216	3,100 ( 32.8 )	44.297	43.440	1.50	王寺	
19	大和川	右	越水(溢水)	B	安堵町笠目	32.8k ~ 33.0k	185	2,900 ( 33.0 )	44.100	44.660	1.50	王寺	
20	大和川	右	越水(溢水)	A	安堵町笠目	33.0k ~ 33.2k	225	2,900 ( 33.2 )	44.263	43.600	1.50	王寺	
21	大和川	右	越水(溢水)	B	安堵町笠目	33.2k ~ 33.4k	202	2,900 ( 33.4 )	44.169	44.420	1.50	王寺	
22	大和川	右	越水(溢水)	A	安堵町窪田	33.4k ~ 36.2k+110m	2,884	1,600 ( 35.0 )	45.832	45.430	1.50	王寺	
23	曾我川	左	越水(溢水)	B	河合町川合	0.0k ~ 0.8k	747	1,250 ( 0.4 )	44.122	44.370	1.20	王寺	
24	曾我川	左	越水(溢水)	A	河合町長楽	0.8k ~ 1.0k	181	1,250 ( 1.0 )	45.555	45.440	1.20	王寺	
25	曾我川	左	越水(溢水)	B	河合町長楽	1.0k ~ 1.6k	618	1,100 ( 1.4 )	45.034	45.610	1.20	王寺	
26	曾我川	左	越水(溢水)	A	広陵町大場	1.6k ~ 1.8k	215	700 ( 1.8 )	46.274	46.090	1.20	王寺	

## (エ) 国管理河川重要水防箇所一覧

大和川河川事務所

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
27	曾我川	左	越水(溢水)	B	広陵町大場	1.8k ~ 2.0k	215	700 ( 1.8 )	46.427	46.500	1.20	王寺	
28	曾我川	右	越水(溢水)	A	川西町保田	0.0k ~ 0.2k	183	1,250 ( 0.2 )	43.818	44.330	1.50	王寺	
29	曾我川	右	越水(溢水)	B	河合町川合	0.2k ~ 0.8k	591	1,250 ( 0.6 )	44.316	44.680	1.20	王寺	
30	曾我川	右	越水(溢水)	A	川西町保田	0.8k ~ 1.0k	182	1,250 ( 1.0 )	45.555	45.330	1.20	王寺	
31	曾我川	右	越水(溢水)	B	河合町長楽	1.0k ~ 2.0k	966	1,100 ( 1.4 )	45.034	45.680	1.20	王寺	
32	佐保川	左	越水(溢水)	B	大和郡山市額部南町	0.0k ~ 1.4k	1,378	900 ( 0.8 )	46.047	46.250	1.20	王寺	
33	佐保川	左	越水(溢水)	B	大和郡山市長安寺町	1.6k ~ 1.8k	200	900 ( 1.8 )	46.587	47.730	1.20	王寺	
34	佐保川	左	越水(溢水)	A	大和郡山市伊豆七条町	2.4k ~ 2.6k	198	900 ( 2.6 )	48.286	48.260	1.20	王寺	
35	佐保川	左	越水(溢水)	B	大和郡山市伊豆七条町	2.6k ~ 2.8k	199	900 ( 2.8 )	48.248	48.710	1.20	王寺	
36	佐保川	左	越水(溢水)	A	大和郡山市伊豆七条町	2.8k ~ 3.0k	196	900 ( 3.0 )	49.043	48.860	1.20	王寺	
37	佐保川	左	越水(溢水)	B	大和郡山市伊豆七条町	3.0k ~ 4.6k	1,623	800 ( 3.4 )	49.365	49.480	1.20	王寺	
38	佐保川	左	越水(溢水)	A	大和郡山市番条町	4.6k ~ 4.8k	179	700 ( 4.8 )	50.063	49.650	1.20	王寺	
39	佐保川	左	越水(溢水)	B	大和郡山市稗田町	5.0k ~ 5.6k	565	600 ( 5.6 )	51.063	51.540	1.20	王寺	
40	佐保川	左	越水(溢水)	B	大和郡山市稗田町	5.8k ~ 6.2k	386	600 ( 6.0 )	51.063	51.320	1.20	王寺	
41	佐保川	左	越水(溢水)	A	大和郡山市下三橋町	6.2k ~ 6.4k	212	600 ( 6.4 )	53.147	53.070	1.20	王寺	
42	佐保川	左	越水(溢水)	B	大和郡山市下三橋町	6.4k ~ 6.8k	410	600 ( 6.6 )	53.016	53.360	1.20	王寺	
43	佐保川	右	越水(溢水)	B	大和郡山市額部北町	0.0k ~ 1.6k	1,553	900 ( 1.0 )	46.193	47.070	1.20	王寺	
44	佐保川	右	越水(溢水)	B	大和郡山市馬司町	2.4k ~ 2.8k	414	900 ( 2.8 )	48.248	48.620	1.20	王寺	
45	佐保川	右	越水(溢水)	A	大和郡山市馬司町	2.8k ~ 3.4k	573	800 ( 3.2 )	49.048	49.020	1.20	王寺	
46	佐保川	右	越水(溢水)	B	大和郡山市筒井町	3.4k ~ 3.8k	409	800 ( 3.6 )	49.367	49.480	1.20	王寺	
47	佐保川	右	越水(溢水)	A	大和郡山市番条町	3.8k ~ 4.0k	193	800 ( 4.0 )	49.629	48.160	1.20	王寺	
48	佐保川	右	越水(溢水)	B	大和郡山市番条町	4.0k ~ 4.8k	777	800 ( 4.6 )	50.106	50.510	1.20	王寺	
49	佐保川	右	越水(溢水)	B	大和郡山市高田町	5.0k ~ 6.0k	986	600 ( 5.6 )	51.063	51.730	1.20	王寺	
50	佐保川	右	越水(溢水)	B	大和郡山市高田町	6.2k ~ 6.8k	575	600 ( 6.6 )	53.016	53.830	1.20	王寺	
51	大和川	左	堤体漏水	B	王寺町久度	28.4k ~ 29.0k	524	3,200 ( 28.8 )	41.536	39.840	1.50	王寺	
52	大和川	左	堤体漏水	B	王寺町舟戸	29.2k ~ 29.8k	615	3,200 ( 29.6 )	41.909	40.510	1.50	王寺	

## (エ) 国管理河川重要水防箇所一覧

大和川河川事務所

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
53	大和川	左	堤体漏水	B	河合町大輪田	30.6k ~ 31.8k	1,163	3,100 ( 31.2 )	43.371	41.870	1.50	王寺	
54	大和川	左	堤体漏水	B	河合町川合	33.2k ~ 33.4k	209	2,900 ( 33.4 )	44.169	44.390	1.50	王寺	
55	大和川	右	堤体漏水	B	三郷町勢野東	28.6k ~ 28.8k	171	3,200 ( 28.8 )	41.536	39.690	1.50	王寺	
56	大和川	右	堤体漏水	B	斑鳩町神南	29.6k ~ 29.8k	196	3,200 ( 29.8 )	41.980	41.080	1.50	王寺	
57	大和川	右	堤体漏水	B	斑鳩町目安	30.2k ~ 32.8k	2,548	3,100 ( 31.6 )	43.504	42.590	1.50	王寺	
58	大和川	右	堤体漏水	B	安堵町笠目	33.2k ~ 33.4k	202	2,900 ( 33.4 )	44.169	44.420	1.50	王寺	
59	大和川	右	堤体漏水	B	安堵町窪田	35.2k ~ 36.0k	833	1,600 ( 35.6 )	46.109	45.810	1.50	王寺	
60	曾我川	左	堤体漏水	B	河合町長楽	1.0k ~ 1.8k	833	1,100 ( 1.4 )	45.034	45.640	1.20	王寺	
61	曾我川	右	堤体漏水	B	川西町保田	0.5k ~ 1.1k	573	1,250 ( 0.8 )	44.655	45.010	1.20	王寺	
62	曾我川	右	堤体漏水	B	三宅町小柳	1.6k ~ 1.8k	207	700 ( 1.8 )	46.274	46.600	1.20	王寺	
63	佐保川	左	堤体漏水	B	大和郡山市長安寺町	1.6 ~ 1.8k	200	900 ( 1.8 )	46.587	47.730	1.20	王寺	
64	佐保川	左	堤体漏水	B	大和郡山市番条町	3.6k ~ 4.0k	399	800 ( 3.8 )	49.513	49.700	1.20	王寺	
65	佐保川	左	堤体漏水	B	大和郡山市稗田町	5.0k ~ 5.2k	194	700 ( 5.2 )	50.814	51.190	1.20	王寺	
66	佐保川	右	堤体漏水	B	大和郡山市額田部北町	0.0k ~ 0.7k	707	900 ( 0.4 )	46.097	46.300	1.20	王寺	
67	佐保川	右	堤体漏水	B	大和郡山市長安寺町	1.6k ~ 1.8k	174	900 ( 1.8 )	46.587	47.790	1.20	王寺	
68	佐保川	右	堤体漏水	B	大和郡山市筒井町	3.3k ~ 4.0k	697	800 ( 3.6 )	49.367	49.480	1.20	王寺	
69	大和川	左	基礎地盤漏水	B	河合町泉台	32.3k ~ 32.7k	416	3,100 ( 32.6 )	44.098	44.210	1.50	王寺	
70	曾我川	右	基礎地盤漏水	B	川西町保田	0.5k ~ 1.1k	573	1,250 ( 0.8 )	44.655	45.010	1.20	王寺	
71	佐保川	左	基礎地盤漏水	B	大和郡山市長安寺町	1.7k ~ 2.1k	409	900 ( 2.0 )	46.805	48.040	1.20	王寺	
72	大和川	右	工作物	A	三郷町勢野東	28.0k + 160m	—	3,200 ( 28.2 )	41.360	39.820	1.50	王寺	三軒屋川樋門
73	大和川	左	工作物	A	河合町大輪田	31.2k + 6m	—	3,100 ( 31.2 )	43.371	41.900	1.50	王寺	大輪田悪水樋管
74	大和川	右	工作物	A	斑鳩町神南	29.8k - 92m	—	3,200 ( 29.8 )	41.980	40.880	1.50	王寺	南浦樋門
75	大和川	右	工作物	A	斑鳩町神南	30.0k + 190m	—	3,200 ( 30.2 )	42.629	41.480	1.50	王寺	神南樋管
76	曾我川	左	工作物	A	河合町長楽	1.2k + 110m	—	1,100 ( 1.4 )	45.034	45.610	1.20	王寺	大坪樋門
77	曾我川	右	工作物	A	川西町保田	1.2k + 33m	—	1,100 ( 1.2 )	44.906	45.580	1.20	王寺	大坪樋管 (中詰)
78	佐保川	左	工作物	A	大和郡山市長安寺町	2.0k + 153m	—	900 ( 2.2 )	46.879	48.190	1.20	王寺	芹川樋門

## (エ) 国管理河川重要水防箇所一覧

大和川河川事務所

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
79	佐保川	左	工作物	A	大和郡山市番条町	4.8k - 6m	-	700 ( 4.8 )	50.063	49.530	1.20	王寺	番条北用水 (樋門)
80	佐保川	右	工作物	A	大和郡山市額田部北町	1.2k + 68m	-	900 ( 1.2 )	46.220	47.190	1.20	王寺	須原横樋門
81	佐保川	右	工作物	A	大和郡山市馬司町	3.0k + 115m	-	800 ( 3.2 )	49.048	49.070	1.20	王寺	馬司樋門
82	佐保川	右	工作物	A	大和郡山市番条町	3.8k + 100m	-	800 ( 4.0 )	49.629	48.160	1.20	王寺	西浦量川排水樋管
83	佐保川	右	工作物	A	大和郡山市番条町	4.8k - 5m	-	700 ( 4.8 )	50.063	50.720	1.20	王寺	番条北井堰
84	佐保川	右	工作物	A	大和郡山市野垣内町	7.4k + 16m	-	600 ( 7.4 )	53.565	56.670	1.20	王寺	大川用水 (樋管)
85	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町藤井	24.0k + 200m	-	3,500 ( 24.0 )	36.114	34.340	1.50	堺	亀の瀬橋
		右			右岸：柏原市峠	24.0k + 200m	-		36.114	36.400	1.50		
86	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町藤井	25.6k - 80m	-	3,500 ( 25.4 )	40.157	37.750	1.50	王寺	大正橋
		右			右岸：三郷町立野南	25.6k - 107m	-		40.157	38.000	1.50		
87	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町藤井	25.6k + 25m	-	3,500 ( 25.8 )	40.383	37.230	1.50	王寺	J R 第三大和川橋梁
		右			右岸：三郷町立野	25.8k + 30m	-		40.383	37.160	1.50		
88	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町元町	26.8k + 110m	-	3,500 ( 27.0 )	40.808	39.860	1.50	王寺	神前橋
		右			右岸：三郷町立野北	26.8k + 66m	-		40.808	38.590	1.50		
89	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町久度	27.2k - 35m	-	3,200 ( 27.2 )	40.985	39.010	1.50	王寺	J R 第二大和川橋梁
		右			右岸：三郷町立野北	27.2k - 29m	-		40.985	37.720	1.50		
90	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町久度	27.6k	-	3,200 ( 27.6 )	41.138	39.690	1.50	王寺	多聞橋
		右			右岸：三郷町立野北	27.6k	-		41.138	39.710	1.50		
91	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町久度	27.8k + 42m	-	3,200 ( 27.8 )	41.207	39.310	1.50	王寺	近鉄生駒線大和川橋梁
		右			右岸：三郷町勢野西	28.0k - 171m	-		41.207	39.660	1.50		
92	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町久度	28.4k - 72m	-	3,200 ( 28.4 )	41.382	39.490	1.50	王寺	明治橋
		右			右岸：三郷町勢野東	28.4k - 71m	-		41.382	39.180	1.50		
93	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町久度	28.6k + 95m	-	3,200 ( 28.8 )	41.536	39.860	1.50	王寺	若草橋
		右			右岸：三郷町勢野東	28.6k + 112m	-		41.536	39.690	1.50		
94	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町舟戸	29.2k + 111m	-	3,200 ( 29.4 )	41.860	40.360	1.50	王寺	昭和橋
		右			右岸：斑鳩町神南	29.2k + 110m	-		41.860	40.760	1.50		
95	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町大輪田	30.8k + 61m	-	3,100 ( 30.8 )	42.902	41.310	1.50	王寺	J R 第一大和川橋梁
		右			右岸：斑鳩町神南	30.8k + 99m	-		42.902	41.700	1.50		
96	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町大輪田	31.2k - 4m	-	3,100 ( 31.2 )	43.371	41.900	1.50	王寺	大城橋
		右			右岸：斑鳩町目安	31.2k - 17m	-		43.371	42.290	1.50		

## (エ) 国管理河川重要水防箇所一覧

大和川河川事務所

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
97	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町泉台	32.6k + 49m	—	3,100 ( 32.6 )	44.098	44.210	1.50	王寺	新御幸橋
		右			右岸：斑鳩町目安	32.6k - 21m	—		44.098	44.740	1.50		
98	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町川合	33.0k + 30m	—	2,900 ( 33.0 )	44.100	44.120	1.50	王寺	御幸橋
		右			右岸：安堵町笠目	33.0k + 21m	—		44.100	44.660	1.50		
99	大和川	左	工作物	A	左岸：安堵町窪田	34.2k + 29m	—	1,900 ( 34.2 )	45.186	44.890	1.50	王寺	太子橋
		右			右岸：安堵町窪田	34.2k + 29m	—		45.186	44.490	1.50		
100	大和川	左	工作物	A	左岸：川西町吐田	35.0k - 26m	—	1,600 ( 35.0 )	45.832	45.320	1.50	王寺	馬場尻橋
		右			右岸：安堵町窪田	35.0k - 20m	—		45.832	45.380	1.50		
101	大和川	左	工作物	A	左岸：川西町吐田	35.8k + 80m	—	1,600 ( 35.8 )	46.181	46.010	1.50	王寺	板屋ヶ瀬橋
		右			右岸：大和郡山市額田部南町	35.8k + 100m	—		46.181	46.110	1.50		
102	曾我川	左	工作物	A	左岸：河合町川合	0.8k + 56m	—	1,250 ( 0.8 )	44.655	45.100	1.20	王寺	保橋
		右			右岸：川西町保田	0.8k + 49m	—		44.655	45.010	1.20		
103	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市額田部南町	0.1k + 54m	—	900 ( 0.2 )	46.125	46.420	1.20	王寺	高橋
		右			右岸：大和郡山市額田部寺町	0.1k + 57m	—		46.125	46.650	1.20		
104	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市宮堂町	1.4k + 45m	—	900 ( 1.6 )	46.075	47.300	1.20	王寺	近鉄榎原線佐保川橋梁
		右			右岸：大和郡山市長安寺町	1.4k + 155m	—		46.075	47.090	1.20		
105	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市長安寺町	1.6k + 40m	—	900 ( 1.8 )	46.587	47.710	1.20	王寺	宮堂橋* H1 改築済み
		右			右岸：大和郡山市長安寺町	1.6k + 40m	—		46.587	47.780	1.20		
106	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市長安寺町	1.8k - 41m	—	900 ( 1.8 )	46.587	47.710	1.20	王寺	近鉄天理線佐保川橋梁* H1 改築済み
		右			右岸：大和郡山市長安寺町	1.8k - 52m	—		46.587	47.780	1.20		
107	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市長安寺町	2.0k + 50m	—	900 ( 2.0 )	46.805	48.060	1.20	王寺	三郷橋* H6 改築済み
		右			右岸：大和郡山市長安寺町	2.0k + 45m	—		46.805	48.280	1.20		
108	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市伊豆七条町	2.5k + 37m	—	900 ( 2.6 )	48.286	47.810	1.20	王寺	西名阪佐保川橋 (Eランプ橋)
		右			右岸：大和郡山市馬司町	2.5k + 15m	—		48.286	49.310	1.20		
109	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市伊豆七条町	2.5k + 78m	—	900 ( 2.6 )	48.286	47.810	1.20	王寺	西名阪佐保川橋
		右			右岸：大和郡山市馬司町	2.5k + 43m	—		48.286	49.310	1.20		
110	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市伊豆七条町	2.6k + 5m	—	900 ( 2.6 )	48.286	47.810	1.20	王寺	西名阪佐保川橋 (Hランプ橋)
		右			右岸：大和郡山市馬司町	2.5k + 65m	—		48.286	49.310	1.20		

## (エ) 国管理河川重要水防箇所一覧

大和川河川事務所

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
111	佐保川	左	工作物	A	左岸：大和郡山市伊豆七条町	3.4k + 60m	—	800 ( 3.4 )	49.365	49.650	1.20	王寺	井筒橋
		右			右岸：大和郡山市筒井町	3.4k + 65m	—		49.365	49.160	1.20		
112	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市番条町	4.4k + 40m	—	800 ( 4.4 )	49.947	50.110	1.20	王寺	寿橋
		右			右岸：大和郡山市番条町	4.4k + 41m	—		49.947	50.230	1.20		
113	佐保川	左	工作物	A	左岸：大和郡山市稗田町	4.8k + 187m	—	700 ( 5.0 )	50.560	52.040	1.20	王寺	佐保川水管橋
		右			右岸：大和郡山市杉町	4.8k + 201m	—		50.560	51.970	1.20		
114	佐保川	左	工作物	A	左岸：大和郡山市稗田町	4.8k + 198m	—	700 ( 5.0 )	50.560	52.040	1.20	王寺	杉橋
		右			右岸：大和郡山市杉町	4.8k + 211m	—		50.560	51.970	1.20		
115	佐保川	左	工作物	B	左岸：大和郡山市高田町	6.0k - 147m	—	600 ( 5.8 )	50.887	51.980	1.20	王寺	稗田橋
		右			右岸：大和郡山市高田町	6.0k - 157m	—		50.887	51.740	1.20		
116	佐保川	左	工作物	A	左岸：大和郡山市下三橋町	6.8k - 20m	—	600 ( 6.8 )	53.489	54.210	1.20	王寺	郡界橋
		右			右岸：大和郡山市高田町	6.8k - 20m	—		53.489	54.310	1.20		
117	大和川	左	破堤跡・旧川跡	○	安堵町窪田	34.7k ~ 34.9k	209	1,600 ( 34.8 )	45.828	44.960	1.50	王寺	旧川跡
118	大和川	右	破堤跡・旧川跡	○	安堵町窪田	34.9k ~ 35.1k	191	1,600 ( 35.0 )	45.832	45.380	1.50	王寺	旧川跡
119	大和川	右	破堤跡・旧川跡	○	川西町吐田	35.3k ~ 35.5k	201	1,600 ( 35.4 )	46.011	45.650	1.50	王寺	旧川跡
120	曾我川	左	破堤跡・旧川跡	○	河合町川合	0.0k ~ 0.1k	94	1,250 ( 0.0 )	43.948	44.270	1.50	王寺	旧川跡
121	曾我川	左	破堤跡・旧川跡	○	河合町長楽	1.1k ~ 1.3k	210	1,100 ( 1.2 )	44.906	45.080	1.20	王寺	旧川跡
122	曾我川	左	破堤跡・旧川跡	○	広陵町大場	1.7k ~ 1.9k	215	700 ( 1.8 )	46.274	46.090	1.20	王寺	旧川跡
123	曾我川	右	破堤跡・旧川跡	○	川西町保田	1.1k ~ 1.3k	187	1,100 ( 1.2 )	44.906	45.580	1.20	王寺	旧川跡
124	曾我川	右	破堤跡・旧川跡	○	三宅町小柳	1.5k ~ 1.7k	196	1,100 ( 1.6 )	46.020	46.170	1.20	王寺	旧川跡
125	佐保川	左	破堤跡・旧川跡	○	大和郡山市稗田町	5.3k ~ 5.5k	186	600 ( 5.4 )	50.767	51.280	1.20	王寺	旧川跡
126	佐保川	右	破堤跡・旧川跡	○	大和郡山市長安寺町	2.1k ~ 2.3k	196	900 ( 2.2 )	46.879	48.160	1.20	王寺	旧川跡
127	佐保川	右	破堤跡・旧川跡	○	大和郡山市馬司町	2.5k ~ 2.7k	207	900 ( 2.6 )	48.286	49.310	1.20	王寺	旧川跡
128	佐保川	右	破堤跡・旧川跡	○	大和郡山市馬司町	2.9k ~ 3.1k	192	900 ( 3.0 )	49.043	49.000	1.20	王寺	旧川跡
129	佐保川	右	破堤跡・旧川跡	○	大和郡山市杉町	5.1k ~ 5.3k	197	700 ( 5.2 )	50.814	50.970	1.20	王寺	旧川跡

## (エ) 国管理河川重要水防箇所一覧 (重点区間)

大和川河川事務所

番号	河川名	左右岸の別	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備 考
1	大和川	左	王寺町久度	27.0k+199.7m ~ 27.4k	176	3,200 ( 27.2 )	40.971	39.010	1.50	王寺	堤防高A、堤防漏水B
2	大和川	左	王寺町久度	28.0k ~ 28.6k	564	3,200 ( 28.2 )	41.360	39.400	1.50	王寺	堤防高A、堤防漏水B
3	大和川	左	川西町吐田	36.0k ~ 36.2k+128m	421	700 ( 36.2 )	46.735	46.210	1.20	王寺	堤防高A、堤防漏水B
4	大和川	右	三郷町勢野東	28.4k ~ 28.6k	197	3,200 ( 28.6 )	41.409	39.580	1.50	王寺	堤防高A、堤防漏水B
5	大和川	右	三郷町勢野東	28.8k ~ 29.2k	478	3,200 ( 29.0 )	41.595	39.720	1.50	王寺	堤防高A、堤防漏水B
6	大和川	右	安堵町窪田	33.6k ~ 34.0+106.7m	535	2,100 ( 33.8 )	44.946	44.440	1.50	王寺	堤防高A
7	大和川	右	大和郡山市額田部南町	36.0k ~ 36.2+110m	379	700 ( 36.2 )	46.735	45.960	1.20	王寺	堤防高A、堤防漏水B
8	佐保川	右	大和郡山市番条町	3.8k ~ 4.0k	193	800 ( 4.0 )	49.837	48.160	1.20	王寺	堤防高A、堤防漏水B

(オ) 直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
1	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	五條市大津町	56.2k	192	6,800 (56.2)	97.63	98.85	1.50	五條	
2	紀の川	右岸	越水(溢水)	A	五條市上野町 ～五條市犬飼町	56.4k +70m 56.8k +230m	516	6,800 (56.6)	97.55	93.64	1.50	五條	無堤区間
3	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	五條市上野町	56.4k ~ 56.8k	561	6,800 (56.6)	97.55	93.64	1.50	五條	旧川跡
4	紀の川	左岸	越水(溢水)	A	五條市中町	56.4k ~ 56.6k	390	6,800 (56.4)	97.74	97.10	1.50	五條	
5	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	五條市犬飼町 ～五條市二見5丁目	57.2k ~ 58.2k	1,193	6,800 (57.6)	98.71	98.10	1.50	五條	旧川跡
6	紀の川	右岸	越水(溢水)	A	五條市二見5丁目	57.4k	157	6,800 (57.4)	98.71	98.10	1.50	五條	無堤区間
7	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	五條市二見5丁目	57.4k ~ 57.4k +97.5m	98	6,800 (57.4)	98.41	98.10	1.50	五條	新堤防、R4年度築堤
8	紀の川	右岸	越水(溢水)	B	五條市二見5丁目	57.6k	196	6,800 (57.6)	98.71	98.10	1.50	五條	無堤区間
9	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	五條市黒駒町	57.6k	140	6,800 (57.6)	98.71	100.18	1.50	五條	
10	紀の川	右岸	越水(溢水)	A	五條市二見5丁目	57.8k	194	6,800 (57.8)	99.05	96.80	1.50	五條	無堤区間
11	紀の川	右岸	越水(溢水)	B	五條市二見5丁目	58.0k ~ 58.8k	1,034	6,800 (58.4)	99.91	100.86	1.50	五條	HWL堤
12	紀の川	左岸	越水(溢水)	A	五條市野原西6丁目	58.6k	466	5,600 (58.6)	101.15	99.90	1.50	五條	HWL堤
13	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	五條市野原西1丁目	58.8k ~ 59.0k	438	5,600 (58.8)	100.49	101.29	1.50	五條	HWL堤
14	紀の川	右岸	越水(溢水)	B	五條市新町2丁目	59.4k	164	5,600 (59.4)	101.88	103.23	1.50	五條	
15	紀の川	左岸	堤体漏水	B	五條市野原西1丁目	59.8k ~ 60.0k	282	5,600 (59.8)	101.87	103.38	1.50	五條	
16	紀の川	右岸	越水(溢水)	B	五條市本町2丁目	60.0k	203	5,600 (60.0)	102.27	103.50	1.50	五條	
17	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	五條市野原西1丁目～2丁目	60.0k ~ 60.4k	536	5,600 (60.2)	102.20	103.41	1.50	五條	
18	紀の川	右岸	工作物	A	五條市五條2丁目 五條市五條3丁目	60.2k + 64m		5,600 (60.2)	102.20	104.13	1.50	五條	田中樋門
19	紀の川	左岸	工作物	A	五條市野原西3丁目	60.6k + 5m		5,600 (60.6)	102.82	104.75	1.50	五條	野原第2樋管
20	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	五條市野原中1丁目 ～五條市野原東2丁目	60.8k ~ 61.2k -40m	360	5,600 (61.2)	102.25	105.80	1.50	五條	H23台風12号
21	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	五條市野原中2丁目	61.2k ~ 61.2k -40m ~ +40m	80	5,600 (61.2)	104.25	105.80	1.50	五條	新堤防、R4年度築堤
22	紀の川	右岸	越水(溢水)	B	五條市小島町	61.8k	226	5,600 (61.8)	104.39	105.08	1.50	五條	

(オ) 直轄河川重要水防箇所箇所別調書(重点区間)

和歌山河川国道事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備 考
1	紀の川	左岸	五條市中町	56.4k ~ 56.6k	390	6,800 (56.4)	97.738	97.095	1.50	五條	越水(溢水)(A)
2	紀の川	右岸	五條市上野町 ~五條市犬飼町	56.4k ~ 56.8k +70m ~ +230k	516	6,800 (56.6)	97.548	93.639	1.50	五條	越水(溢水)(A)
3	紀の川	右岸	五條市二見5丁目	57.4k	157	6,800 (57.4)	98.406	98.1	1.50	五條	越水(溢水)(A) 無堤区間
4	紀の川	右岸	五條市二見5丁目	57.8k	194	6,800 (57.8)	99.047	96.8	1.50	五條	越水(溢水)(A) 無堤区間
5	紀の川	左岸	五條市野原西6丁目	58.6k	466	5,600 (58.6)	101.15	99.9	1.50	五條	越水(溢水)(A) 無堤区間

## (カ)国管理河川重要水防箇所一覧

木津川上流河川事務所

番号	河川名	左右岸 の別	種別	重要 度	地点名	距離杭	延長(m)	対象とする 流量(m <sup>3</sup> /s)	対象とする 流量を 現河道に 流した時 の水位(m)	現堤防高 (TP.m)	計画堤防 余裕高 (m)	担当 出張所	備考
1	名張川	左	越水・溢水	A	山添村広瀬地先	名張川 16.0k+100m～16.2k+100m	200	3200 (16.2k)	151.93	151.68	1.5	名張川	
2	名張川	左	越水・溢水	B	山添村広瀬地先	" 16.4k+50m～16.6k+100m	250	3200 (16.6k)	153.28	153.94	1.5	名張川	
3	名張川	左	水衝・深掘れ	B	山添村広瀬地先	" 16.4k+70m～16.4k+110m	40	3200 (16.4k)	153.49	155.04	1.5	名張川	
4	名張川	左	越水・溢水	A	山添村広瀬地先	" 16.6k+100m～17.0k+100m	400	3200 (17.0k)	154.81	154.65	1.5	名張川	16.8k：越水危険箇所
5	名張川	—	工作物	A	山添村広瀬地先	" 16.8k+73m	—	3200 (16.8k)	154.89	154.17	1.5	奈良県	広瀬橋
6	名張川	右	越水・溢水	A	山添村鶴山地先	" 17.4k-100m～17.6k+100m	400	3200 (17.6k)	158.14	158.10	1.5	名張川	
7	名張川	右	越水・溢水	B	山添村鶴山地先	" 17.6k+100m～17.8k+100m	200	3200 (17.8k)	157.68	158.93	1.5	名張川	
8	宇陀川	左	越水・溢水	B	宇陀市室生三本松地先	" 5.8k+100m～6.0k+100m	200	1300 (6.0k)	215.64	216.76	1.2	名張川	6.0k：越水危険箇所
9	宇陀川	左	越水・溢水	B	宇陀市室生三本松地先	" 6.4k-50m～6.8k+100m	550	1000 (6.8k)	219.06	218.90	1.2	名張川	
10	宇陀川	左	堤防断面	A	宇陀市室生三本松地先	" 6.4k-50m～7.0k+100m	750	1000 (7.0k)	220.02	219.20	1.2	名張川	
11	宇陀川	—	工作物	A	宇陀市室生三本松地先	" 6.6k-25m	—	1300 (6.6k)	216.96	212.65	1.2	宇陀市	辻堂橋
12	宇陀川	左	陸閘	要	宇陀市室生三本松地先	" 6.7k	—	1000 (6.8k)	219.06	218.90	1.2	国交省	長瀬陸閘
13	宇陀川	右	堤防断面	A	宇陀市室生三本松地先	" 6.8k-100m～6.8k+100m	200	1000 (6.8k)	219.06	219.07	1.2	名張川	
14	宇陀川	右	越水・溢水	B	宇陀市室生三本松地先	" 6.8k-100m～6.8k+100m	200	1000 (6.8k)	219.06	219.07	1.2	名張川	6.8k：越水危険箇所
15	宇陀川	—	工作物	B	宇陀市室生三本松地先	" 6.8k+70m	—	1000 (7.0k)	220.02	218.64	1.2	宇陀市	室生橋
16	宇陀川	左	越水・溢水	A	宇陀市室生三本松地先	" 6.8k+100m～7.2k+100m	400	1000 (7.2k)	220.67	219.62	1.2	名張川	7.2k：越水危険箇所
17	宇陀川	右	越水・溢水	A	宇陀市室生三本松地先	" 7.2k+50m～7.4k+100m	250	1000 (7.4k)	220.89	220.36	1.2	名張川	7.4k：越水危険箇所
18	宇陀川	右	堤防断面	A	宇陀市室生三本松地先	" 7.2k+50m～7.4k+100m	250	1000 (7.4k)	220.89	220.36	1.2	名張川	
19	宇陀川	右	越水・溢水	B	宇陀市室生三本松地先	" 7.4k+100m～7.8k+100m	400	1000 (7.8k)	222.57	223.27	1.2	名張川	
20	宇陀川	右	堤防断面	A	宇陀市室生三本松地先	" 7.8k-100m～8.0k+100m	400	1000 (8.0k)	224.38	224.00	1.2	名張川	
21	宇陀川	右	越水・溢水	A	宇陀市室生三本松地先	宇陀川 7.8k+100m～8.2k-70m	230	1000 (8.0k)	224.38	224.00	1.2	名張川	
22	宇陀川	左	越水・溢水	B	宇陀市室生大野地先	" 10.6k-100m～10.6k+100m	200	1000 (10.6k)	238.57	239.01	1.2	名張川	10.6k：越水危険箇所
23	宇陀川	—	工作物	B	宇陀市室生大野地先	" 10.8k-75m	—	1000 (10.8k)	239.59	239.23	1.2	奈良県	大野橋
24	宇陀川	左	越水・溢水	A	宇陀市室生大野地先	" 11.0k-100m～11.4k-80m	420	1000 (11.2k)	240.03	239.67	1.2	名張川	11.0k, 11.2k：越水危険箇所
25	宇陀川	左	堤防断面	A	宇陀市室生大野地先	" 11.0k-100m～11.4k-80m	420	1000 (11.2k)	240.03	239.67	1.2	名張川	

(カ) 国管理河川重要水防箇所（重点区間）

木津川上流河川事務所

番号	河川名	左右岸の別	種別	地点名	距離杭	延長(m)	対象とする流量 (m <sup>3</sup> /s)	対象とする流量を 現河道に流した時 の水位(m)	現堤防高 (TP. m)	計画堤防 余裕高(m)	担当 出張所	備考
1	名張川	—	工作物	(左岸) 山添村広瀬地先 (右岸) 山添村広瀬地先	名張川 16.8k+73m	—	3200 (16.8k)	153.45	154.17	1.5	奈良県	広瀬橋

## (2) 知事管理区間

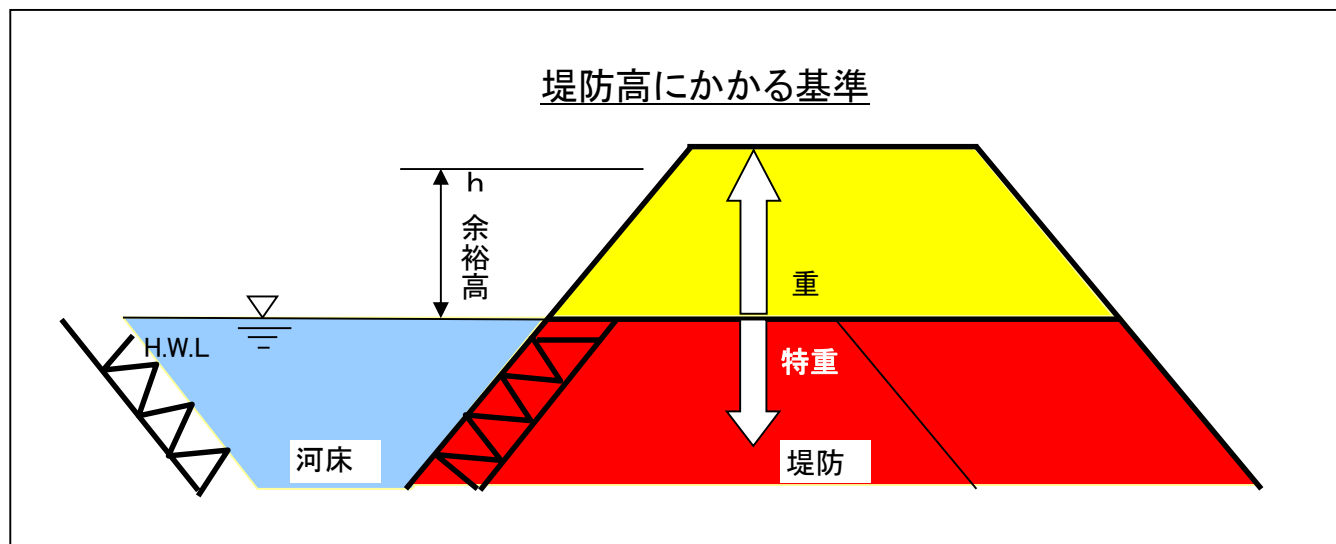
## (ア) 重要水防箇所総計表

	水系	岸	重要水防箇所		特に重要な水防箇所	
			ヶ所	延長 (m)	ヶ所	延長 (m)
水防警報河川	大和川	左	62	157,050	11	9,760
		右	64	158,710	10	9,800
	淀川	左	3	6,950	1	2,200
		右	3	6,950	1	2,200
	紀の川	左	7	38,100	5	5,000
		右	8	40,070	6	6,000
	計	左	72	202,100	17	16,960
		右	75	205,730	17	18,000
水防警報河川以外の河川	大和川	左	59	89,280	6	4,980
		右	60	88,480	6	5,000
	淀川	左	0	0	5	2,070
		右	2	500	7	2,670
	紀の川	左	12	30,840	8	4,730
		右	13	31,740	7	7,230
	新宮川	左	6	4,200	0	0
		右	3	2,200	0	0
	計	左	77	124,320	19	11,780
		右	78	122,920	20	14,900
水系別計	大和川	左	121	246,330	17	14,740
		右	124	247,190	16	14,800
	淀川	左	3	6,950	6	4,270
		右	5	7,450	8	4,870
	紀の川	左	19	68,940	13	9,730
		右	21	71,810	13	13,230
	新宮川	左	6	4,200	0	0
		右	3	2,200	0	0
総計	左	149	326,420	36	28,740	
	右	153	328,650	37	32,900	

(イ) 重要水防箇所危険度判定基準

種 別	ランク	内 容
堤防高 (築堤河川のみ)	特に重要	対象洪水流量(※1)規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。
	重要	対象洪水流量(※1)規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が、余裕高の基準値に満たない箇所。
堤防断面 (築堤河川のみ)	特に重要	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。
	重要	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
法崩れ・すべり (築堤河川のみ)	特に重要	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	重要	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水 (築堤河川のみ)	特に重要	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。
	重要	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝・洗掘 (築堤河川のみ)	特に重要	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。
	重要	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工作物	特に重要	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が対象洪水流量(※1)規模の洪水の水位以下となる箇所。
	重要	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と対象洪水流量(※1)規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
新堤防・破堤跡・旧河川 (築堤河川のみ)	特に重要	—————
	重要	新堤防で築造後3年以内の箇所。
家屋連たん地	特に重要	—————
	重要	対象洪水流量(※1)を安全に流下させることが出来る断面があるが、家屋が連たんしており、過去の浸水実績から特に注意を払う必要がある箇所。
背後地	特に重要	—————
	重要	背後地に都市中枢機能(鉄道、国道、行政機関)が隣接しており、河川の氾濫により都市機能がストップするような危険がある地域。

※1 対象洪水流量・・・大和川水系・淀川水系については1/10規模、紀の川水系、新宮川水系については1/30規模の洪水流量



(ウ) 県管理河川重要水防箇所一覧

① 水防警報河川

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
大和川	左	中和	桜井市・田原本町	自:桜井市大泉～至:田原本町大字蔵堂	2,400	家屋連たん	自:桜井市栗殿～至:桜井市大泉	2,200	堤防高	
	左	中和	田原本町	自:田原本町大字蔵堂～至:田原本町大字平田	800	家屋連たん・漏水				
	左	中和	田原本町	自:田原本町大字平田～至:田原本町八田	6,300	家屋連たん				
	左	奈良	田原本町・天理市	自:田原本町八田～至:布留川北流合流点	1,000	堤防高				
	左	中和	川西町	自:布留川北流合流点～至:川西町吐田(国土交通大臣が水防警報を行う指定河川との境界)	1,900	家屋連たん				
	右	中和	桜井市・田原本町	自:桜井市大泉～至:田原本町大字法貴寺	4,400	家屋連たん	自:桜井市金屋～至:桜井市大泉	2,200	堤防高	
	右	中和	田原本町	自:田原本町大字法貴寺～至:田原本町大字法貴寺	440	家屋連たん・漏水				
	右	中和	田原本町	自:田原本町大字法貴寺～至:田原本町・天理市界	4,660	家屋連たん				
	右	奈良	天理市	自:田原本町・天理市界～至:布留川北流合流点	1,000	堤防高				
	右	中和	川西町・大和郡山市	自:布留川北流合流点～至:大和郡山市額田部南方	900	家屋連たん				
佐保川	左	奈良	奈良市	自:奈良市川上町～至:奈良市芝辻町3丁目	2,800	堤防高・家屋連たん				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市芝辻町3丁目～至:奈良市芝辻町3丁目	200	堤防高・家屋連たん・漏水				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市芝辻町3丁目～至:奈良市八条4丁目	2,700	堤防高・家屋連たん				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市八条4丁目～至:奈良市八条4丁目	400	堤防高・家屋連たん・漏水				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市八条4丁目～至:奈良市八条4丁目	200	堤防高・家屋連たん				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市八条4丁目～至:奈良市八条4丁目	300	堤防高・家屋連たん・漏水				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市八条4丁目～至:秋篠川合流点	1,300	堤防高・家屋連たん				
	右	奈良・郡山	奈良市・大和郡山市	自:奈良市川上町～至:秋篠川合流点	7,900	堤防高・家屋連たん				
秋篠川	左	奈良	奈良市	自:奈良市中山町～至:奈良市四条大路5丁目	6,800	堤防高・家屋連たん				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市四条大路5丁目～至:奈良市五条町	500	堤防高・家屋連たん・漏水				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市五条町～至:奈良市五条町	100	堤防高・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市五条町～至:乾川合流点	660	堤防高・家屋連たん				
	左	奈良	大和郡山市・奈良市	自:奈良市七条東町～至:大和郡山市九条町	200	法崩れ・すべり				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市学園朝日元町2丁目～至:奈良市五条町	7,300	堤防高・家屋連たん				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市五条町～至:奈良市五条町	100	堤防高・家屋連たん・漏水				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市五条町～至:乾川合流点	660	堤防高・家屋連たん				
	右	奈良	大和郡山市・奈良市	自:奈良市七条東町～至:大和郡山市九条町	600	法崩れ・すべり				
	右	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市九条町～至:大和郡山市東奈良口町	200	漏水				
高瀬川	左	奈良	天理市	自:天理市樺本町～至:天理・大和郡山市界	1,500	堤防高				
	左	奈良・郡山	大和郡山市	自:大和郡山市横田町～至:大和郡山市伊豆七条町	800	漏水				
	右	奈良	天理市	自:天理市樺本町～至:天理・大和郡山市界	1,500	堤防高				
	右	奈良・郡山	大和郡山市	自:大和郡山市横田町～至:大和郡山市伊豆七条町	800	漏水				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
5 布留川	左	奈良	天理市	自:布留川北流分岐点～至:布留川南流合流点	4,000	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:布留川北流分岐点～至:布留川南流合流点	4,000	堤防高				
6 富雄川	左	奈良	奈良市	自:奈良・生駒市界～至:奈良市三雑2丁目	2,764	堤防高・家屋連たん				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市三雑2丁目～至:奈良市中町	2,800	堤防高・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市中町～至:奈良市・大和郡山市界	1,850	堤防高・家屋連たん				
	左	郡山	大和郡山市	自:奈良・郡山市界～至:大和郡山市城町	750	堤防高				
	左	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市城町～至:大和郡山市外川町	600	堤防高・漏水				
	左	郡山	大和郡山市・斑鳩町・安堵町	自:大和郡山市外川町～至:安堵町笠目	5,600	堤防高				
	右	奈良	奈良市	自:奈良・生駒市界～至:奈良・郡山市界	7,414	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	大和郡山市	自:奈良・郡山市界～至:大和郡山市城町	700	堤防高				
	右	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市城町～至:大和郡山市外川町	750	堤防高・法崩れ・すべり				
	右	郡山	大和郡山市・斑鳩町・安堵町	自:大和郡山市外川町～至:安堵町大字笠目	5,500	堤防高				
	右	郡山	斑鳩町・安堵町	自:安堵町大字笠目～至:斑鳩町目安4丁目	900	漏水				
	7 竜田川	左	郡山	生駒市	自:生駒市谷田町～至:生駒市小瀬町	3,000	堤防高・家屋連たん	自:生駒市小瀬町～至:生駒市小瀬町(神田川合流点)	100	堤防高・水衝
左		郡山	生駒市	自:生駒市小瀬町(神田川合流点)～至:生駒市小瀬町(乙田川合流点)	500	家屋連たん	自:生駒市小瀬町(乙田川合流点)～至:生駒市小平尾町	300	堤防高・水衝	
左		郡山	生駒市	自:生駒市小平尾町～至:生駒市小平尾町	1,950	堤防高				
左		郡山	平群町	自:平群町上庄～至:平群町椿井	3,130	堤防高	自:平群町椿井～至:平群町椿井	400	堤防高・水衝	
左		郡山	斑鳩町	自:斑鳩町稲葉車瀬2丁目～至:斑鳩町神南2丁目	500	堤防高				
左		郡山	斑鳩町	自:斑鳩町神南2丁目～至:大和川合流点	300	堤防高・法崩れ・すべり				
右		郡山	生駒市	自:生駒市谷田町～至:生駒市小瀬町	3,000	堤防高・家屋連たん	自:生駒市小瀬町～至:生駒市小瀬町(神田川合流点)	100	堤防高・水衝	
右		郡山	生駒市	自:生駒市小瀬町(神田川合流点)～至:生駒市小瀬町(乙田川合流点)	500	家屋連たん	自:生駒市小瀬町(乙田川合流点)～至:生駒市小平尾町	300	堤防高・水衝	
右		郡山	生駒市	自:生駒市小平尾町～至:生駒市小平尾町	1,950	堤防高				
右		郡山	平群町	自:平群町上庄～至:平群町椿井	3,130	堤防高	自:平群町椿井～至:平群町椿井	400	堤防高・水衝	
右		郡山	斑鳩町	自:斑鳩町稲葉車瀬～至:大和川合流点	800	堤防高				
8 葛城川		左	高田	御所市・葛城市・大和高田市	自:御所市御所～至:葛城市笛堂	4,200	家屋連たん	自:葛城市笛堂～至:大和高田市奥田	500	堤防高
	左	高田	大和高田市・広陵町	自:大和高田市奥田～至:曾我川合流点	10,100	漏水・家屋連たん				
	右	高田	御所市・葛城市・大和高田市	自:御所市蛇穴～至:大和高田市奥田	4,400	堤防高・家屋連たん	自:大和高田市奥田～至:大和高田市奥田	300	堤防高	
	右	高田	大和高田市	自:大和高田市奥田～至:大和高田市大字勝目	1,400	堤防高・漏水・家屋連たん				
	右	高田	大和高田市	自:大和高田市大字勝目～至:大和高田市大字今里川合方	1,000	堤防高・漏水・家屋連たん・法崩れ・すべり				
	右	高田・中和	大和高田市・広陵町・橿原市	自:大和高田市大字今里川合方～至:曾我川合流点	7,700	堤防高・漏水・家屋連たん				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
9 高田川	左	高田	大和高田市・広陵町	自:大和高田市磯野～至:広陵町大字沢	7,830	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
	左	高田	河合町・広陵町	自:広陵町大字沢～至:河合町大字長楽	1,000	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
	左	高田	河合町	自:河合町大字長楽～至:河合町大字長楽	200	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり・漏水				
	右	高田	大和高田市	自:大和高田市東中1丁目～至:大和高田市磯野	700	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり・漏水				
	右	高田	大和高田市・広陵町	自:大和高田市磯野～至:広陵町・広陵町大字南	6,730	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
	右	高田	広陵町	自:広陵町大字南～至:広陵町大字南	600	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり・漏水				
	右	高田	広陵町	自:広陵町大字南～至:広陵町大字萱野	500	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり・漏水				
	右	高田	河合町・広陵町	自:広陵町大字萱野～至:河合町大字長楽	1,000	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
	右	高田	河合町	自:河合町大字長楽～至:河合町大字長楽	200	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
10 曾我川	左	高田・中和	御所市・高取町・樺原市	自:御所市戸毛～至:樺原市一町	4,650	堤防高	自:樺原市一町～至:樺原市川西町	950	堤防高	
	左	高田・中和	樺原市	自:樺原市川西町～至:樺原市曾我町	4,700	家屋連たん				
	左	高田・中和	大和高田市・樺原市	自:樺原市曾我町～至:大和高田市大字松塚	1,400	家屋連たん・漏水				
	左	高田・中和	樺原市・大和高田市	自:大和高田市大字松塚～至:広陵町大字百済	2,200	家屋連たん				
	左	高田・中和	広陵町・田原本町	自:広陵町大字百済～至:田原本町・広陵町界	1,150	家屋連たん・法崩れ・すべり・漏水				
	左	高田・中和	広陵町・田原本町	自:田原本町・広陵町界～至:三宅町大字但馬	2,200	家屋連たん・漏水				
	左	高田・中和	広陵町・三宅町	自:広陵町・三宅界～至:広陵町大場	2,446	家屋連たん				
	右	高田・中和	御所市・高取町・樺原市	自:御所市戸毛～至:樺原市一町	4,650	堤防高	自:樺原市一町～至:樺原市川西町	950	堤防高	
	右	高田・中和	樺原市	自:樺原市川西町～至:樺原市曾我町	4,300	家屋連たん				
	右	高田・中和	樺原市	自:樺原市曾我町～至:樺原市曾我町	100	家屋連たん・漏水				
	右	高田・中和	樺原市	自:樺原市曾我町～至:樺原市曲川町	900	家屋連たん・漏水				
	右	高田・中和	樺原市	自:樺原市曲川町～至:樺原市中曾司町	1,400	家屋連たん				
	右	高田・中和	田原本町・広陵町	自:樺原市・広陵町境界～至:田原本町大字佐味	1,550	家屋連たん・法崩れ・すべり・漏水				
	右	高田・中和	田原本町	自:田原本町大字佐味～至:田原本町大字大綱	1,150	家屋連たん・漏水				
	右	高田・中和	広陵町・田原本町・三宅町	自:田原本町大字大綱～至:広陵町小柳	4,696	家屋連たん				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
11 葛下川	左	高田	大和高田市・香芝市	自:大和高田市野口～至:香芝市尼寺1丁目	7,650	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
	左	高田	王寺町・香芝市	自:香芝市尼寺1丁目～至:王寺町畠田4丁目	750	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん・法崩れ・すべり				
	左	高田	王寺町	自:王寺町畠田4丁目～至:王寺町葛下4丁目	500	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
	左	高田	王寺町	自:王寺町葛下4丁目～至:王寺町葛下2丁目	900	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん・法崩れ・すべり				
	左	高田	王寺町	自:王寺町葛下2丁目～至:大和川合流点	990	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
	右	高田	大和高田市・香芝市・上牧町・河合町・王寺町	自:大和高田市野口～至:王寺町本町1丁目	9,950	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
	右	高田	王寺町	自:王寺町本町1丁目～至:王寺町本町1丁目	100	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん・法崩れ・すべり				
	右	高田	王寺町	自:王寺町本町1丁目～至:王寺町本町1丁目	500	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
	右	高田	王寺町	自:王寺町王寺2丁目～至:王寺町王寺2丁目	200	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん・法崩れ・すべり				
右	高田	王寺町	自:王寺町本町1丁目～至:大和川合流点	40	漏水・水衝・洗掘・家屋連たん					
12 飛鳥川	左	中和	明日香村・橿原市	自:明日香村豊浦～至:橿原市田中町	1,200	堤防高・家屋連たん	自:橿原市田中町～至:橿原市小房町	2,200	堤防高	
	左	中和	橿原市・田原本町・川西町・三宅町	自:橿原市今井町～至:三宅町小柳	9,900	家屋連たん	自:橿原市小房町～至:橿原市小房町	200	堤防高・漏水	
							自:橿原市小房町～至:橿原市今井町	700	堤防高	
	右	中和	明日香村・橿原市	自:明日香村飛鳥～至:橿原市田中町	1,200	堤防高・家屋連たん	自:橿原市田中町～至:橿原市今井町	3,100	堤防高	
	右	中和	橿原市	自:橿原市今井町～至:橿原市内膳町	800	家屋連たん				
	右	中和	橿原市	自:橿原市内膳町～至:橿原市内膳町	140	家屋連たん・法崩れ・すべり				
	右	中和	橿原市・田原本町・川西町・三宅町	自:橿原市内膳町～至:三宅町小柳	8,720	家屋連たん	自:三宅町小柳～至:三宅町小柳	240	堤防高	
13 寺川	左	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自:桜井市川合～至:桜井市大福	2,790	堤防高	自:桜井市河西～至:桜井市川合	700	堤防高	
	左	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自:橿原市中町～至:田原本町大字多	2,100	家屋連たん	自:桜井市大福～至:橿原市東竹田町	1,510	堤防高	
	左	中和	田原本町	自:田原本町大字多～至:田原本町宮森	500	家屋連たん・漏水				
	左	中和	田原本町・三宅町・川西町	自:田原本町宮森～至:川西町大字梅戸	7,400	家屋連たん				
	右	中和	桜井市・橿原市	自:桜井市川合～至:桜井市大福	2,790	堤防高	自:桜井市河西～至:桜井市川合	700	堤防高	
	右	中和	桜井市・橿原市・田原本町・三宅町・川西町・天理市	自:橿原市東竹田町～至:川西町南吐田	10,000	家屋連たん	自:桜井市大福～至:橿原市東竹田町	1,510	堤防高	
	右	中和	明日香村・橿原市	自:明日香村検前～至:曾我川合流点	7,500	堤防高				
14 高取川	左	奈良	奈良市	自:奈良市高畑町～至:奈良市南京終町7丁目	2,800	堤防高				
	左	奈良	奈良市	自:奈良市南京終町7丁目～至:奈良市南京終町7丁目	100	堤防高・漏水				
15 能登川	左	奈良	奈良市	自:奈良市南京終町7丁目～至:奈良市南京終町7丁目	150	漏水				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市高畑町～至:奈良市南京終町	2,900	堤防高				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市南京終町3丁目(岩井川合流点)～至:奈良市南京終町3丁目	350	漏水				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
16 岩井川	左	奈良	奈良市	自：奈良市杏町～至：奈良市杏町	300	法崩れ・すべり・漏水				
	左	奈良	奈良市	自：奈良市杏町～至：奈良市杏町・八条町境界	200	法崩れ・すべり・漏水				
	右	奈良	奈良市	自：奈良市八条1丁目～至：奈良市八条1丁目	800	法崩れ・すべり・漏水				
17 地藏院川	左	奈良	奈良市	自：奈良市藤原町～至：奈良・郡山市界	3,420	堤防高				
	左	郡山	大和郡山市	自：奈良・郡山市界～至：佐保川合流点	3,420	堤防高・家屋連たん				
	右	奈良	奈良市	自：奈良市藤原町～至：奈良・郡山市界	3,420	堤防高				
	右	郡山	大和郡山市	自：奈良・郡山市界～至：大和郡山市稗田町	2,380	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	大和郡山市	自：大和郡山市稗田町～至：大和郡山市稗田町	560	堤防高・家屋連たん・法崩れ・すべり・漏水				
	右	郡山	大和郡山市	自：大和郡山市稗田町～至：佐保川合流点	480	堤防高・家屋連たん				
18 米川	左	中和	橿原市	自：中の川合流点～至：寺川合流点	3,800	堤防高				
	右	中和	橿原市	自：中の川合流点～至：寺川合流点	3,800	堤防高				
19 宇陀川	左	宇陀	宇陀市	自：宇陀市大字陀大東～至：宇陀市大字陀拾生	1,400	堤防高・家屋連たん	自：宇陀市大字陀拾生～至：宇陀市大字陀小附	2,200	堤防高	
	左	宇陀	宇陀市	自：宇陀市大字陀小附～至：宇陀市大字陀平尾	2,400	堤防高・家屋連たん				
	右	宇陀	宇陀市	自：宇陀市大字陀大東～至：宇陀市大字陀拾生	1,400	堤防高・家屋連たん	自：宇陀市大字陀拾生～至：宇陀市大字陀小附	2,200	堤防高	
	右	宇陀	宇陀市	自：宇陀市大字陀小附～至：宇陀市大字陀平尾	2,400	堤防高・家屋連たん				
20 芳野川	左	宇陀	宇陀市	自：宇陀市菟田野松井～至：宇陀市菟田野別所	3,150	家屋連たん				
	右	宇陀	宇陀市	自：宇陀市菟田野松井～至：宇陀市菟田野別所	3,150	家屋連たん				
21 高見川	左	吉野	吉野町	自：吉野町国栖～至：紀の川合流点	1,000	新堤防				
	右	吉野	吉野町	自：吉野町国栖～至：紀の川合流点	1,000	新堤防				
22 紀の川	左	吉野	吉野町	自：吉野町樫尾～至：吉野町樫尾	4,800	背後地	吉野町菜摘地内（菜摘大橋）	100	工作物	
	左	吉野	吉野町	自：吉野町南菜摘～至：吉野町御園	2,500	背後地				
	左	吉野	吉野町	自：吉野町櫛井～至：吉野町左室	100	背後地				
	左	吉野	吉野町・下市町	自：吉野町左室～至：下市町・五條市界	8,450	背後地	下市町阿知賀（椿橋）	100	工作物	
	左	吉野	下市町				下市町新住（梁瀬橋）	100	工作物	
	左	五條	五條市	自：五條市島野町～至：国土交通省管理区間	4,750	堤防高	自：下市町・五條市界～至：五條市島野町	4,200	堤防高	
	右	吉野	吉野町	自：吉野町南国栖～至：吉野町矢治	4,800	背後地	吉野町菜摘地内（菜摘大橋）	100	工作物	
	右	吉野	吉野町	自：吉野町下矢治～至：吉野町櫛井	3,500	背後地				
	右	吉野	吉野町	自：吉野町櫛井～至：吉野町河原屋	620	背後地				
	右	吉野	吉野町・大淀町	自：吉野町河原屋～至：大淀町越部（椿橋）	5,700	背後地	大淀町越部（椿橋）	100	工作物	
	右	吉野	大淀町				大淀町佐名伝（梁瀬橋）	100	工作物	
	23 丹生川	左	五條	五條市	自：五條市・下市町界～至：五條市生子町	16,500	堤防高	自：五條市丹原町～至：紀の川合流点	500	堤防高
右		五條	五條市	自：五條市・下市町界～至：五條市西吉野町滝	16,500	堤防高	自：五條市壘安寺町～至：紀の川合流点	500	堤防高	

②水防警報河川以外の河川

河川名	左 右 岸	関係 土木 事務所	関係水防 管理団体名 管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
1 大池川	左	奈良	奈良市	自:奈良市あやめ池南9丁目～至:奈良市疋田町	1,400	堤防高・家屋連たん				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市あやめ池南9丁目～至:奈良市疋田町	1,400	堤防高・家屋連たん				
2 乾川	左	奈良	奈良市	自:奈良市六条町～至:奈良市六条町	600	堤防高				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市六条町～至:奈良市六条町	600	堤防高				
3 菰川	左	奈良	奈良市	自:奈良市法華寺町～至:佐保川合流点	2,200	堤防高・家屋連たん				
	右	奈良	奈良市	自:奈良市法華寺町～至:佐保川合流点	2,200	堤防高・家屋連たん				
4 菩提仙川	左	奈良	天理市	自:天理市森本町～至:天理・郡山市界	1,200	堤防高・家屋連たん				
	左	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市番条町～至:大和郡山市番匠田中町	2,000	漏水				
	右	奈良	天理市	自:天理市森本町～至:天理・郡山市界	1,200	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市番条町～至:大和郡山市若槻町	1,000	漏水				
5 布留川 北々流	左	奈良	天理市	自:天理市別所町～至:天理市前裁町	1,450	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市別所町～至:天理市前裁町	1,450	堤防高				
6 布留川北流	左	奈良	天理市	自:布留川分岐点～至:天理市東井戸堂町	1,000	堤防高				
	左	奈良	天理市	自:天理市嘉幡町～至:天理市嘉幡町	700	法崩れ・すべり				
	右	奈良	天理市	自:布留川分岐点～至:天理市東井戸堂町	1,000	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市嘉幡町～至:天理市嘉幡町	200	漏水				
7 布留川南流	左	奈良	天理市	自:天理市田町～至:越川合流点	1,800	堤防高				
	左	奈良	天理市	自:天理市吉田町～至:天理市九条町	300	漏水				
	右	奈良	天理市	自:天理市田町～至:越川合流点	1,800	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市九条町～至:天理市永原町	700	漏水				
8 真目堂川	左	奈良	天理市	自:天理市柳本町～至:天理市柳本町	1,300	堤防高				
	左	奈良	天理市	自:天理市桧垣町～至:天理市桧垣町	450	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市柳本町～至:天理市柳本町	1,300	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市桧垣町～至:天理市桧垣町	450	堤防高				
9 岸田川	左	奈良	天理市	自:天理市中山町～至:天理市岸田町	400	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市中山町～至:天理市岸田町	400	堤防高				
10 高瀬川	左	奈良	天理市	自:天理市樺本町～至:天理市樺本町	400	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市樺本町～至:天理市樺本町	400	堤防高				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
11 西門川	左	奈良	天理市	自:天理市柳本町～至:天理市遠田町	1,900	堤防高				
	左	中和	田原本町	自:田原本町為川北～至:田原本町為川北	800	堤防高				
	右	奈良	天理市	自:天理市柳本町～至:天理市遠田町	1,900	堤防高				
	右	中和	田原本町	自:田原本町為川北～至:田原本町為川北	800	堤防高				
12 前川	左	郡山	大和郡山市	自:放水路分岐点～至:地藏院川合流点	1,200	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	大和郡山市	自:放水路分岐点～至:地藏院川合流点	1,200	堤防高・家屋連たん				
13 沖台川	左	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市矢田町～至:富雄川合流点	2,200	堤防高				
	右	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市矢田町～至:富雄川合流点	2,200	堤防高				
14 芦川	左	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市小泉町～至:富雄川合流点	1,500	堤防高				
	右	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市小泉町～至:富雄川合流点	1,500	堤防高				
15 珊瑚珠川	左	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市八条町～至:佐保川合流点	600	堤防高				
	右	郡山	大和郡山市	自:大和郡山市八条町～至:佐保川合流点	600	堤防高				
16 岡崎川	左	郡山	安堵町	自:安堵町東安堵～至:大和川合流点	1,800	家屋連たん				
	右	郡山	安堵町	自:安堵町東安堵～至:大和川合流点	1,800	家屋連たん				
17 三代川	左	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町法隆寺南3丁目～至:斑鳩町法隆寺南3丁目	750	堤防高・水衝	自:斑鳩町法隆寺南3丁目～至:斑鳩町阿波2丁目	400	堤防高・水衝	
	左	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町阿波2丁目～至:斑鳩町阿波2丁目	100	堤防高・水衝	自:斑鳩町阿波2丁目～至:斑鳩町阿波3丁目	300	堤防高・洗掘・水衝	
	左	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町阿波3丁目～至:大和川合流点	2,200	堤防高・水衝・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町法隆寺～至:斑鳩町阿波1丁目	750	堤防高・水衝	自:斑鳩町阿波1丁目～至:斑鳩町興留3丁目	400	堤防高・水衝	
	右	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町興留3丁目～至:斑鳩町興留5丁目	100	堤防高・水衝	自:斑鳩町興留5丁目～至:斑鳩町興留9丁目	300	堤防高・洗掘・水衝	
	右	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町興留9丁目～至:大和川合流点	2,200	堤防高・水衝・家屋連たん				
18 イツボ川	左	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町法隆寺～至:三代川合流点	900	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町法隆寺～至:三代川合流点	900	堤防高・家屋連たん				
19 服部川	左	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町竜田～至:三代川合流点	800	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自:斑鳩町竜田～至:三代川合流点	800	堤防高・家屋連たん				
20 竜田川	左	郡山	生駒市	自:生駒市俵口町～至:生駒市谷田町	2,550	堤防高				
	右	郡山	生駒市	自:生駒市俵口町～至:生駒市谷田町	2,550	堤防高				
21 葛下川	左	高田	葛城市・大和高田市	自:葛城市南今市～至:大和高田市野口	2,750	家屋連たん・背後地				
	右	高田	葛城市・大和高田市	自:葛城市南今市～至:大和高田市野口	2,750	家屋連たん・背後地				
22 葛城川	左	高田	御所市	自:御所市下茶屋～至:御所市御所	3,650	水衝・洗掘・家屋連たん・背後地				
	右	高田	御所市	自:御所市小殿～至:御所市御所	3,650	水衝・洗掘・家屋連たん・背後地				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
23 不毛田川	左	高田	河合町	自:河合町長楽～至:大和川合流点	1,390	堤防高・水衝・洗掘				
	右	高田	河合町	自:河合町長楽～至:大和川合流点	1,390	堤防高・水衝・洗掘				
24 広瀬川	左	高田	広陵町	自:広陵町の場～至:葛城川合流点	800	家屋連たん				
	右	高田	広陵町	自:広陵町の場～至:葛城川合流点	800	家屋連たん				
25 小柳川	左	高田	葛城市・大和高田市	自:葛城市疋田～至:高田川合流点	1,370	家屋連たん				
	右	高田	葛城市・大和高田市	自:葛城市西室～至:高田川合流点	1,370	家屋連たん				
26 甘田川	左	高田	葛城市・大和高田市	自:葛城市新町～至:大和高田市栄町	3,140	家屋連たん				
	右	高田	葛城市・大和高田市	自:葛城市新町～至:大和高田市西三倉堂	3,140	家屋連たん				
27 住吉川	左	高田	葛城市・大和高田市	自:葛城市新村～至:葛城川合流点	4,830	堤防高・漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
	右	高田	葛城市・大和高田市・樫原市	自:葛城市新村～至:葛城川合流点	4,830	堤防高・漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
28 土庫川	左	高田	大和高田市・広陵町	自:大和高田市今里町～至:葛城川合流点	4,220	堤防高・漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
	右	高田	大和高田市・広陵町	自:大和高田市今里町～至:葛城川合流点	4,220	堤防高・漏水・水衝・洗掘・家屋連たん				
29 太田川	左	高田	大和高田市・葛城市	自:葛城市疋田～至:大和高田市市場	900	家屋連たん	自:大和高田市大中～至:高田川合流点	280	堤防高	
	右	高田	大和高田市・葛城市	自:葛城市疋田～至:葛城市尺土	900	家屋連たん				
30 安位川	左	高田	葛城市	自:葛城市脇田～至:葛城市忍海	950	家屋連たん				
	右	高田	葛城市	自:葛城市脇田～至:葛城市忍海	950	家屋連たん				
	右	高田	葛城市	自:葛城市忍海～至:葛城市藪	600	漏水				
31 元町川	左	高田	御所市	自:御所市元町～至:鎮守川合流点	1,200	家屋連たん				
	右	高田	御所市	自:御所市元町～至:鎮守川合流点	1,200	家屋連たん				
32 曾我川	左	高田	御所市	自:御所市重阪～至:御所市戸毛	5,500	家屋連たん・背後地				
	右	高田	御所市	自:御所市重阪～至:御所市戸毛	5,500	家屋連たん・背後地				
33 満願寺川	左	高田	御所市	自:御所市柏原～至:御所市柏原	150	家屋連たん				
	右	高田	御所市	自:御所市柏原～至:御所市柏原	150	家屋連たん				
34 鎮守川	左	高田	御所市・葛城市	自:御所市東松本～至:葛城川合流点	1,690	水衝・洗掘・家屋連たん・背後地				
	右	高田	御所市・葛城市	自:御所市東松本～至:葛城川合流点	1,690	水衝・洗掘・家屋連たん・背後地				
35 原川	左	高田	香芝市	自:香芝市関屋～至:香芝市穴虫	500	家屋連たん				
	右	高田	香芝市	自:香芝市関屋～至:香芝市穴虫	500	家屋連たん				
36 尾張川	左	高田	広陵町・大和高田市	自:大和高田市神楽～至:広陵町平尾	900	家屋連たん				
	右	高田	広陵町・大和高田市	自:大和高田市神楽～至:広陵町平尾	900	家屋連たん				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
37 小金打川	左	中和	橿原市				自:橿原市曲川町～至:橿原・高田市界	1,000	堤防高	
	左	高田	大和高田市	自:橿原・高田市界～至:曾我川合流点	750	家屋連たん・背後地				
	右	中和	橿原市				自:橿原市曲川町～至:橿原・高田市界	1,000	堤防高	
	右	高田	大和高田市	自:橿原・高田市界～至:曾我川合流点	750	家屋連たん・背後地				
38 寺川	左	中和	桜井市	自:桜井市下～至:桜井市河西	1,500	堤防高				
	右	中和	桜井市	自:桜井市下～至:桜井市河西	1,200	堤防高	自:桜井市河西～至:桜井市河西	300	堤防高	
39 飛鳥川	左	中和	明日香村	自:明日香村豊浦～至:明日香村豊浦	250	堤防高				
	右	中和	明日香村	自:明日香村飛鳥～至:明日香村飛鳥	250	堤防高				
40 中の橋川	左	中和	橿原市	自:橿原市上品寺町～至:橿原市新口町	1,300	堤防高				
	右	中和	橿原市	自:橿原市上品寺町～至:橿原市新口町	1,300	堤防高				
41 屋就川	左	中和	橿原市	自:橿原市北妙法寺町～至:橿原市大垣町	1,300	堤防高				
	右	中和	橿原市	自:橿原市北妙法寺町～至:橿原市大垣町	1,300	堤防高				
42 坊城川	左	中和	橿原市	自:橿原市曲川町～至:曾我川合流点	350	堤防高				
	右	中和	橿原市	自:橿原市曾我町～至:曾我川合流点	350	堤防高				
43 桜川	左	中和	橿原市	自:橿原市四条町～至:高取川合流点	700	堤防高				
	右	中和	橿原市	自:橿原市四条町～至:高取川合流点	700	堤防高				
44 新川	左	中和	田原本町・三宅町	自:田原本町黒田～至:飛鳥川合流点	2,100	堤防高				
	右	中和	田原本町・三宅町	自:田原本町黒田～至:飛鳥川合流点	2,100	堤防高				
45 かがり川	左	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自:橿原市太田市町～至:寺川合流点	2,200	堤防高				
	右	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自:橿原市太田市町～至:寺川合流点	2,200	堤防高				
46 かんでん川	左	中和	田原本町・三宅町	自:田原本町十六面～至:飛鳥川合流点	1,600	堤防高				
	右	中和	田原本町・三宅町	自:田原本町十六面～至:飛鳥川合流点	1,600	堤防高				
47 粟原川	左	中和	桜井市				自:桜井市外山～至:寺川合流点	2,500	堤防高	
	右	中和	桜井市				自:桜井市外山～至:寺川合流点	2,500	堤防高	
48 鳥田川	左	中和	桜井市	自:桜井市巻野内～至:桜井市大豆越	820	堤防高				
	右	中和	桜井市	自:桜井市巻野内～至:桜井市大豆越	820	堤防高				
49 纏向川	左	中和	桜井市	自:桜井市箸中～至:桜井市芝	1,450	堤防高				
	右	中和	桜井市	自:桜井市箸中～至:桜井市芝	1,450	堤防高				
50 穴虫川	左	郡山	生駒市	自:生駒市北田原町北佐越市道ボックスカルバート～至:天野川合流点	640	家屋連たん				
	右	郡山	生駒市	自:生駒市北田原町北佐越市道ボックスカルバート～至:天野川合流点	640	家屋連たん				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
51 山田川	左	郡山	生駒市	自：生駒市鹿畑町（落差工）～至：生駒市鹿畑町（163号/井堰）	580	家屋連たん				
	右	郡山	生駒市	自：生駒市鹿畑町（落差工）～至：生駒市鹿畑町（163号/井堰）	580	家屋連たん				
52 布目川	左	奈良	天理市	自：天理市福住町～至：奈良・天理市界	4,700	堤防高				
	右	奈良	天理市	自：天理市福住町～至：奈良・天理市界	4,700	堤防高				
53 馬見川	左	高田	広陵町	自：広陵町三吉～至：広陵町寺戸	2,600	家屋連たん	自：広陵町平尾～至：広陵町三吉	500	家屋連たん	
	右	高田	広陵町	自：広陵町三吉～至：広陵町寺戸	2,600	家屋連たん	自：広陵町平尾～至：広陵町三吉	500	家屋連たん	
54 黒木川	左	宇陀	宇陀市				自：宇陀市大字陀拾生～至：宇陀市大字陀拾生	100	堤防高	
	右	宇陀	宇陀市				自：宇陀市大字陀拾生～至：宇陀市大字陀拾生	100	堤防高	
55 町並川	左	宇陀	宇陀市				自：宇陀市榛原萩原～至：宇陀川合流点	720	堤防高	
	右	宇陀	宇陀市				自：宇陀市榛原萩原～至：宇陀川合流点	720	堤防高	
56 内牧川	左	宇陀	宇陀市				自：宇陀市榛原自明～至：宇陀市榛原自明	200	堤防高	
	右	宇陀	宇陀市				自：宇陀市榛原自明～至：宇陀市榛原自明	200	堤防高	
57 室生川	右	宇陀	宇陀市				自：宇陀市室生室生～至：宇陀市室生室生	300	堤防高	
	右	宇陀	宇陀市				自：宇陀市室生室生～至：宇陀市室生室生	300	堤防高	
58 青蓮寺川	左	宇陀	曾爾村				自：曾爾村伊賀見小太郎～至：曾爾村伊賀見小太郎	200	堤防高	
	右	宇陀	曾爾村	自：曾爾村今井～至：曾爾村今井	300	堤防高				
	右	宇陀	曾爾村	自：曾爾村伊賀見東尾立～至：曾爾村伊賀見東尾立	200	堤防高	自：曾爾村伊賀見小太郎～至：曾爾村伊賀見小太郎	200	堤防高	
59 池谷川	左	宇陀	宇陀市				自：宇陀市榛原萩原～至：宇陀川合流点	850	堤防高	
	右	宇陀	宇陀市				自：宇陀市榛原萩原～至：宇陀川合流点	850	堤防高	
60 紀の川	右	吉野	川上村	川上村東川地内（中井川合流点から下流）	500	背後地				
61 秋野川	左	吉野	下市町	自：下市町俣邑～至：紀の川合流点	4,200	背後地				
	右	吉野	下市町	自：下市町俣邑～至：紀の川合流点	4,200	背後地				
62 西川	左	五條	五條市	自：五條市北山町～至：五條市須恵町（J R下）	6,200	堤防高・家屋連たん	自：五條市須恵町（J R下）～至：紀の川合流点	500	堤防高	
	右	五條	五條市	自：五條市北山町～至：五條市本町（J R下）	6,200	堤防高・家屋連たん	自：五條市本町（J R下）～至：紀の川合流点	500	堤防高	
63 東浄川	左	五條	五條市	自：五條市岡町～至：五條市釜窪町	300	堤防高・家屋連たん	自：五條市釜窪町～至：紀の川合流点	800	堤防高	
	右	五條	五條市	自：五條市岡町～至：五條市釜窪町	300	堤防高・家屋連たん	自：五條市釜窪町～至：紀の川合流点	800	堤防高	
64 内の川	左	五條	五條市	自：五條市今井～至：五條市五條	700	堤防高・家屋連たん				
	右	五條	五條市	自：五條市今井～至：五條市五條	700	堤防高・家屋連たん				
65 寿命川	左	五條	五條市	自：五條市上之町～至：五條市新町	4,960	堤防高・家屋連たん	自：五條市新町～至：紀の川合流点	500	堤防高	
	右	五條	五條市	自：五條市上之町～至：五條市二見	4,960	堤防高・家屋連たん	自：五條市二見～至：紀の川合流点	500	堤防高	
66 東谷川	左	五條	五條市	自：五條市野原東～至：五條市野原東	200	堤防高	自：五條市野原東～至：紀の川合流点	580	堤防高	
	右	五條	五條市	自：五條市野原東～至：五條市野原東	200	堤防高	自：五條市野原東～至：紀の川合流点	580	堤防高	

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
67 宇智川	左	五條	五條市	自:五條市久留野町～至:五條市三在町	3,400	堤防高・家屋連たん				
	左	五條	五條市	自:大谷川合流点～至:五條市宇野町	750	堤防高・家屋連たん				
	左	五條	五條市	自:五條市小島町～至:五條市小島町	1,000	堤防高・家屋連たん				
	右	五條	五條市	自:五條市久留野町～至:五條市三在町	3,400	堤防高・家屋連たん				
	右	五條	五條市	自:大谷川合流点～至:五條市宇野町	1,150	堤防高・家屋連たん				
	右	五條	五條市	自:五條市小島町～至:五條市小島町	1,000	堤防高・家屋連たん				
68 北川	左	五條	五條市	自:五條市出屋敷町～至:五條市住川町	1,730	堤防高	自:五條市住川町～至:五條市住川町	550	堤防高	
	右	五條	五條市	自:五條市出屋敷町～至:五條市住川町	1,730	堤防高	自:五條市住川町～至:五條市住川町	550	堤防高	
69 八幡川	左	五條	五條市	自:五條市西吉野町百谷～至:五條市西吉野町湯川	4,400	堤防高	自:五條市靈安寺町～至:丹生川合流点	500	堤防高	
	右	五條	五條市	自:五條市西吉野町百谷～至:五條市西吉野町湯川	4,400	堤防高	自:五條市野原西～至:丹生川合流点	500	堤防高	
70 宗川	左	五條	五條市	自:五條市西吉野町立川渡～至:丹生川合流点	3,000	堤防高				
	右	五條	五條市	自:五條市西吉野町立川渡～至:丹生川合流点	3,000	堤防高				
71 天川(熊野川)	左	五條	五條市				自:五條市大塔町辻堂～至:五條市大塔町辻堂	800	堤防高	
	左	五條	五條市				自:五條市大塔町宇井～至:五條市大塔町清水	500	堤防高	
	右	五條	五條市				自:五條市大塔町堂平～至:五條市大塔町清水	3,800	堤防高	
72 洞川	左	吉野	天川村	自:天川村洞川～至:天川村洞川	1,500	家屋連たん				
	右	吉野	天川村	自:天川村洞川～至:天川村洞川	1,500	家屋連たん				
73 池郷川	左	吉野	下北山村	自:下北山村上池原～至:下北山村下池原	1,400	家屋連たん				
74 小椽川	左	吉野	上北山村	自:上北山村小椽(椽谷合流点)～至:上北山村小椽	250	家屋連たん				
	左	吉野	上北山村	自:上北山村小椽(蛭橋)～至:上北山村河合	750	家屋連たん				
	右	吉野	上北山村	自:上北山村小椽～至:上北山村小椽	400	家屋連たん				
75 風折下谷	左	吉野	上北山村	自:上北山村小椽～至:上北山村小椽	150	家屋連たん				
	右	吉野	上北山村	自:上北山村小椽～至:小椽川合流点	300	家屋連たん				
76 椽谷	左	吉野	上北山村	自:上北山村小椽～至:上北山村小椽(小椽川合流点)	150	家屋連たん				

### 3. 雨量観測所

#### (1) 奈良県

番号	流域河川名	観測所名	所在地	設置場所	種別	符号	管轄土木	観測者	電話番号
1	佐保川	奈良	奈良市南紀寺町	奈良土木事務所	自記テレメーター	1	奈良	奈良土木事務所長	0742-23-8011
2	秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町	県営競輪場	自記テレメーター	2	奈良	奈良土木事務所長	0742-23-8011
3	打滝川	柳生	奈良市柳生町	市立柳生公民館	自記テレメーター	3	奈良	奈良土木事務所長	0742-23-8011
4	布目川	都祁	奈良市都祁白石町	奈良市都祁行政センター	自記テレメーター	4	奈良	奈良土木事務所長	0742-23-8011
5	布留川	天理	天理市長滝町	天理ダム管理棟	自記テレメーター	5	奈良	奈良土木事務所長	0743-63-2505
6	高瀬川	米谷	天理市福住町	米谷観測所	自記テレメーター	6	奈良	奈良土木事務所長	0743-65-1655
7	檜川	白川	天理市和爾町	白川ダム管理棟	自記テレメーター	7	奈良	奈良土木事務所長	0743-65-1655
8	富雄川	郡山	大和郡山市満願寺町	郡山土木事務所	自記テレメーター	8	郡山	郡山土木事務所長	0743-51-0205
9	竜田川	生駒	生駒市山崎町	生駒市消防本部	自記テレメーター	9	郡山	郡山土木事務所長	0743-51-0205
10	富雄川	高山	生駒市高山町	生駒市消防団機動第4分団	自記テレメーター	10	郡山	郡山土木事務所長	0743-51-0205
11	高田川	高田	大和高田市東中	高田土木事務所	自記テレメーター	11	高田	高田土木事務所長	0745-52-6144
12	葛城川	葛城山	御所市櫛羅	国民宿舎葛城高原ロッジ	自記テレメーター	12	高田	高田土木事務所長	0745-52-6144
13	葛下川	香芝	香芝市本町	香芝市消防	自記テレメーター	13	高田	高田土木事務所長	0745-52-6144
14	大和川	橿原	橿原市常盤町	中和土木事務所	自記テレメーター	14	中和	中和土木事務所長	0744-48-3073
15	寺川	多武峰	桜井市多武峰	多武峰第一駐車場	自記テレメーター	15	中和	中和土木事務所長	0744-48-3073
16	大和川	笠	桜井市笠	JAならけん笠支店	自記テレメーター	16	中和	中和土木事務所長	0744-48-3073
17	大和川	初瀬	桜井市初瀬	初瀬ダム管理棟	自記テレメーター	17	中和	中和土木事務所長	0744-48-3073
18	高取川	高取	高市郡高取町観覚寺	高取町役場	自記テレメーター	18	中和	中和土木事務所長	0744-48-3073
19	菅野川	御杖	宇陀郡御杖村菅野	御杖村役場	自記テレメーター	20	宇陀	宇陀土木事務所長	0745-84-9522
20	青蓮寺川	曾爾	宇陀郡曾爾村大字今井	曾爾村役場	自記テレメーター	—	宇陀	宇陀土木事務所長	0745-84-9522

(注)河川名のあとに( )がある場合、その河川名は奈良県内で使われているもので、( )が正式な河川名です。

番号	流域河川名	観測所名	所在地	設置場所	種別	符号	管轄土木	観測者	電話番号
21	高見川	東吉野	吉野郡東吉野村大字小川	東吉野村役場	自記テレメーター	—	宇陀	宇陀土木事務所長	0745-84-9522
22	吉野川(紀の川)	上市	吉野郡吉野町上市	吉野土木事務所	自記テレメーター	21	吉野	吉野土木事務所長	0746-32-4051
23	吉野川(紀の川)	迫	吉野郡川上村迫	川上村役場	自記テレメーター	22	吉野	吉野土木事務所長	0746-32-4051
24	吉野川(紀の川)	大台	吉野郡上北山村西原	防災行政無線大台中継所	自記テレメーター	23	吉野	吉野土木事務所長	0746-32-4051
25	北山川	河合	吉野郡上北山村河合	吉野土木工務二課	自記テレメーター	24	吉野	吉野土木事務所長	0746-32-4051
26	西の川	寺垣内	吉野郡下北山村寺垣内	下北山村役場	自記テレメーター	25	吉野	吉野土木事務所長	0746-32-4051
27	天川(熊野川)	天川	吉野郡天川村沢谷	吉野土木工務第一課天川方面係	自記テレメーター	26	吉野	吉野土木事務所長	0746-32-4051
28	吉野川(紀の川)	五條	五條市 岡口1丁目	五條土木事務所	自記テレメーター	27	五條	五條土木事務所長	0747-23-1151
29	丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸	五條市西吉野支所	自記テレメーター	—	五條	五條土木事務所長	0747-23-1151
30	天川(熊野川)	大塔	五條市大塔町辻堂	五條市大塔支所	自記テレメーター	28	五條	五條土木事務所長	0747-23-1151
31	十津川(熊野川)	上野地	吉野郡十津川村上野地	五條土木工務二課	自記テレメーター	29	五條	五條土木事務所長	0747-23-1151
32	十津川(熊野川)	平谷	吉野郡十津川村平谷	奈良交通十津川温泉バス停前	自記テレメーター	30	五條	五條土木事務所長	0747-23-1151
33	池津川	野迫川	吉野郡野迫川村北股	野迫川村役場	自記テレメーター	31	五條	五條土木事務所長	0747-23-1151
34	布留川	仁興	天理市仁興	仁興観測所	自記テレメーター	—	奈良	奈良土木事務所長	0743-63-2505
35	大和川	小夫	桜井市小夫	小夫観測所	自記テレメーター	—	中和	中和土木事務所長	0744-48-3073
36	岩井川	白毫寺	奈良市白毫寺町	岩井川ダム管理棟	自記テレメーター	—	奈良	奈良土木事務所長	0742-23-8011
37	寺川	秦庄	磯城郡田原本町秦庄	秦庄観測所	自記テレメーター	—	中和	中和土木事務所長	0744-48-3073
38	大門川	大門	三郷町立野	大門ダム管理棟	自記テレメーター	—	郡山	郡山土木事務所長	0743-51-0205

(注)河川名のあとに( )がある場合、その河川名は奈良県内で使われているもので、( )が正式な河川名です。

(2)国土交通省

①新宮川水系

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	所属	備考
1	(本)熊野川	虻峠	テレ・ロガー	吉野郡天川村虻峠	紀の川ダム統合管理事務所	
2	(本)熊野川	九尾	テレ・ロガー	吉野郡天川村九尾	紀の川ダム統合管理事務所	
3	(本)熊野川	川迫	テレ・ロガー	吉野郡天川村北角	紀の川ダム統合管理事務所	
4	(本)熊野川	天辻	テレ・ロガー	五條市大塔町簾	紀の川ダム統合管理事務所	
5	①中原川	柞原	テレ・ロガー	吉野郡野迫川村柞原	紀の川ダム統合管理事務所	
6	(本)熊野川	猿谷	テレ・ロガー	五條市大塔町辻堂	紀の川ダム統合管理事務所	

②紀の川水系

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	所属	備考
7	(本)紀の川	入之波	テレ・ロガー	吉野郡川上村入之波字二股谷181-5	紀の川ダム統合管理事務所	
8	(本)紀の川	柏木	テレ・ロガー	吉野郡川上村北和田582	紀の川ダム統合管理事務所	
9	①中奥川	中奥	テレ・ロガー	吉野郡川上村中奥	紀の川ダム統合管理事務所	
10	①大和丹生川	夜中	自記テレメーター	五條市西吉野町夜中	和歌山河川国道事務所	
11	(本)紀の川	大台ヶ原	自記・テレ	吉野郡上北山村小椽小字大台山660-4	紀の川ダム統合管理事務所	
12	(本)紀の川	武木	自記・テレ	吉野郡川上村武木105-2	紀の川ダム統合管理事務所	
13	(本)紀の川	妹背	テレ・ロガー	吉野郡吉野町河原屋	紀の川ダム統合管理事務所	
14	①高見川	高見	テレ・ロガー	吉野郡東吉野村小栗栖534	紀の川ダム統合管理事務所	
15	(本)紀の川	大滝	テレ・ロガー	吉野郡川上村大滝1051	紀の川ダム統合管理事務所	
16	(本)紀の川	五條	テレ・ロガー	五條市新町	和歌山河川国道事務所	
17	②三之公川	八幡平	ロガー	吉野郡川上村入之波三之公	和歌山河川国道事務所	
18	①大和丹生川	黒滝	ロガー	吉野郡黒滝村寺戸	和歌山河川国道事務所	

(注)河川名の項において、(本)とは本川のことで、また①とは一次支川、②とは二次支川、③とは三次支川のことで。

③大和川水系

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	所属	備考
17	(本)大和川(初瀬川)	初瀬	自記・テレ	桜井市岩坂232-2	大和川河川事務所	
18	①布留川	天理	自記・テレ	天理市石上町777	大和川河川事務所	天理市立北中学校
19	①寺川	八木	自記・テレ	橿原市新賀町33	大和川河川事務所	八木中学校
20	②葛城川	葛城	ロガー・テレ	御所市室30-1	大和川河川事務所	
21	①竜田川	檜木	自記・テレ	大和郡山市矢田町字矢田山国有林	大和川河川事務所	矢田山国有林
22	①竜田川	生駒	ロガー・テレ	生駒市門前町9番20号	大和川河川事務所	生駒市民体育館 駐車場
23	(本)大和川	王寺	自記・テレ	生駒郡三郷町勢野東6丁目	大和川河川事務所	昭和橋王寺テレ局舎
24	②佐保川	川上	自記・テレ	奈良市川上町向山内石ヶ峰758-2	大和川河川事務所	
25	葛下川	当麻	自記・テレ	葛城市長尾14	大和川河川事務所	白鳳中学校
26	岡崎川	北窪田	ロガー・テレ	生駒郡安堵町窪田	大和川河川事務所	

(注)河川名の項において、(本)とは本川のこと、また①とは一次支川、②とは二次支川、③とは三次支川のことです。

④淀川水系

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	所属	備考
27	①布目川	針ヶ別所2	ロガー・テレメーター	奈良市針ヶ別所町 ハカノシリ96-3	木津川上流河川事務所	
28	③青蓮寺川	土屋原2	自記テレメーター	宇陀郡御杖村土屋原(村民運動場)	紀伊山系砂防事務所	
29	③神末川	神末	自記テレメーター	宇陀郡御杖村神末(神末体育館)	紀伊山系砂防事務所	
30	太郎路川	太良路	自記テレメーター	宇陀郡曾爾村太良路1170	紀伊山系砂防事務所	
31	②宇陀川	榛原2	ロガー・テレメーター	宇陀市榛原区下井足宇陀川河川敷	木津川上流河川事務所	
32	④内牧川	高井2	ロガー・テレメーター	宇陀市榛原高井	木津川上流河川事務所	
33	③芳野川	岩端2	ロガー・テレメーター	宇陀市菟田野岩端143	木津川上流河川事務所	
34	③宇陀川	龍口	自記テレメーター	宇陀市室生西谷	紀伊山系砂防事務所	
35	笠間川	香酔山	自記テレメーター	奈良市都祁吐山町(吐山高区配水池)	紀伊山系砂防事務所	
参考	布目川	井之市	自記テレメーター	天理市福住町9247-3	(独)水資源機構	
参考	布目川	峰寺	自記テレメーター	山辺郡山添村大字峰寺地先	(独)水資源機構	
参考	布目川	布目ダム	自記テレメーター	奈良市北野山町869-2	(独)水資源機構	
参考	名張川	神末	自記テレメーター	宇陀郡御杖村大字神末1810-44	(独)水資源機構	
参考	名張川	菅野	自記テレメーター	宇陀郡御杖村大字菅野2960-237	(独)水資源機構	
参考	名張川	笠間	自記テレメーター	宇陀市室生上笠間2137-2	(独)水資源機構	
参考	青蓮寺川	桃俣	自記テレメーター	宇陀郡御杖村大字桃俣1576	(独)水資源機構	

(注)河川名の項において、(本)とは本川のこと、また①とは一次支川、②とは二次支川、③とは三次支川のことです。

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	所属	備考
参考	③青蓮寺川	曾爾	自記テレメーター	宇陀郡曾爾村大字塩井19-2	(独)水資源機構	
参考	青蓮寺川	伊賀見	自記テレメーター	宇陀郡曾爾村大字伊賀見字伊賀見地先	(独)水資源機構	
参考	宇陀川	大宇陀	自記テレメーター	宇陀市大宇陀拾生690-2	(独)水資源機構	
参考	宇陀川	古市場	自記テレメーター	宇陀市菟田野古市場1206	(独)水資源機構	
参考	宇陀川	内牧	自記テレメーター	宇陀市榛原内牧339-11	(独)水資源機構	
参考	宇陀川	室生	自記テレメーター	宇陀市室生下田口1693-2	(独)水資源機構	
参考	宇陀川	室生ダム	自記テレメーター	宇陀市室生大野3846	(独)水資源機構	

(注)河川名の項において、(本)とは本川のことで、また①とは一次支川、②とは二次支川、③とは三次支川のことで。

#### 4. 気象観測所(奈良地方気象台)

番号	水系	流域河川名	観測所名	所在地	観測種目					備考
					気温	雨量	積雪	日照	風	
1	大和川	能登川	奈良	奈良市西紀寺町12-1				○	○	気象官署
	大和川	能登川	奈良	奈良市東紀寺	○	○	○			露場
2	大和川	寺川	田原本	磯城郡田原本町		○				地域雨量観測所
3	大和川	柿本川	葛城	葛城市寺口		○				地域雨量観測所
4	淀川	宇陀川	大字陀	宇陀市大字陀下竹	○	○		○	○	地域気象観測所
5	淀川	布目川	針	奈良市都祁友田町	○	○		○	○	地域気象観測所
6	淀川	太郎路川	曾爾	宇陀郡曾爾村太良路		○				地域雨量観測所
7	紀の川	大谷川	五條	五條市三在町	○	○		○	○	地域気象観測所
8	紀の川	吉野川(紀の川)	吉野	吉野郡吉野町宮滝		○				地域雨量観測所
9	新宮川	洞川	天川	吉野郡天川村大字洞川		○				地域雨量観測所
10	新宮川	十津川(熊野川)	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○		○	○	地域気象観測所
11	新宮川	北山川	上北山	吉野郡上北山村小椽	○	○		○	○	地域気象観測所
12	新宮川	十津川(熊野川)	葛川	吉野郡十津川村大字東中		○				地域雨量観測所
13	新宮川	西の川	下北山	吉野郡下北山村佐田		○				地域雨量観測所

(注) 河川名のあとに( )がある場合、その河川名は奈良県内で使われている名称で、( )が正式な河川名です。

## 5. 水位観測所

### (1) 奈良県

番号	河川名	観測所名	所在地 (量水標)	水位				種別	観測者	関係土木事務所	電話番号
				水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)				
1	吉野川(紀の川)	栄山寺	五條市小島町	2.90	6.20	8.10	8.80	自記テレメーター	五條土木事務所長	五條	0747-23-1151
2	吉野川(紀の川)	下測	大淀町下測	4.90	7.40	9.20	10.10	自記テレメーター	吉野土木事務所長	吉野、五條	0746-32-4051
3	吉野川(紀の川)	上市	吉野町上市	3.50	5.40	5.40	6.10	自記テレメーター	吉野土木事務所長	吉野	0746-32-4051
4	吉野川(紀の川)	菜摘	吉野町菜摘	2.80	4.80	6.20	7.20	自記テレメーター	吉野土木事務所長	吉野	0746-32-4051
5	吉野川(紀の川)	衣引	川上村東川	4.30	7.40	10.70	11.40	自記テレメーター	吉野土木事務所長	吉野	0746-32-4051
6	丹生川	城戸	五條市西吉野町城戸	2.50	3.90	4.30	5.50	自記テレメーター	五條土木事務所長	五條	0747-23-1151
7	丹生川	貝原	下市町貝原	1.60	3.20	3.20	3.30	自記テレメーター	五條土木事務所長	五條	0747-23-1151
8	秋野川	下市	下市町下市	—	—	—	—	自記テレメーター	吉野土木事務所長	吉野	0746-32-4051
9	高見川	小川	東吉野村小川	2.20	3.30	3.30	4.20	自記テレメーター	宇陀土木事務所長	吉野、宇陀	0745-84-9522
10	大和川	庵治	天理市嘉幡町	1.60	2.30	2.60	3.60	自記テレメーター	中和土木事務所長	奈良、郡山、中和	0744-48-3073
11	大和川	豊田	桜井市大泉	2.20	2.40	2.40	3.10	自記テレメーター	中和土木事務所長	奈良、中和	0744-48-3073
12	大和川	黒崎	桜井市慈恩寺	1.10	1.60	1.60	1.70	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
13	葛下川	薬井	河合町薬井	2.00	3.10	4.00	4.50	自記テレメーター	高田土木事務所長	高田	0745-52-6144
14	葛下川	上中	香芝市高	1.50	2.50	3.60	4.10	自記テレメーター	高田土木事務所長	高田	0745-52-6144
15	葛下川	瓦口	香芝市瓦口	0.60	1.10	1.20	1.70	自記テレメーター	高田土木事務所長	高田	0745-52-6144
16	竜田川	平群	平群町吉新	1.10	2.20	3.50	3.90	自記テレメーター	郡山土木事務所長	郡山	0743-51-0205
17	竜田川	壺分	生駒市壺分町	1.00	1.80	1.80	2.10	自記テレメーター	郡山土木事務所長	郡山	0743-51-0205
18	竜田川	谷田	生駒市谷田町	0.60	1.10	1.10	1.70	自記テレメーター	郡山土木事務所長	郡山	0743-51-0205
19	富雄川	高安	斑鳩町高安	1.40	2.10	2.10	2.60	自記テレメーター	郡山土木事務所長	郡山	0743-51-0205

番号	河川名	観測所名	所在地 (量水標)	水位				種別	観測者	関係土木事務所	電話番号
				水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)				
20	富雄川	石木	奈良市石木町	1.00	1.70	1.70	1.80	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良、郡山	0742-23-8011
21	富雄川	高山	生駒市高山町	0.90	1.50	1.90	2.20	自記テレメーター	郡山土木事務所長	奈良	0743-51-0205
22	曾我川	西但馬	三宅町但馬	2.90	3.80	5.30	6.00	自記テレメーター	中和土木事務所長	高田、中和	0744-48-3073
23	曾我川	曾我	橿原市曾我町	1.30	2.60	2.90	3.60	自記テレメーター	中和土木事務所長	高田、中和	0744-48-3073
24	曾我川	車木	高取町車木	1.10	1.30	1.50	2.00	自記テレメーター	中和土木事務所長	高田、中和	0744-48-3073
25	曾我川	古瀬	御所市古瀬	1.10	1.80	2.00	2.50	自記テレメーター	高田土木事務所長	高田、中和	0745-52-6144
26	高田川	磐築橋	大和高田市築山	1.80	2.60	2.60	3.00	自記テレメーター	高田土木事務所長	高田	0745-52-6144
27	葛城川	広瀬	広陵町広瀬	2.10	2.50	2.50	3.50	自記テレメーター	高田土木事務所長	高田	0745-52-6144
28	葛城川	曲川	橿原市曲川町	1.90	2.40	2.50	2.90	自記テレメーター	中和土木事務所長	高田、中和	0744-48-3073
29	葛城川	御所	御所市旭町	1.30	1.80	1.80	2.30	自記テレメーター	高田土木事務所長	高田	0745-52-6144
30	高取川	西池尻	橿原市西池尻	1.70	2.50	2.50	2.90	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
31	高取川	越	明日香村越	1.00	1.50	1.50	2.10	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
32	飛鳥川	東但馬	三宅町但馬	1.90	2.70	2.70	3.20	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
33	飛鳥川	今井	橿原市南八木町	1.60	2.70	2.70	2.80	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
34	飛鳥川	飛鳥	明日香村飛鳥	0.70	1.30	1.30	1.80	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
35	寺川	結崎	川西町結崎	2.40	3.80	3.80	4.20	自記テレメーター	中和土木事務所長	奈良、中和	0744-48-3073
36	寺川	秦庄	田原本町秦庄	1.40	2.80	2.80	3.30	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
37	寺川	十市	橿原市十市町	1.10	1.80	1.80	2.30	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
38	寺川	磐余	桜井市桜井磐余町	0.50	0.80	0.80	1.30	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
39	米川	新賀	橿原市新賀町	1.60	2.40	2.40	2.80	自記テレメーター	中和土木事務所長	中和	0744-48-3073
40	佐保川	法蓮	奈良市北魚屋西町	0.70	1.20	1.20	1.60	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良、郡山	0742-23-8011

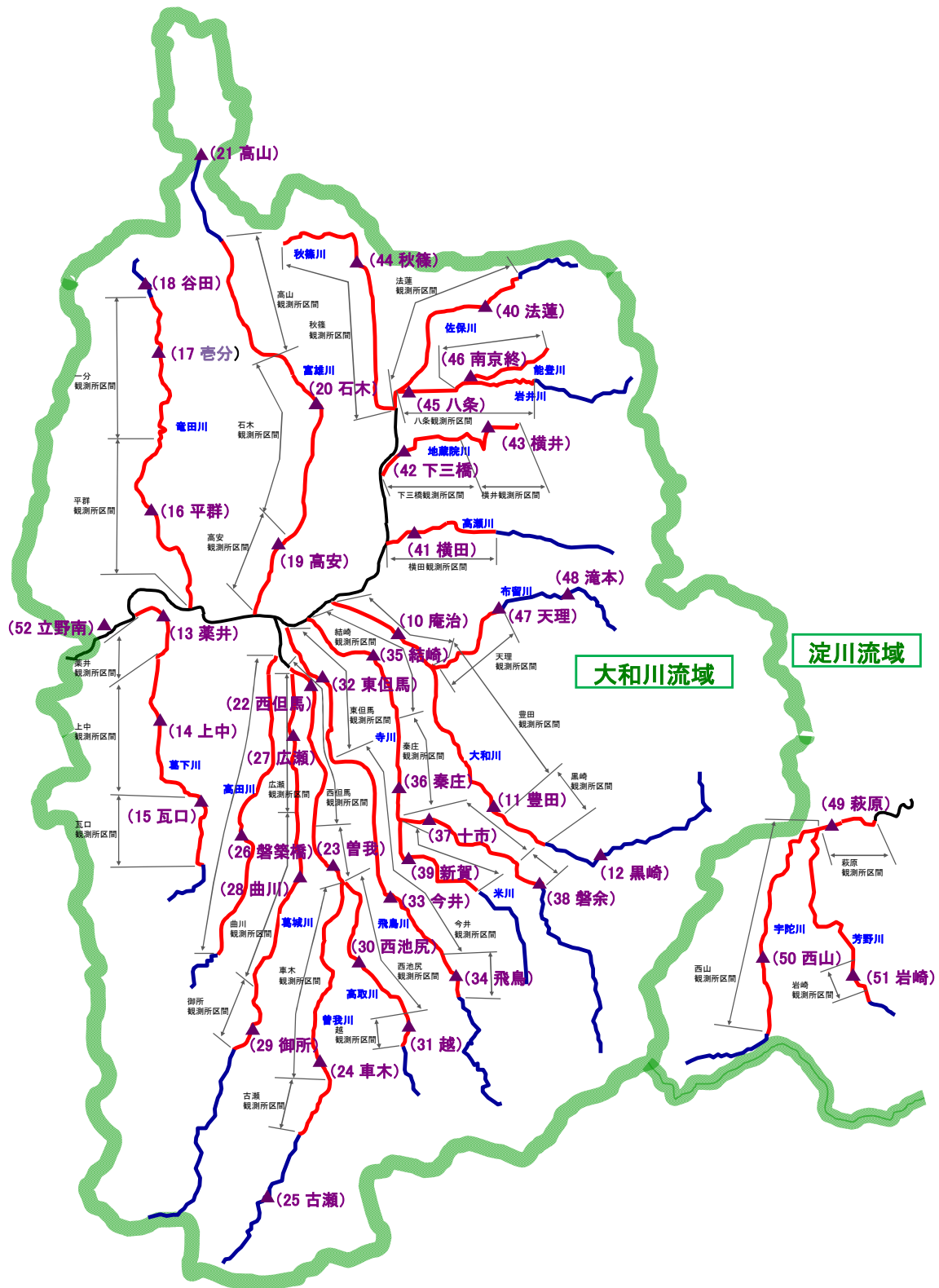
番号	河川名	観測所名	所在地 (量水標)	水位				種別	観測者	関係土木事務所	電話番号
				水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)				
41	高瀬川	横田	大和郡山市横田町	1.50	2.10	2.10	2.20	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良、郡山	0742-23-8011
42	地藏院川	下三橋	大和郡山市下三橋町	1.20	1.90	1.90	2.20	自記テレメーター	郡山土木事務所長	奈良、郡山	0743-51-0205
43	地藏院川	横井	奈良市横井	0.70	1.30	1.30	1.40	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良	0742-23-8011
44	秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町	1.10	2.10	2.10	2.20	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良、郡山	0742-23-8011
45	岩井川	八条	奈良市杏町	2.00	2.70	3.40	4.40	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良	0742-23-8011
46	能登川	南京終	奈良市南京終町	0.80	1.10	1.10	1.40	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良	0742-23-8011
47	布留川	天理	天理市川原城町	1.00	1.60	1.60	1.90	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良	0742-23-8011
48	布留川	滝本	天理市滝本	—	—	—	—	自記テレメーター	奈良土木事務所長	奈良	0742-23-8011
49	宇陀川	萩原	宇陀市榛原萩原	1.70	2.80	3.40	4.20	自記テレメーター	宇陀土木事務所長	宇陀	0745-84-9522
50	宇陀川	西山	宇陀市大字陀西山	1.30	1.70	1.70	1.80	自記テレメーター	宇陀土木事務所長	宇陀	0745-84-9522
51	芳野川	岩崎	宇陀市菟田野岩崎	0.90	1.90	1.90	2.00	自記テレメーター	宇陀土木事務所長	宇陀	0745-84-9522

(参考)

52	実盛川	立野南	三郷町立野南	—	—	—	—	自記テレメーター	郡山土木事務所長	郡山	0743-51-0205
53	青蓮寺川	曾爾	曾爾村今井	—	—	—	—	自記テレメーター	宇陀土木事務所長	宇陀	0745-84-9522
54	熊野川	庵住	天川村庵住	—	—	—	—	自記テレメーター	吉野土木事務所長	吉野	0746-32-4051
55	熊野川	上野地	十津川村上野地	—	—	—	—	自記テレメーター	五條土木事務所長	五條	0747-23-1151
56	熊野川	野尻	十津川村野尻	—	—	—	—	自記テレメーター	五條土木事務所長	五條	0747-23-1151
57	熊野川	小井	十津川村小井	—	—	—	—	自記テレメーター	五條土木事務所長	五條	0747-23-1151

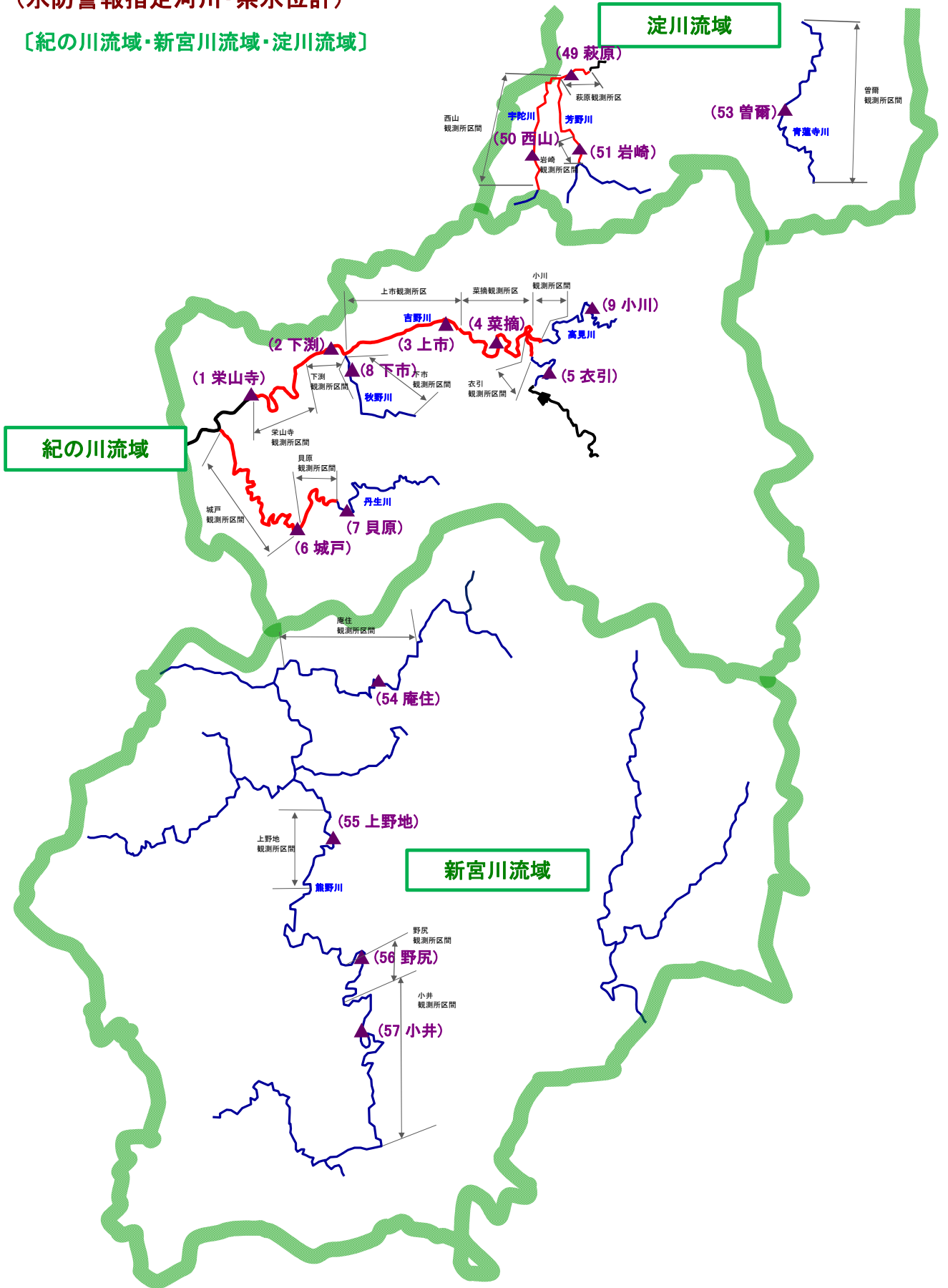
(水防警報指定河川・県水位計)

[大和川流域・淀川流域]



(水防警報指定河川・県水位計)

[紀の川流域・新宮川流域・淀川流域]



(2)国土交通省

①新宮川水系

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	位置	零点高(m)	水防団待機水位(m)	氾濫注意(警戒)水位(m)	所属	備考
1	(本)熊野川	辻堂	ロガー・テレ	五條市大塔町辻堂	右岸99.5	TP+362.03			紀の川ダム統合管理事務所	

②紀の川水系

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	位置	零点高(m)	水防団待機水位(m)	氾濫注意(警戒)水位(m)	所属	備考
1	(本)紀の川	妹背	ロガー・テレ	吉野郡吉野町河原屋93-51	右岸82.5	TP+151.21			紀の川ダム統合管理事務所	
2	(本)吉野川(紀の川)	五條(五條)	自記・テレ・ロガー	五條市新町	右岸59.40	TP+90.117	5.0	7.5	和歌山河川国道事務所	(水)水防警報基準地点

(注)河川名の項において、(本)とは本川のこと、また、①とは一次支川、②とは二次支川、③とは三次支川のことです。

さらに観測所名の項において、( )はテレメーター局名のことです。

加えまして、河川名のあとに( )がある場合、その河川名は奈良県内で使われている名称で、( )が正式な河川名です。

③大和川水系

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	位置	零点高(m)	水防団待機水位(m)	氾濫注意(警戒)水位(m)	所属	備考
1	①佐保川	番条(番条)	ロガー・テレ	大和郡山市番条町	左岸合4.03	TP+44.500	1.0	2.4	大和川河川事務所	(水)水防警報基準地点
2	(本)大和川	板東(板東)	ロガー・テレ	大和郡山市額田部南町	右岸35.970	TP+38.300	2.0	3.0	大和川河川事務所	(水)水防警報基準地点
3	(本)大和川	王寺(王寺)	ロガー・テレ	生駒郡三郷町勢野東6丁目	左岸29.22	TP+31.000	3.0	4.5	大和川河川事務所	
4	(本)大和川	藤井(藤井)	自記・ロガー・テレ	北葛城郡王寺町藤井	左岸25.50	TP+26.400	4.0	6.0	大和川河川事務所	
5	①曾我川	保田(保田)	ロガー・テレ	磯城郡川西町保田	右岸合0.82	TP+37.500	2.0	3.0	大和川河川事務所	(水)水防警報基準地点
6	(本)大和川	河合(河合)	ロガー・テレ	北葛城郡河合町川合	左岸33.12	TP+36.000	2.0	3.0	大和川河川事務所	

④淀川水系(参考)

番号	河川名	観測所名	種別	所在地	位置	零点高(m)	水防団待機水位(m)	氾濫注意(警戒)水位(m)	所属	備考
1	②宇陀川	安部田	ロガー・テレ	三重県名張市安部田	左岸3.3	195.02	2.0	3.5	(独)水資源機構	(水)水防警報基準地点
参考	青蓮寺川	伊賀見	自記・テレ	宇陀郡曾爾村大字伊賀見字伊賀見河川敷		339.23		3.5	(独)水資源機構	
2	①名張川	名張(下名張)	自記・ロガー・テレ	三重県名張市南町	右岸28.96	183.6	4.5	5.6	木津川上流河川事務所	(水)水防警報基準地点

(注)河川名の項において、(本)とは本川のこと、また、①とは一次支川、②とは二次支川、③とは三次支川のことです。

さらに観測所名の項において、( )はテレメーター局名のことです。

## 6. 水防倉庫一覽表

番号	河川名	奈良県土木事務所名 水防管理団体名	設置場所		面積 (㎡)	備考
			市町村	大字		
1	管内河川	奈良県奈良土木事務所	奈良	南紀寺	108.00	S47.12.5竣工
2	管内河川	奈良県郡山土木事務所	郡山	満願寺町	177.60	H24.2.13竣工
3	管内河川	奈良県高田土木事務所	高田	東中	90.00	H7.3.31竣工
4	管内河川	奈良県中和土木事務所	桜井	芝	97.58	H11.3.25竣工
5	管内河川	奈良県宇陀土木事務所	宇陀	菟田野松井	141.52	S50.3.31竣工
6	管内河川	奈良県吉野土木事務所	吉野	河原屋	106.00	S56.12.25竣工
7	管内河川	奈良県五條土木事務所	五條	今井	96.30	S44.11.29竣工
8	秋篠川	奈良市	奈良	五条	33.29	
9	秋篠川	奈良市	奈良	杏中	24.00	
10	大和川水系河川	天理市	天理	川原城町605	72.20	市庁舎地下水防倉庫
11	大和川水系河川	天理市	天理	勾田町428-1	33.10	
12	名張川	山添村	山添	大西235	29.54	
13	富雄川	大和郡山市	郡山	北郡山町	50.00	
14	竜田川	生駒市	生駒	小瀬	32.10	
15	富雄川	生駒市	生駒	高山	33.67	
16	竜田川	生駒市	生駒	山崎町	79.25	
17	竜田川	平群町	平群	吉新	43.20	役場敷地内防災備蓄倉庫
18	大和川	三郷町	三郷	勢野	10.40	
19	大和川	安堵町	安堵	窪田	19.80	
20	富雄川	安堵町	安堵	笠目	19.80	
21	岡崎川	安堵町	安堵	岡崎	33.00	
22	曾我川	大和高田市	高田	松塚	39.60	
23	市内河川	橿原市	橿原	八木	113.40	市役所庁舎内防災倉庫
24	市内河川	橿原市	橿原	寺田	374.58	高田B P高架下防災資材置場
25	市内河川	橿原市	橿原	西新堂	600.00	西新堂跨線橋下資材置場
26	高取川	明日香村	明日香	野口	31.00	明日香村消防防災施設(野口地区)内倉庫
27	高取川	高取町	高取	上土佐	8.50	
28	吉備川	高取町	高取	兵庫	8.50	

番号	河川名	奈良県土木事務所名 水防管理団体名	設置場所		面積 (㎡)	備考
			市町村	大字		
29	葛下川	王寺町	王寺	王寺2丁目	39.00	
30	葛下川	王寺町	王寺	葛下1丁目	200.00	
31	葛城川	御所市	御所	宮前町	162.09	
32	葛城川	御所市	御所	栄町	106.92	
33	町内河川	広陵町	広陵	百済	68.00	
34	町内河川	広陵町	広陵	疋相	129.00	
35	大和川	河合町	河合	大輪田	13.59	
36	葛下川	河合町	河合	薬井	18.00	
37	町内河川	河合町	河合	池部	18.10	
38	葛下川	香芝市	香芝	本町	45.00	
39	葛下川	上牧町	上牧	上牧	36.90	
40	高田川	葛城市	葛城	柿本	20.57	
41	町内河川	葛城市	葛城	竹内	28.38	
42	町内河川	葛城市	葛城	當麻	42.00	
43	町内河川	葛城市	葛城	南今市	41.00	
44	飛鳥川	田原本町	田原本	松本	26.30	
45	寺川	田原本町	田原本	宮森	23.50	
46	寺川	田原本町	田原本	郭内	22.04	
47	大和川	田原本町	田原本	大木	21.90	
48	大和川	田原本町	田原本	東井上	60.54	河川防災ステーション(倉庫部分)
49	町内河川	川西町	川西	結崎	739.00	川西町防災備蓄倉庫
50	曾我川	川西町	川西	保田	19.80	
51	飛鳥川	三宅町	三宅	伴堂	25.92	
52	大和川	桜井市	桜井	大西	28.00	
53	宇陀川	宇陀市	宇陀	大宇陀中庄	13.20	
54	宇陀川	宇陀市	宇陀	大宇陀西山	33.00	
55	芳野川	宇陀市	宇陀	菟田野松井	102.00	
56	青蓮寺川	曾爾村	曾爾	今井	200.00	
57	管内河川	五條市	五條	本町1丁目	40.00	五條小学校倉庫
58	管内河川	五條市	五條	今井4丁目	20.00	消防署内
59	北山川・小椽川	上北山村	上北山	河合	8.60	
	計				4858.28	

## 7. 水防資材備蓄数

(1) 県分

令和8年4月1日時点

土木事務所名		奈良	郡山	高田	中和	宇陀	吉野	五條	計
品目									
土のう用袋 (袋)		23,000	1,000	8,000	41,000	6,000	24,000	7,000	121,000
杭	木杭 (本)	260	1,000	300	800	150	750	1,500	4,760
	鉄杭 (本)	240	300	120	150	40	250	37	1,137
シート又はむしろ (枚)		30	50	100	95	90	120	100	585
縄 (巻)		8	20	4	70	20	20	19	161
鉄線 (kg)		15	300	200	250	75	500	100	1,440
釘 (kg)		20	30	5	20	20	250	150	495
スコップ (丁)		10	6	60	40	40	30	42	228
ツルハシ (丁)		3	5	4	30	10	15	11	78
くわ (丁)		10	9	8	18	8	20	7	80
かま (丁)		10	6	8	20	6	20	40	110
なた (丁)		5	4	3	13	1	10	1	37
のこぎり (丁)		10	5	10	5	3	15	2	50
かけや (丁)		10	4	9	11	12	10	3	59
ペンチ (丁)		3	3	5	15	3	10	0	39
金槌 (丁)		5	3	5	20	5	5	5	48

## (2) 市町村分

令和8年4月1日時点

事務所名 市町村名	種類	袋類	杭	シート	むしろ	縄巻	丸太	板類	鉄棒	釘	かすがい	蛇籠	スコップ	つるはし	とびくち	くわ	かま	なた	のこぎり	かけや	ペンチ	金槌	懐中電灯	
		袋	本	枚	枚	m	本	枚	kg	kg	kg	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個
奈良	奈良市	9,986	759	1,662	0	138	0	50	0	0	73	0	174	40	0	57	183	67	92	66	11	25	0	
	天理市	5,400	426	400		14				60	200		28	18	8	18	8	10	6	10	10	10	19	
	山添村	3,200	0	280	0	2				0	0			40	4	1	6	7	6	9	4	3	8	0
郡山	大和郡山市	19,050	433	31		14				50			126	6		13	16	7	4	15	11	15	45	
	生駒市	2,989	460	187	0	600	0	0	0	0	0	0	31	6	5	6	0	1	0	2	0	0	0	
	平群町	5,000	50	250		3				10	2			16	3	8	3	17	5	6	5	3	9	30
	三郷町	1,000	103	2,250		120								58	15		3	3	14	12	13	0	5	67
	斑鳩町	3,150	77	1,027										24	2	3	0	8	2	5	2	6	9	30
	安堵町	4,000	440	10		10					1			12		6	6			9	9	6	6	12
	高田	大和高田市	2,800	25	1,874		73	0	0	0	0			281	248		3	8	221	19	18	0	240	99
和田	御所市	1,400	500	300		53							38		8	5	0		10	23	2	3	30	
	香芝市	3,245	195	75		672		367					37	2		8	9		7	7		1	39	
	葛城市	7,000		1,100						1			10	6	9	9	9	4	10	19	4	5	36	
	上牧町	2,600	50	1,000		1	200		20	15			10	2	2		10	5	5	10	10	10	0	
	王寺町	12,000	580	746				0					21	27	20	10	20	20	6	27	6		17	
	広陵町	2,000		2,000		10								14	1	2				1	2			
	河合町	1,100	230	20				30						12	2	0	0	3	1	2	2	2	2	6
	中和	桜井市	2,000	110	100		1,800			10				48	16	1	0	0	12	0	12	0	0	20
橿原市		2,000	20	3,000		100				10			47	2	2	10	14		2	24	10	6	80	
高取町		2,000	150	0		0		50					20	0	20	5	5	5	2	12	2	2	10	
明日香村		2,000		5		2							10	2	5	2	5	2	2	2	2	2	10	
川西町		2,257	80	90		5							27	3		4	2	1	11	9	5	5	20	
三宅町		5,150	150	25		10			20	2			18	2	9	3	10	3	5	7	2	8	4	
田原本町		15,080	2,889	74		19								134	1	13		53	23	12	39	13	6	20

(2) 市町村分

令和8年4月1日時点

事務所名 市町村名	種類	袋類	杭	シート	むしろ	縄巻	丸太	板類	鉄棒	釘	かすがい	蛇籠	スコップ	つるはし	とびくち	くわ	かま	なた	のこぎり	かけや	ペンチ	金槌	懐中電灯	
		袋	本	枚	枚	m	本	枚	kg	kg	kg	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個
宇陀	宇陀市大宇陀	1,000	60	100		9	30		10	5			13	3	20	5	25	5	8	7	10	10	10	
	〃 菟田野	1,000	400	130		10			50	50			10	2	5	10	10	2	2	5	5	5	10	
	〃 榛原	2,000	10	100		150							15	4	10				1	10	2	5	25	
	〃 室生	1,600	400	140									68	2	40	30	4	5	3	1	1	2	63	
	曾爾村	1,850	100	20		40							3	3		1			3	3	3	3	32	
	御杖村	1,400	770	29									92	28	72	38	24				38	20	34	
	東吉野村	1,940	50			13		0	10				114	40	89	134	8				17	0		0
吉野	吉野町	2,000		50					2				10	3			5				2	2	2	50
	大淀町	5,000	20	50						20			10	5		3	10	2	3	5	10	5	30	
	下市町	4,400	100	80									25	5	13	20	10		3	7	5	3	20	
	黒滝村	5,000		30		5			10	20			10	5		3	10	5	5	5	5	10	20	
	天川村	3,000		1					10				10	5		2	5	2	2	3	2		20	
	下北山村	1,000											30	20	10		20				3		2	20
	上北山村	1,000		10									22	20		20								15
	川上村	1,000	100	10								50		10		5	10	5	30	3	5	5	5	20
五條	五條市 (西吉野町、大塔町除く)	11,800	550	20		5			10	10			20	20	14	16	10	10	8	18	10	10	26	
	〃 (西吉野町)	4,500							225	45	225		90	45	45	45	45	45	27	45	27	45		
	〃 (大塔町)	500	20	10		2							10	5	3	10	50	5	10	5	5		50	
	野迫川村	500	200	30		2	10	30	20	10	10		10	10	10	20	20	20	10	20	10	5	20	
	十津川村	500	50	100									10	12	10	10	20	20	20	10	20	10	20	
合計	167,397	10,557	17,416	0	3,882	240	527	407	301	558	0	1,818	645	468	538	676	535	372	546	250	533	1,045		

## 8. 緊急自動車一覧表

所 属	車 種	緊急時設備	
		サイレン	警光灯
河川整備課	ニッサンAD・バン	○	○
砂防・災害対策課	トヨタマークII・バン	○	○
奈良土木事務所	トヨタプロボックス・バン	○	○
〃	ニッサンAD・バン	○	○
〃	ニッサンAD・バン	○	○
〃	ダイハツ ハイゼット	×	○
〃 (天理ダム)	ニッサンAD・バン	○	○
〃 (白川ダム)	ニッサンAD・バン	○	○
郡山土木事務所	トヨタカルディナ・バン	○	○
〃	ニッサンAD・バン	○	○
〃	スズキ・エブリィ	×	×
高田土木事務所	ニッサンAD・バン	○	○
〃	トヨタプロボックス・バン	○	○
〃	三菱キャンター・ダンプ	○	○
〃	ダイハツ ハイゼット	×	×
中和土木事務所	ニッサンADバン	○	○
〃 (初瀬ダム)	三菱リベロ・バン	○	○
宇陀土木事務所	ニッサンAD・バン	○	○
〃	ニッサンAD・バン	○	○
〃	トヨタハイラックス・ピックアップ	○	○
吉野土木事務所	ニッサンAD・バン	○	○
〃	トヨタプロボックス・バン	○	○
〃 (工務第二課)	ニッサンAD・バン	○	○
五條土木事務所	プロボックス・バン	○	○
〃	ニッサンAD・バン	○	○
〃 (工務第二課)	プロボックス・バン	○	○

## 9. 井堰・樋門一覧表

### (1) 国土交通省管理(排・取)水門

#### ① 大和川水系

番号	施設名	所在					捲上機			吐口断面(内径、縦m×横m×門数)	吐口敷高(m)	連絡先
		水系名	本川名	距離標	支川名	地名	形式	主動力	予備動力			
1	亀ヶ窪悪水樋門	大和川	大和川	右岸28.0K-74.0m	亀ヶ窪川	生駒郡三郷町勢野西地先	ラック	電動	—	φ0.90×38.5×1	TP+33.627	大和川河川事務所 王寺出張所 0745-73-6571
2	惣持寺樋門	大和川	大和川	右岸28.6K-76.0m	惣持寺川	生駒郡三郷町勢野東地先	ラック	電動	—	1.40×1.40×1	TP+33.335	
3	三代川樋門	大和川	大和川	右岸30.4K-78.0m	三代川	生駒郡斑鳩町目安地先	ラック	電動	発動発電機	4.10×5.25×3	TP+32.479	
4	佐味川樋門	大和川	大和川	左岸31.4K+5.0m	佐味川	北葛城郡河合町大輪田地先	ラック	電動	—	1.50×1.50×1	TP+36.432	
5	不毛田樋門	大和川	大和川	左岸33.2K-39.0m	不毛田川	北葛城郡河合町川合地先	ラック	電動	発動発電機	3.00×5.60×2	TP+35.862	
6	不毛田第二樋門	大和川	大和川	左岸32.4K	不毛田川	北葛城郡河合町泉台地先	ラック	電動	発動発電機	2.70×3.90×2	TP+35.533	
7	岡崎樋門	大和川	大和川	右岸33.0K-44.0m	岡崎川	生駒郡安堵町笠目地先	ラック	電動	発動発電機	4.10×4.10×2	TP+35.090	
8	保田樋門	大和川	曾我川	右岸0K+64.0m	保田川	磯城郡川西町保田地先	ラック	電動	保田管理棟予備電源	3.80×4.50×1	TP+35.624	
9	安郷樋門	大和川	大和川	右岸36.0K+31.0m	中川	大和郡山市額田部南町地先	ワイヤーロープ	電動	浄化センター予備電源	(4.00×6.00×1)(4.00×3.00×1)4.00×4.00×1	TP+37.409	
10	須原樋門	大和川	佐保川	右岸0.4K-56.0m	九段切川	大和郡山市額田部北町地先	ワイヤーロープ	電動	発動発電機	3.00×5.00×1	TP+38.863	
11	坂根川樋門	大和川	大和川	右岸27.6K-75.0m	坂根川	生駒郡三郷町立野北地先	—	—	—	2.80×2.70×1	TP+31.860	
12	日養谷川樋門	大和川	大和川	右岸27.6K+128.5m	日養谷川	生駒郡三郷町勢野西地先	—	—	—	1.50×1.50×1	TP+34.282	
13	平和樋門	大和川	佐保川	左岸4.8K-18.0m	平和川	大和郡山市番条町地先	ラック	電動	発動発電機	2.00×6.20×1	TP+45.870	
14	前川樋門	大和川	佐保川	左岸7.2K+158.0m	前川放水路	大和郡山市下三橋町地先	ラック	電動	発動発電機	3.50×7.10×1	TP+47.980	
15	杉町樋門	大和川	佐保川	右岸5.0K+60.0m	本庄川	大和郡山市杉町地先	ラック	電動	発動発電機	2.50×2.50×1	TP+45.300	
16	天井川樋門	大和川	佐保川	右岸5.2K+37.0m	天井川	大和郡山市本庄町地先	ラック	電動	発電発動機	2.50×3.50×1	TP+45.600	
17	蟹川水門	大和川	佐保川	右岸5.6k+35.0m	蟹川	大和郡山市天井町地先	ワイヤーロープ	電動	電動モーター及び発電発動機	9.95×12.50×1	TP+45.291	

② 紀の川水系

	施設名	所在					捲上機			吐口断面(内径、縦m×横m×門数)	吐口敷高(m)	連絡先
		水系名	本川名	距離標	支川名	地名	形式	主動力	予備動力			
1	野原第6樋管	紀の川	紀の川(吉野川)	左岸59.8K-121.2m	排水路	五條市野原町1丁目91地先	ラック	手動	—	φ0.60×1	TP+99.024	和歌山河川 国道事務所 五條出張所 0747-22- 3161
2	五條排水樋管	紀の川	紀の川(吉野川)	右岸60.2K-133.1m	排水路	五條市五條1丁目14地先	—	—	—	φ0.60×1	TP+98.862	
3	東浄川樋門	紀の川	紀の川(吉野川)	右岸59.8K+22.6m	東浄川	五條市新町地先	ラック	電動	発電発動機	3.00×3.80×2	TP+95.250	
4	五條第二樋門	紀の川	紀の川(吉野川)	右岸60.2K-50.4m	排水路	五條市五條1丁目14地先	ラック	電動	—	1.25×1.00×1	TP+97.515	
5	野原第5樋管	紀の川	紀の川(吉野川)	左岸60.2K-31.8m	排水路	五條市野原西地先	—	—	—	φ0.60×1	TP+99.774	
6	田中樋門	紀の川	紀の川(吉野川)	右岸60.2K+64.0m	田中排水路	五條市五條2丁目10地先	ラック	電動	発電発動機	2.50×2.50×1	TP+97.640	
7	野原第4樋管	紀の川	紀の川(吉野川)	左岸60.4K-53.3m	排水路	五條市野原西地先	—	—	—	φ0.60×1	TP+98.777	
8	野原第3樋管	紀の川	紀の川(吉野川)	左岸60.4K+47.1m	排水路	五條市野原西地先	—	—	—	φ0.60×1	TP+99.815	
9	野原樋管	紀の川	紀の川(吉野川)	左岸60.6K+66.3m	排水路	五條市野原西地先	—	—	—	φ0.80×1	TP+100.760	
10	野原第2樋管	紀の川	紀の川(吉野川)	左岸60.6K+5.0m	排水路	五條市野原西地先	—	—	—	φ0.60×1	TP+100.250	
11	五條樋門	紀の川	紀の川(吉野川)	右岸60.6K+142.0m	内の川	五條市五條4丁目10地先	ラック	手動	—	1.00×1.00×1	TP+100.140	
12	寿命川樋門	紀の川	紀の川(吉野川)	右岸59.6K-50.0m	寿命川	五條市新町地先	ラック	電動	発電発動機	4.00×6.00×2	TP+93.800	
13	東谷川樋門	紀の川	紀の川(吉野川)	左岸61.4K+0.0m	東谷川	五條市野原東地先	ラック	電動	発電発動機	2.030×3.400×1	TP+99.573	

## (2) 国土交通省管理以外(井堰)

## ① 大和川水系

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
1	荒新田井堰	富雄川	奈良市	石木	荒新田	自動倒伏ゲート	1.50	28.60	石木町水利組合
2	源代井堰	富雄川	奈良市	石木	上新田	自動倒伏ゲート	1.50	29.00	石木町水利組合
3	統合第1井堰	富雄川	奈良市	中	砂茶屋	ゴム引布製起伏堰	1.50	22.00	富雄川1号井堰水利組合
4	統合第2井堰右岸	富雄川	奈良市	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.50	22.00	中町2号井堰右岸水利組合
5	統合第2井堰左岸	富雄川	奈良市	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.50	22.00	富雄川第2号井堰左岸水利組合
6	寺口井堰	富雄川	奈良市	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.50	17.50	富雄川3号井堰水利組合
7	寺口井堰右岸	富雄川	奈良市	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.50	17.50	富雄川第3号井堰右岸水利組合
8	4号井堰	富雄川	奈良市	中	中山	揚水機場			富雄川四号井堰水利組合
9	西谷井堰	富雄川	奈良市	三碓六丁目		自動倒伏ゲート	1.50	16.50	三碓5号井堰水利組合
10	新井堰	富雄川	奈良市	三碓二丁目		ゴム引布製起伏堰	1.50	15.50	富雄川6号井堰水利組合
11	大井堰	富雄川	奈良市	二名	三松	自動倒伏ゲート	1.50	13.80	富雄川7号井堰（大井堀）水利組合
12	伊勢木井堰	富雄川	奈良市	二名	平野	自動倒伏ゲート	1.50	13.50	伊勢木井堰水利組合
13	八反田井堰	佐保川	奈良市	法蓮	桜町	コンクリート堰	1.10	10.00	芝辻水利組合
14	賢田井堰	佐保川	奈良市	法蓮	立花	コンクリート堰	0.70	8.80	法蓮水利組合
15	聖武井堰	佐保川	奈良市	法蓮		コンクリート堰	2.00	12.00	法蓮水利組合
16	八反田井堰	佐保川	奈良市	川上	八反田	コンクリート堰	1.70	8.70	川上町水利組合
17	鳥ヶ坪井堰	佐保川	奈良市	川上	川上東	コンクリート堰	0.50	9.00	川上町水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
18	十ヶ坪井堰	佐保川	奈良市	川上	川上東	コンクリート堰	1.80	10.30	川上町水利組合
19	火渡井堰	佐保川	奈良市	川上	川上東	コンクリート堰	1.80	10.00	川上町水利組合
20	八ヶ瀬井堰	佐保川	奈良市	川上		石積堰	1.90	9.00	川上町水利組合
21	瓦坂井堰	佐保川	奈良市	川上		コンクリート堰	1.90	9.00	川上町水利組合
22	新井堰	秋篠川	奈良市	七条		ゴム引布製起伏堰	1.90	21.00	七条町水利土木組合
23	下堂井堰	秋篠川	奈良市	西ノ京		自動倒伏ゲート	1.60	9.00	西の京水利組合 六条町土木水利組合
24	五条下井堰	秋篠川	奈良市	五条		自動倒伏ゲート	1.50	21.90	六条町土木水利組合
25	五条上井堰	秋篠川	奈良市	五条		自動倒伏ゲート	2.00	17.60	五条町水利組合
26	尼ヶ辻井堰	秋篠川	奈良市	二条大路南 五丁目		自動倒伏ゲート	2.50	21.60	尼ヶ辻東方水利組合
27	箱井堰	秋篠川	奈良市	秋篠		自動倒伏ゲート	3.00	10.90	秋篠町水利組合
28	大井堰	秋篠川	奈良市	山陵		自動倒伏ゲート	3.00	10.80	秋篠町水利組合
29	小井堰	秋篠川	奈良市	中山		自動倒伏ゲート	0.50	6.80	秋篠町水利組合
30	中山町第4号井堰	秋篠川	奈良市	中山		自動転倒ゲート	1.60	7.20	中山町水利組合
31	中山町第3号井堰	秋篠川	奈良市	中山		自動転倒ゲート	0.60	6.10	中山町水利組合
32	清水池井堰	岩井川	奈良市	八条		ゴム引布製起伏堰	2.50	11.50	八条水利組合
33	岩井井堰	岩井川	奈良市	東九条		自動転倒ゲート	0.50	7.00	東九条水利組合
34	出屋敷井堰	岩井川	奈良市	南京終		自動転倒ゲート	1.50	4.80	肘塚北・京終水利組合
35	神殿井堰	岩井川	奈良市	古市		自動転倒ゲート	2.70	8.50	神殿町水利組合
36	八反田井堰	岩井川	奈良市	古市		コンクリート堰	1.50	8.00	清水永井水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
37	永井井堰	岩井川	奈良市	古市		コンクリート堰	4.50	9.00	清水永井水利組合
38	百百井堰	岩井川	奈良市	古市		コンクリート堰 石積堰	2.00	10.00	古市町水利組合
39	二ノ井井堰	岩井川	奈良市	鹿野園		コンクリート堰 石積堰	4.60	7.70	白毫寺町耕地方
40	一ノ井井堰	岩井川	奈良市	鹿野園		コンクリート堰 石積堰	2.40	5.80	鹿野園町水利農家組合
41	一本橋井堰	能登川	奈良市	南京終町 七丁目		コンクリート堰	0.50	7.00	肘塚北・京終水利組合
42	観音寺井堰	能登川	奈良市	南京終町 六丁目		コンクリート堰	1.00	5.00	肘塚北・京終水利組合
43	榛原井堰	能登川	奈良市	紀寺南方町		コンクリート堰	1.50	5.20	肘塚北・京終水利組合
44	紀寺南方井堰	能登川	奈良市	紀寺南方町		コンクリート堰	1.80	5.00	紀寺水利組合
45	吉兵衛井堰	能登川	奈良市	南紀寺町 二丁目		コンクリート堰	2.00	5.00	紀寺水利組合
46	上門井堰	能登川	奈良市	南紀寺町 二丁目		コンクリート堰	2.00	5.00	紀寺水利組合
47	深溝井堰	能登川	奈良市	南紀寺町 三丁目		コンクリート堰	1.00	4.00	紀寺水利組合
48	車井堰	能登川	奈良市	高畑町		コンクリート堰	1.70	8.00	紀寺水利組合
49	立花井堰	能登川	奈良市	高畑町		コンクリート堰	2.50	5.80	紀寺水利組合
50	市之井井堰	能登川	奈良市	高畑町		コンクリート堰	4.20	4.00	高畑水利組合
51	五反田井堰	地藏院川	奈良市	横井		ゴム引布製起伏堰	1.00	5.00	横井東町水利組合
52	前池井堰	地藏院川	奈良市	横井		自動倒伏ゲート	1.00	5.00	横井東町水利組合
53	今井井堰	地藏院川	奈良市	横井		ゴム引布製起伏堰	1.00	5.00	横井東町水利組合
54	芦田樋門	地藏院川	奈良市	横井		コンクリート堰	1.00	5.00	横井東町水利組合
55	瀬本樋門	地藏院川	奈良市	横井		自動転伏ゲート	1.00	6.00	横井東町水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
56	柳井堰	菩提山川	奈良市	高樋		石積井堰	3.90	8.00	田中町土木水利組合
57	上井堰	布留川 北流	天理市	合場		下部ヒンジ式ゲート	1.80	11.40	合場町区長
58	東の井堰	布留川 北流	天理市	嘉幡		ゴム引布製起伏堰	1.10	22.00	嘉幡町東区長
59	大芝井堰	布留川	天理市	吉田		下部ヒンジ式ゲート	1.50	9.70	吉田町区長
60	瓜生田井堰	真目堂川	天理市	遠田		下部ヒンジ式ゲート	0.50	6.00	遠田町区長
61	新川井堰	西門川	天理市	吉田		ゴム引布製起伏堰	1.00	13.00	吉田町区長
62	上戸井堰	富雄川	大和郡山市	城		自動転倒ゲート	0.50	20.40	城水利組合
63	三箇・十箇統合堰	富雄川	大和郡山市	城		ランク 井堰	2.20	19.20	富雄川筋十箇土地改良区三箇水利組合
64	外川井堰	富雄川	大和郡山市	外川		自動転倒ゲート	2.00	20.00	外川水利組合
65	七ヶ村井堰	富雄川	大和郡山市	外川		自動転倒ゲート	1.50	31.00	七ヶ井堰水利組合
66	大	蟹川	大和郡山市	高田		自動転倒ゲート	2.60	11.50	奈良県郡山土地改良区
67	橋本	蟹川	大和郡山市	高田		自動転倒ゲート	2.00	7.10	奈良県郡山土地改良区
68	九ノ坪	蟹川	大和郡山市	高田		可動堰	0.70	4.10	奈良県郡山土地改良区
69	長願寺池取水堰	地藏院川	大和郡山市	上三橋		巻上げ式ゲート	2.10	10.00	平和土地改良区
70	合田井堰	地藏院川	大和郡山市	下三橋		可動堰	2.50	10.30	下三橋水利組合
71	大久保井堰	地藏院川	大和郡山市	下三橋		巻上げ式ゲート	1.80	10.00	下三橋水利組合
72	大師井堰	地藏院川	大和郡山市	稗田		可動堰	4.80	11.00	稗田町自治会
73	中城北井堰	菩提仙川	大和郡山市	中城		ゴム引布製起伏堰	2.00	16.60	治道北部土地改良区
74	高橋井堰	菩提仙川	大和郡山市	番条		ゴム引布製起伏堰	2.00	17.90	治道北部土地改良区

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
75	亥田取水堰	量川	大和郡山市	筒井		巻上げ式ゲート	1.20	2.40	筒井土地改良区
76	北浦井堰	量川	大和郡山市	筒井		ゴム引布製起伏堰	0.90	6.00	筒井土地改良区
77	荒池井堰	量川	大和郡山市	筒井		ゴム引布製起伏堰	0.70	6.00	筒井土地改良区
78	箱田井堰	高瀬川	大和郡山市	横田		ゴム引布製起伏堰	2.50	6.80	横田町水利組合
79	高瀬川取水堰	高瀬川	大和郡山市	伊豆七条		ゴム引布製起伏堰	2.00	6.00	治道南部土地改良区
80	北池込口塚取入堰	珊瑚珠川	大和郡山市	八条		巻上げ式ゲート	1.45	10.00	八条町土地改良区
81	中山大門井堰	中川	大和郡山市	八条		巻上げ式ゲート	1.50	1.80	八条町土地改良区
82	川原井堰	竜田川	生駒市	小平尾	乙田橋	転倒堰	1.20	26.50	川原水利組合
83	松本井堰	竜田川	生駒市	小平尾		転倒堰			小平尾松本水利組合
84	井出山井堰	竜田川	生駒市	小平尾	井出山橋				奈良県
85	滝田中井手井堰	竜田川	生駒市	小瀬	小瀬橋下	コンクリート堰	1.00	18.00	上井出水利組合
86	大係井堰	竜田川	生駒市	俵口	谷口	コンクリート堰			俵口農家組合
87	願リヤク井堰	出合川	生駒市	西菜畑		ラバーダム	0.90	3.70	此谷川水利組合（西菜畑水利組合）
88	丑墓井堰	富雄川	生駒市	上	蛇喰橋下	ゴム引布製起伏堰	1.50	10.00	丑墓井堰水利組合
89	中島井堰	富雄川	生駒市	上	掛橋	ゴム引布製起伏堰	1.50	10.00	中島井堰水利組合
90	西井堰	富雄川	生駒市	上	菖蒲谷橋下	ゴム引布製起伏堰	1.50	12.00	西井出堰水利組合
91	東井堰（2号）	富雄川	生駒市	上	安養寺橋下	ゴム引布製起伏堰	1.50	12.00	東井堰水利組合
92	中井堰	富雄川	生駒市	上	西村橋下	ゴム引布製起伏堰	1.50	12.00	中井堰水利組合
93	大町井堰	富雄川	生駒市	上	芝橋	ゴム引布製起伏堰			大町井堰水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
94	一言寺井堰	富雄川	生駒市	上	上村大橋	ゴム引布製起伏堰			一言寺井堰水利組合
95	橋本井堰	竜田川	生駒郡平群町	椿井		ゴム引布製井堰	1.80	24.60	橋本井堰ダム組合
96	蛾瀬井堰	竜田川	生駒郡斑鳩町	竜田		ゴム引布製起伏堰	2.50	14.00	蛾瀬井堰管理組合
97	三室井堰	竜田川	生駒郡斑鳩町	稲葉車瀬		ゴム引布製起伏堰	2.50	14.00	三室井堰管理組合
98	三代川五反田井堰	三代川	生駒郡斑鳩町	阿波		ゴム引布製起伏堰	2.10	3.70	新家水利組合
99	服部井堰	服部川	生駒郡斑鳩町	服部		転倒堰	0.80	5.00	服部水利組合
100	服部井堰	服部川	生駒郡斑鳩町	服部		ゴム引布製起伏堰	1.15	8.00	服部水利組合
101	高瀬井堰	富雄川	生駒郡安堵町	笠目		自動転倒ゲート	1.50	19.00	笠目農家水利組合
102	新池井堰	岡崎川	生駒郡安堵町	岡崎		ゴム引布製起伏堰	1.50	11.40	岡崎水利組合
103	羽生井堰	曾我川	御所市	柏原		コンクリート堰	1.50	52.35	羽生井堰水利組合
104	東辻井堰	鎮守川	御所市	東辻		自動転倒ゲート	1.25	3.30	薑土地改良区
105	奥田井堰	葛城川	葛城市	新村		ゴム引布製起伏堰	2.00	8.00	奥田水利組合
106	新村井堰	葛城川	葛城市	新村		自動転倒ゲート	1.00	7.00	新村区
107	東室井堰	高田川	葛城市	東室		自動転倒ゲート	1.50	7.00	東室土地改良区
108	柿本井堰	高田川	葛城市	柿本		自動転倒ゲート	1.50	8.00	柿本土地改良区
109	柿本井堰	高田川	葛城市	柿本		自動転倒ゲート	1.50	8.00	柿本土地改良区
110	北花内井堰	高田川	葛城市	葛木		手動式転倒ゲート	0.50	7.00	北花内土地改良区
111	北花内井堰	高田川	葛城市	北花内		手動式転倒ゲート	1.50	8.00	北花内土地改良区
112	葛木井堰	高田川	葛城市	葛木		巻上式ゲート	1.50	5.00	葛木区

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
113	南道穂井堰	高田川 北流	葛城市	葛木		自動転倒ゲート	0.70	5.00	南道穂水利組合
114	金村井堰	高田川 北流	葛城市	大屋		はめ板式固定堰	1.50	5.00	南道穂水利組合
115	堂ノ前井堰	安位川	葛城市	忍海		自動転倒ゲート	2.00	11.60	忍海土地改良区
116	立川井堰	葛下川	葛城市	南今市		可動堰	1.00	4.00	南今市水利組合
117	柿本井堰	葛下川	葛城市	八川		可動堰	1.50	4.00	八川水利組合
118	福田井堰	葛下川	葛城市	尺土		自動転倒ゲート	0.55	4.00	尺土水利組合
119	高内井堰	岩谷川	葛城市	長尾		自動転倒ゲート	0.65	3.70	長尾水利組合
120	長尾井堰	岩谷川	葛城市	尺土		自動転倒ゲート	0.50	4.50	尺土水利組合
121	前田井堰	熊谷川	葛城市	今在家		自動転倒ゲート	0.95	5.60	今在家水利組合
122	葛下井堰	葛下川 支流	葛城市	南今市		可動堰	1.50	2.00	南今市水利組合
123	山崎井堰	初田川	香芝市	狐井		ゴム引布製起伏堰	2.00	2.50	狐井水利組合
124	西福井下井堰	初田川	香芝市	狐井		ゴム引布製起伏堰	1.50	2.00	狐井水利組合
125	今泉井堰	平野川	香芝市	今泉		可動堰	0.60	2.50	分川池水利組合
126	石井寺井堰	竹田川	香芝市	高		可動堰	1.50	4.00	旗尾土地改良区
127	土橋大井出井堰	西の川	香芝市	下田		可動堰	2.00	3.40	今池水利組合
128	滝川第2井堰	滝川	北葛城郡 上牧町	三軒屋		ゴム引布製起伏堰	1.20	8.00	米山池水利組合
129	王寺井堰	葛下川	北葛城郡 王寺町	葛下		ゴム引布製起伏堰	2.50	11.50	王寺水利組合
130	荒木井堰	葛下川	北葛城郡 王寺町	畠田		ゴム引布製起伏堰	1.00	10.00	畠田水利組合
131	滝川井堰	滝川	北葛城郡 王寺町	畠田		ゴム引布製起伏堰	1.20	8.00	畠田水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
132	正保井堰	高田川	北葛城郡 広陵町	萱野		ゴム引布製起伏堰	1.20	15.00	萱野実行組合
133	的場井堰	広瀬川	北葛城郡 広陵町	的場		ゴム引布製起伏堰	1.20	2.50	的場水利組合
134	井之本井堰	高田川	北葛城郡 広陵町	南		ゴム引布製起伏堰	2.20	15.00	南実行組合
135	広陵工区タイプ4井堰	広瀬川	北葛城郡 広陵町	弁財天		ゴム引布製起伏堰	2.00	3.50	弁財天水利組合
136	西門井堰	広瀬川	北葛城郡 広陵町	広瀬		ゴム引布製起伏堰	2.00	3.50	広瀬土地改良区
137	堂々井堰	広瀬川	北葛城郡 広陵町	広瀬		ゴム引布製起伏堰	1.30	3.50	広瀬土地改良区
138	大井井堰	馬見川	北葛城郡 広陵町	斉音寺		可動堰	2.00	2.50	斉音寺水利組合
139	斉音寺井堰	馬見川	北葛城郡 広陵町	才音寺		可動堰	2.00	2.50	斉音寺水利組合
140	郡井堰	馬見川	北葛城郡 広陵町	才音寺		油圧	1.50	2.00	才音寺水利組合
141	棕本井堰	馬見川	北葛城郡 広陵町	疋相		可動堰	2.00	3.00	疋相水利組合
142	丁子井堰	馬見川	北葛城郡 広陵町	疋相		可動堰	2.00	3.00	疋相水利組合
143	重井手井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	百済		ゴム引布製起伏堰	1.40	25.00	百済区長（南）
144	かさや井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	広瀬		ゴム引布製起伏堰	2.90	20.00	的場実行組合弁財天実行組合
145	弁財天井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	田中		ゴム引布製起伏堰	2.90	17.00	弁財天水利組合
146	川合井堰	不毛田川	北葛城郡 河合町	川合		ゴム引布製起伏堰	1.50	5.00	川合水利組合
147	西穴闇井堰	佐味田川	北葛城郡 河合町	穴闇		ゴム引布製起伏堰	1.50	11.00	西穴闇水利組合
148	山坊井堰	佐味田川	北葛城郡 河合町	山坊		ゴム引布製起伏堰	1.50	7.60	山坊水利組合
149	穴闇渡り所井堰	佐味田川	北葛城郡 河合町	穴闇		ゴム引布製起伏堰	1.50	8.70	穴闇渡り所水利組合
150	佐味田井堰	佐味田川	北葛城郡 河合町	佐味田		自動転倒ゲート	1.50	7.70	佐味田井堰係

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
151	城内井堰	佐味田川	北葛城郡河合町	城内		コンクリート	3.00	6.00	城内水利組合
152	北浦井堰	不毛田川	北葛城郡河合町	長楽		ゴム引布製起伏堰	1.50	7.00	長楽水利組合
153	西口井堰	不毛田川	北葛城郡河合町	長楽		手動上下式	1.00	3.50	長楽水利組合
154	滝川井堰	葛下川	北葛城郡河合町	薬井		ゴム引布製起伏堰	2.00	14.00	薬井水利組合
155	下井井堰	曾我川	橿原市	東坊城		自動転倒ゲート	1.60	20.00	雲梯町水利組合
156	今樋井堰	曾我川	橿原市	雲梯		自動転倒ゲート	2.00	26.00	雲梯町水利組合
157	初王寺井堰	曾我川	橿原市	雲梯		自動転倒ゲート	2.00	26.00	初王寺水利組合
158	大井井堰 (大樋頭首工)	曾我川	橿原市	忌部		ファブリーダム	2.20	18.90	大和平野土地改良区
159	地黄井堰	飛鳥川	橿原市	小綱		自動転倒ゲート	1.70	17.60	地黄町水利組合
160	飛鳥川井堰	飛鳥川	橿原市	豊田		自動転倒ゲート	1.70	19.20	豊田町水利組合
161	新口井堰	米川	橿原市	上品寺葛本		ファブリーダム	2.00	8.00	新口町水利組合
162	山之坊井堰	米川	橿原市	山之坊		転倒ゲート	2.10	8.00	山之坊水利組合
163	砂井手井堰	米川	橿原市	新賀		自動転倒ゲート	1.40	8.50	新賀町区長(水利組合)
164	松葉井堰	米川	橿原市	西新堂		自動転倒ゲート	2.15	13.80	西新堂町自治会
165	御園井堰	高取川	橿原市	見瀬		ファブリーダム	1.30	4.10	見瀬町水利組合
166	鳥屋井堰	高取川	橿原市	白樋		自動転倒ゲート	1.70	14.00	鳥屋区実行組合支部長
167	西池尻取水口	高取川	橿原市	鳥屋		自動転倒ゲート	1.40	10.00	西池尻水利組合長
168	吉田取水口	高取川	橿原市	西池尻		自動転倒ゲート	1.24	4.50	吉田町水利組合
169	慈明寺井堰 (慈明寺取水口)	高取川	橿原市	大谷		自動転倒ゲート	1.80	12.00	慈明寺水利委員 慈明寺町自治会区長

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
170	旭井堰	高取川	橿原市	曾我		自動転倒ゲート	2.60	10.20	大和平野土地改良区
171	上海井堰	曾我川	橿原市	中曾司		ファブリーダム	1.30	17.60	中曾司水利組合長
172	曾我大井堰	曾我川	橿原市	曲川		自動転倒ゲート	1.94	25.50	小槻町水利組合長
173	石原田井堰	米川	橿原市	膳夫		ファブリーダム	1.60	12.50	石原田町水利組合長
174	馬場井堰	米川	橿原市	東池尻		ファブリーダム	1.30	8.00	東池尻区水利組合
175	小綱井堰	飛鳥川	橿原市	小綱		ファブリーダム	1.50	18.42	小綱町水利組合
176	新沢頭首工	曾我川	橿原市	観音寺		ファブリーダム	0.80	16.50	新沢水利組合長
177	古井井堰	曾我川	橿原市	古川		ファブリーダム	2.10	20.00	大井水利組合
178	上尾井堰	桜川	橿原市	四条町		ファブリーダム	1.50	5.58	五井町水利組合
179	一之辺井堰	銭川	橿原市	葛本町		鋼製スライドゲート	1.50	10.9	葛本町自治会
180	小金淵井堰	小金打川	橿原	小金打川		自動転倒ゲート	3	1.01	曲川土地改良区
181	松笠井堰	小金打川	橿原	小金打川		自動転倒ゲート	3	0.65	曲川土地改良区
182	中ノ坪井堰	小金打川	橿原	小金打川		電動スライドゲート	2	1.4	曲川土地改良区
183	五反田井堰	小金打川	橿原	小金打川		自動転倒ゲート	3.2	0.85	曲川土地改良区
184	水桃井堰	小金打川	橿原	小金打川		自動転倒ゲート	2.3	0.7	曲川土地改良区
185	中の橋川放流水門	中の橋川	橿原市	上品寺町		ファブリーダム			上品寺農家組合
186	下の門扉	中の橋川	橿原市	上品寺町		手動上下式ゲート			上品寺農家組合
187	高石井堰	中の橋川	橿原市	新口町		電動スライドゲート			新口町水利組合
188	七ノ坪井堰	中の橋川	橿原市	飯高町		ファブリーダム	1.0	6.0	飯高水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
189	土木(どき)井堰	中の橋川	橿原市	飯高町		フリップダム	1.9	7.0	飯高水利組合
190	春日井堰	住吉川	橿原市	新堂		フリップダム	1.0	7.0	新堂町水利組合
191	寅井出井堰	住吉川	大和高田市	柿之内		フリップダム	1.0	3.8	東坊城町水利組合
192	大井出井堰	桜川	橿原市	畝傍		鋼製自動転倒ゲート	1.5	4.5	四条土地改良区
193	大常盤井堰	銭川	橿原市	常盤		鋼製自動転倒ゲート	1.0	6.0	常盤町自治会
194	古瀬井堰	銭川	橿原市	常盤		鋼製自動転倒ゲート	0.7	4.8	常盤町自治会
195	墓の森井堰	寺川	橿原市	十市		自動転倒ゲート	1.85	16.4	十市町自治会
196	平田井堰	高取川	明日香村	平田		鋼製スライドゲート	1.5	6.0	八反田水利組合
197	近鉄高架下風船井堰	曾我川	橿原市	中曾司		フリップダム			松塚水利組合
198	ヒノウラ井堰	中の橋川	橿原市	大垣町		自動転倒ゲート	0.5	1.85	大垣町自治会
199	イナガ井堰	中の橋川	橿原市	大垣町		自動転倒ゲート	0.8	1.80	大垣町自治会
200	三ヶ大字井堰	大和川	桜井市	江包		ゴム引布製起伏堰	1.90	23.60	大木区、伊与戸区、大安寺区
201	川久保井堰	大和川	磯城郡川西町	吐田		自動転倒ゲート	3.00	30.00	北吐田水利組合 上吐田水利組合
202	杉ノ木井堰	大和川	磯城郡川西町	下永		自動転倒ゲート	1.10	35.20	西城水利組合
203	唐院井堰	飛鳥川	磯城郡川西町	唐院		ゴム引布製起伏堰	3.32	16.20	唐院自治会長
204	大領井堰	寺川	磯城郡川西町	結崎		ゴム引布製起伏堰	2.00	29.50	井戸自治会長
205	中村井堰	寺川	磯城郡川西町	結崎		自動転倒ゲート	1.70	17.40	結崎、中村水利組合
206	生ノ井手井堰	寺川	磯城郡川西町	結崎		ゴム引布製起伏堰	1.90	23.00	出屋敷水利組合
207	新川今石井堰	新川	磯城郡三宅町	伴堂		巻上げ式ゲート	0.80	5.00	奈良県

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
208	今石井堰	新川	磯城郡 三宅町	伴堂		ゴム引布製起伏堰	1.80	2.60	伴堂耕地組合
209	但馬大井堰	飛鳥川	磯城郡 三宅町	但馬		ゴム引布製起伏堰	2.10	13.00	但馬自治会
210	上院井堰	新川	磯城郡 三宅町	伴堂		ゴム引布製起伏堰	2.53	6.50	伴堂耕地組合
211	但馬井堰	かんでん川	磯城郡 三宅町	但馬		ゴム引布製起伏堰	2.55	6.10	但馬自治会
212	小柳井堰	曾我川	磯城郡 三宅町	小柳		ゴム引布製起伏堰	2.00	17.00	小柳農事組合
213	赤丸井堰	伴堂川	磯城郡 三宅町	伴堂		ワイヤー式起伏ゲート	1.80	2.60	伴堂耕地組合
214	柿の木井堰	但馬川	磯城郡 三宅町	但馬		ゴム引布製起伏堰	1.20	3.00	但馬自治会
215	佐渡井堰	但馬川	磯城郡 三宅町	但馬		ゴム引布製起伏堰	1.20	3.00	但馬自治会（操作は上但馬）
216	大中井堰	大和川	磯城郡 田原本町	八田		自動転倒ゲート	2.45	46.40	八田自治会長
217	中井堰	大和川	磯城郡 田原本町	法貴寺		ゴム引布製起伏堰	1.90	31.20	法貴寺西池管理者
218	鍵井堰	大和川	磯城郡 田原本町	西井上		ゴム引布製起伏堰	1.90	31.20	鍵井堰掛り
219	小阪・阪手井堰	大和川	磯城郡 田原本町	西井上		ゴム引布製起伏堰	1.00	27.60	小阪、阪手井堰係り
220	西井上井堰	大和川	磯城郡 田原本町	西井上		ゴム引布製起伏堰	1.90	31.20	西井上大字総代
221	法貴寺井堰	大和川	磯城郡 田原本町	東井上		ゴム引布製起伏堰	1.90	31.20	法貴寺東池管理者
222	池ノ上井堰	大和川	磯城郡 田原本町	蔵堂		ゴム引布製起伏堰	1.90	31.20	水利組合長水役
223	四条井堰	大和川	磯城郡 田原本町	八田		ゴム引布製起伏堰	1.90	31.20	八田自治会長
224	金剛寺樋	曾我川	磯城郡 田原本町	松本金剛寺		ゴム引布製起伏堰	1.90	20.00	金剛寺自治会長
225	大網井堰	曾我川	磯城郡 田原本町	大網		ゴム引布製起伏堰	1.00	20.00	大網農家代表者
226	ショブタ井堰	飛鳥川	磯城郡 田原本町	西竹田		油圧可能ゲート	1.50	23.00	西竹田水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
227	八尾井出井堰	寺川	磯城郡 田原本町	柳町		自動転倒ゴム引布製起伏堰	2.10	38.00	八尾水親
228	田原ヶ井堰	寺川	磯城郡 田原本町	阪手		油圧可能ゲート	1.00	20.20	保津農家代表 十六面農家代表
229	三ヶ所井堰	寺川	磯城郡 田原本町	秦庄		自動転倒ゲート	2.50	21.00	薬王寺農家代表
230	大樋（夫婦樋）	寺川	磯城郡 田原本町	宮森		自動転倒ゲート	1.80	24.20	矢部農家代表 宮森農家代表
231	玉子井堰	寺川	磯城郡 田原本町	八尾		自動転倒ゲート	1.70	24.00	玉子井堰管理人
232	味間井堰	かがり川	磯城郡 田原本町	味間		ゴム引布製起伏堰	1.00	5.00	味間農家代表者 味間自治会長
233	富本井堰	かんでん川	磯城郡 田原本町	富本		ゴム引布製起伏堰	2.55	6.10	富本自治会長 富本農家代表
234	十六面井堰	かんでん川	磯城郡 田原本町	十六面		ゴム引布製起伏堰	2.00	6.46	十六面農家代表 十六面自治会長
235	西竹田井堰 4号・5号	かんでん川	磯城郡 田原本町	西竹田		ゴム引布製起伏堰	1.90	7.90	西竹田水利組合
236	蔵堂井堰	烏田川	磯城郡 田原本町	蔵堂		自動転倒ゲート			蔵堂自治会長 蔵堂農家代表
237	蔵堂井堰	はしら川	磯城郡 田原本町	蔵堂		ファブリーダム			蔵堂自治会長 蔵堂農家代表
238	女夫樋井堰	寺川	磯城郡 田原本町	宮森		自動転倒ゲート			矢部農家代表 宮森農家代表
239	六の坪井堰	中の橋川	磯城郡 田原本町	満田		自動転倒ゲート			満田水利担当
240	脇田井堰	中の橋川	磯城郡 田原本町	佐味		自動転倒ゲート			水利担当
241	山の脇井堰	中の橋川	磯城郡 田原本町	佐味		自動転倒ゲート			水利担当
242	三俵井堰	飛鳥川	磯城郡 田原本町	薬王寺		ファブリーダム			薬王寺自治会長 薬王寺農家代表
243	松の田井堰	かんじょう川	磯城郡 田原本町	大安寺		自動転倒ゲート			大安寺自治会長 大安寺副総代水利担当
244	重井手井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	百済		ゴム引布製起伏堰	1.40		百済区長(南)
245	かさや井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	広瀬		ゴム引布製起伏堰	2.90		弁財天実行組合
246	弁財天井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	田中		ゴム引布製起伏堰	2.90		弁財天水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
247	高堤井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	百済		ゴム引布製起伏堤			百済区南
248	アッコ井堰	曾我川	北葛城郡 広陵町	百済		自動転倒ゲート			百済区南
249	百済井堰 (柳井戸井堰)	曾我川	北葛城郡 広陵町	百済		自動転倒ゲート			百済区北
250	門丸井堰	十人川	磯城郡 田原本町	阿部田		自動転倒ゲート			阿部田自治会長
251	水出井堰	かがり川	磯城郡 田原本町	八条		ファブリーダム			八条自治会長 八条農家代表
252	かがり川井堰	かがり川	磯城郡 田原本町	八条		自動転倒ゲート			八条自治会長 八条農家代表
253	尻長井堰	烏米川	磯城郡 田原本町	十六面		自動転倒ゲート			十六面自治会長 十六面農家代表
254	五戈田井堰	烏米川	磯城郡 田原本町	平野		自動転倒ゲート			平野自治会長
255	西堂井堰	烏米川	磯城郡 田原本町	三笠		自動転倒ゲート			三笠農家代表
256	園脇（矢部）井堰	屋就川	磯城郡 田原本町	矢部		自動転倒ゲート			矢部自治会長
257	満田井堰	屋就川	磯城郡 田原本町	満田		自動転倒ゲート			満田自治会長 満田農家代表
258	七々板井堰	屋就川	磯城郡 田原本町	満田		自動転倒ゲート			満田自治会長 満田農家代表
259	田井の庄井堰	吉備川	高市郡高取町	田井の庄		ファブリーダム			兵庫区長

② 紀の川水系

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
1	上之川原井堰	宇智川	五條市	住川		鉄製自動転倒ゲート (トルクチューブ式)	1.50	10.50	三在町上之川原水利組合
2	京地井堰	宇智川	五條市	三在		自動転伏ゲート角落し	1.20	13.80	京地井堰共同用水
3	上宇智川用水	宇智川	五條市	小島		自動転伏ゲート角落し	0.80	11.20	小島町水利組合
4	島台井堰	宇智川	五條市	小島		自動転伏ゲート角落し	1.10	8.20	島台水利組合

③ 淀川水系

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
1	古川井堰	天野川	生駒市	南田原	古川	ラバーダムコンクリート堰	1.20	6.80	古川井堰水利組合
2	滝の鼻井堰	天野川	生駒市	南田原	古川	ラバーダムコンクリート堰	1.00	4.00	滝の鼻水利組合
3	上井堰	山田川	生駒市	鹿畑	古川	ラバーダムコンクリート堰	1.80	6.90	上井手井堰水利組合
4	岩間井堰	山田川	生駒市	鹿畑	三本松	転倒堰	2.00	5.50	鹿畑町自治会
5	古畑井堰	山田川	生駒市	鹿畑	古畑	転倒堰	0.80	5.00	鹿畑町自治会
6	下ノ坪井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀五津		はめ板式固定堰	1.30	24.00	五津水利組合
7	才田井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀五津		はめ板式固定堰	0.90	24.00	才ノ坪井堰水利組合
8	上ノ坪井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀平尾		はめ板式固定堰	1.00	26.00	上ノ坪井堰水利組合
9	平尾井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀野依		可動式	1.00	24.00	平尾井堰水利組合
10	岩端井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀野依		可動式	1.50	23.00	岩端井堰水利組合
11	向川原井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀野依		可動式	2.00	24.00	向川原井堰水利組合
12	東郷井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀野依		はめ板式固定堰	1.00	22.00	東郷井堰水利組合
13	上川原井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀野依		はめ板式固定堰	1.00	25.00	上川原井堰水利組合
14	岩井出井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀小附		はめ板式固定堰	1.00	20.00	岩井出井堰水利組合
15	新町井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀拾生		はめ板式固定堰	4.00	10.00	新町井堰水利組合
16	馬場田井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀拾生		はめ板式固定堰	1.30	10.00	馬場田井堰水利組合
17	清水井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀大東		はめ板式固定堰	1.00	8.00	清水井堰水利組合
18	カシノ木井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀大東		はめ板式固定堰	1.00	8.00	カシノ井堰水利組合
19	大井手井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀大東		はめ板式固定堰	1.00	8.00	大井手井堰水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
20	芝ノ口井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀大東		はめ板式固定堰	1.00	10.00	芝ノ口井堰水利組合
21	中井手井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀大東		はめ板式固定堰	1.00	6.00	中井手井堰水利組合
22	ゴミタ井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀関戸		はめ板式固定堰	2.00	8.00	ゴミタ井堰水利組合
23	スミカキ井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀関戸		はめ板式固定堰	2.50	9.00	スミカキ井堰水利組合
24	大井井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀下宮奥		はめ板式固定堰	3.00	10.00	大井井堰水利組合
25	カケ田井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀下宮奥		はめ板式固定堰	3.00	10.30	カケ田井堰水利組合
26	弥八垣内井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀宮奥		はめ板式固定堰	4.00	8.00	弥八垣内水利組合
27	淵井井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀宮奥		石積式	3.00	6.00	淵井井堰水利組合
28	中井手井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀宮奥		はめ板式固定堰き	3.00	7.00	中井手井堰水利組合
29	ビヤクビ井堰	宇陀川	宇陀市	大宇陀宮奥		はめ板式固定堰き	2.50	6.00	ビヤクビ井堰水利組合
30	宮ノ下井堰	片岡川	宇陀市	大宇陀下片岡		はめ板式固定堰き	1.50	6.00	宮ノ下井堰水利組合
31	七十刈井堰	黒木川	宇陀市	大宇陀黒木		はめ板式固定堰き	1.50	5.00	七十刈井堰水利組合
32	大田井堰	黒木川	宇陀市	大宇陀黒木		はめ板式固定堰き	1.50	6.00	大田井堰水利組合
33	一本松井堰	黒木川	宇陀市	大宇陀黒木		はめ板式固定堰き	2.00	5.00	一本松井堰水利組合
34	四反田井堰	黒木川	宇陀市	大宇陀拾生		はめ板式固定堰き	1.50	5.00	四反田井堰水利組合
35	柏ノ本井堰	芝生川	宇陀市	大宇陀芝生		はめ板式固定堰き	1.50	4.00	柏ノ本井堰水利組合
36	馬場前井堰	麻生田川	宇陀市	大宇陀麻生田		はめ板式固定堰き	1.00	4.00	馬場前井堰水利組合
37	梅ノ上井堰	麻生田川	宇陀市	大宇陀小附		はめ板式固定堰き	2.00	8.00	梅ノ上井堰水利組合
38	梅ノ木井堰	麻生田川	宇陀市	大宇陀内原		はめ板式固定堰き	1.20	6.00	梅ノ木井堰水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
39	ハイヤ井堰 (麻生田川)	麻生田川	宇陀市	大宇陀小附		鋼製スライドゲート	0.70	4.00	内原水理組合
40	高田上井堰	中山川	宇陀市	大宇陀半坂		はめ板式固定堰き	1.00	4.00	高田上井堰水利組合
41	かせ原井堰	中山川	宇陀市	大宇陀半坂		はめ板式固定堰き	1.00	4.00	かせ原井堰水利組合
42	芝生裏井堰	中山川	宇陀市	大宇陀半坂		はめ板式固定堰き	1.00	4.00	芝生裏井堰水利組合
43	角田井堰	中山川	宇陀市	大宇陀馬取柿		はめ板式固定堰き	1.00	4.00	角田井堰水利組合
44	油井井堰	中山川	宇陀市	大宇陀馬取柿		はめ板式固定堰き	0.60	3.00	油井井堰水利組合
45	家ノ下井堰	中山川	宇陀市	大宇陀小附		はめ板式固定堰き	1.00	3.00	家ノ下井堰水利組合
46	ハイヤ井堰 (中山川)	中山川	宇陀市	大宇陀小附		はめ板式固定堰き	1.00	4.00	ハイヤ井堰水利組合
47	五味塚井堰	中山川	宇陀市	大宇陀内原		はめ板式固定堰き	1.50	5.00	五味塚井堰水利組合
48	ナルミ井堰	宇陀川	宇陀市	室生三本松		コンクリート堰	4.50	50.50	ナルミ井堰耕作組合
49	三宅新田合併井堰	芳野川	宇陀市	菟田野古市場		可動転倒式	5.00	19.30	管理組合
50	中川原井堰	芳野川	宇陀市	菟田野古市場		可動転倒式	3.00	19.00	管理組合
51	又七井堰	芳野川	宇陀市	菟田野東郷		可動転倒式	5.00	22.50	管理組合
52	大門井堰	芳野川	宇陀市	菟田野東郷		可動転倒式	5.00	22.30	管理組合
53	岩脇井堰	芳野川	宇陀市	菟田野東郷		可動転倒式	3.00	23.00	管理組合
54	貝田井堰	芳野川	宇陀市	菟田野下芳野		可動転倒式	3.00	24.00	管理組合
55	古川井堰	芳野川	宇陀市	菟田野下芳野		可動転倒式	5.00	22.00	管理組合
56	下芳野学校前井堰	芳野川	宇陀市	菟田野下芳野		可動転倒式	6.80	23.70	管理組合
57	観音寺井堰	芳野川	宇陀市	菟田野下芳野		可動転倒式	1.30	9.70	管理組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
58	新田井堰	芳野川	宇陀市	菟田野下芳野		可動転倒式	2.00	19.00	管理組合
59	車谷井堰	芳野川	宇陀市	菟田野下芳野		可動転倒式	1.90	4.00	管理組合
60	門屋橋井堰	芳野川	宇陀市	菟田野上芳野		可動転倒式	1.80	11.56	管理組合
61	中村井堰	芳野川	宇陀市	菟田野岩端		可動転倒式	6.00	8.00	管理組合
62	寺の前井堰	芳野川	宇陀市	菟田野岩端		可動転倒式	5.00	11.00	管理組合
63	釣野辺井堰	芳野川	宇陀市	菟田野別所		可動転倒式	0.60	31.00	管理組合
64	車井堰	芳野川	宇陀市	菟田野古市場		可動転倒式	0.90	21.80	管理組合
65	沢井井堰	芳野川	宇陀市	榛原沢		可動式	1.90	32.00	管理組合
66	大貝井堰	芳野川	宇陀市	榛原大貝		可動式	1.85	35.20	管理組合
67	太田川原井堰	芳野川	宇陀市	榛原下井足		可動式	2.00	43.00	管理組合
68	岩井井堰	芳野川	宇陀市	榛原上井足		可動式	2.00	41.00	管理組合
69	室生井堰	芳野川	宇陀市	榛原上井足		可動式	2.00	40.00	管理組合
70	岩鼻井堰	芳野川	宇陀市	榛原池上		可動式	2.00	37.00	管理組合
71	池上井堰	芳野川	宇陀市	榛原比布		可動式	2.00	31.00	管理組合
72	比布井堰	芳野川	宇陀市	榛原下井足		可動式	2.40	31.00	管理組合
73	吉田井堰	芳野川	宇陀市	榛原山路		可動式	0.90	32.00	管理組合
74	松井井堰	芳野川	宇陀市	榛原山路		可動式	1.90	29.00	管理組合
75	キトラ井堰	内牧川	宇陀市	榛原桧牧		コンクリート堰	2.20	29.00	甲寅用水水利組合
76	角林井堰	四郷川	宇陀市	大宇陀大熊		はめ板式固定堰き	1.00	4.00	角林井堰水利組合

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
77	三宅井堰	四郷川	宇陀市	大字陀大熊		はめ板式固定堰き	1.50	4.00	三宅井堰水利組合
78	今宮井堰	四郷川	宇陀市	大字陀下片岡		はめ板式固定堰き	2.50	7.00	今宮井堰水利組合
79	大井堰	四郷川	宇陀市	大字陀下片岡		はめ板式固定堰き	3.00	6.00	大井堰水利組合
80	長尾井堰	四郷川	宇陀市	大字陀下片岡		はめ板式固定堰き	1.00	6.00	長尾井堰水利組合
81	藤ノ木井堰	四郷川	宇陀市	大字陀白鳥居		はめ板式固定堰き	2.00	8.00	藤ノ木井堰水利組合
82	井塞藤ノ木井堰	四郷川	宇陀市	大字陀白鳥居		はめ板式固定堰き	4.00	10.00	井塞藤ノ木井堰水利組合
83	木戸ノ本井堰	四郷川	宇陀市	大字陀白鳥居		はめ板式固定堰き	4.00	10.00	木戸ノ本井堰水利組合
84	天グリ堂井堰	四郷川	宇陀市	大字陀下品		はめ板式固定堰き	1.50	10.00	天グリ堂井堰水利組合
85	勘定井堰	四郷川	宇陀市	大字陀下品		はめ板式固定堰き	2.00	16.00	勘定井堰水利組合
86	和田井堰	四郷川	宇陀市	大字陀和田		はめ板式固定堰き	1.50	19.00	和田井堰管理組合
87	小長尾井堰	青蓮寺川	宇陀郡 曾爾村	小長尾		油圧式ゲート可動堰	1.00	38.00	
88	今井井堰	青蓮寺川	宇陀郡 曾爾村	今井		油圧式ゲート可動堰	1.20	38.00	
89	柳田井堰	山粕川	宇陀郡 曾爾村	山粕		自動転倒ゲート	1.00	13.00	

④ 新宮川水系

番号	井堰名	河川名	所在地（取水位置）			構造			管理責任者
			市町村名	町名		形式	H	W	
1	沢谷井堰	熊野川	吉野郡 天川村	北角		はめ板式固定堰	2.00	4.00	沢谷水路組合
2	向栃尾井堰	桑谷水流	吉野郡 天川村	栃尾		はめ板式固定堰	1.00	6.30	栃尾田組合
3	南日裏井堰	五色谷川	吉野郡 天川村	沢原		はめ板式固定堰	0.50	1.00	南日裏水路組合
4	沢原井堰	五色谷川	吉野郡 天川村	沢原		はめ板式固定堰	0.70	1.50	沢原水路組合
5	根来井堰	五色谷川	吉野郡 天川村	沢原		はめ板式固定堰	1.00	3.00	沢原水路組合
6	川合井堰	深谷川	吉野郡 天川村	川合		はめ板式固定堰	0.70	1.50	川合水路組合
7	沖金井堰	深谷川	吉野郡 天川村	川合		はめ板式固定堰	0.70	3.00	沖金水路組合

## (3) 国土交通省管理以外(樋門)

## ① 大和川水系

番号	樋門名	河川名	左右岸	所在地(取水位置)			管理責任者	操作基準
				都市	町村	大字		
1	芦田樋門	地藏院川		奈良		横井	横井東水利組合	
2	瀬本樋門	地藏院川		奈良		横井	横井東水利組合	
3	安郷樋門	放流 (大和川へ)	右	大和 郡山		額田 部南	奈良県 (奈良県浄化センター)	奈良県浄化センター管理規程による
4	香後	葛下川	左	香芝		尼寺	尼寺農事水利組合	常時開門、取水時だけ閉門する。
5	南流	葛下川	左	香芝		狐井	狐井水利組合	
6	砂先	うしろ川	右	香芝		今泉	旗尾土地改良区	常時開門、取水時だけ閉門する。
7	広瀬川逆流防止樋門	広瀬川		北葛城	広陵	大場	奈良県	葛城川の水位上昇の時、広瀬川への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
8	古寺川逆流防止樋門	古寺川		北葛城	広陵	中	奈良県	葛城川の水位上昇の時、古寺川への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
9	馬見川逆流防止樋門	高田川		北葛城	広陵	寺戸	奈良県	高田川の水位上昇の時は閉門し、下降の時に開門する
10	薬井逆流防止樋門	葛下川		北葛城	河合	薬井	奈良県	葛下川の水位上昇の時閉門し、下降の時に開門する。
11	小金打川逆流防止樋門	小金打川		大和 高田		松塚	奈良県	曾我川の水位上昇の時、小金打川への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
12	中の橋川逆流防止樋門	中の橋川		橿原		豊田	奈良県	飛鳥川の水位上昇の時、中の橋川への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
13	坊城川逆流防止樋門	坊城川		橿原		曲川	奈良県	曾我川の水位上昇の時、坊城川への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
14	坊城川調節池樋門	坊城川	右	橿原		曲川	奈良県	曾我川の水位下降の時内水排除のため開門する。

番号	樋門名	河川名	左右岸	所在地（取水位置）			管理責任者	操作基準
				都市	町村	大字		
15	銭川逆流防止樋門	銭川		桜井		大福	奈良県	寺川の水位上昇の時、銭川放水路への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
16	庵治川逆流防止樋門	大和川	左	磯城	川西	下永	奈良県	大和川の水位上昇の時、庵治川への逆流防止のため自動閉門し、下降の時自動開門する。
17	岩掛逆流防止樋門	飛鳥川	右	磯城	川西	保田	奈良県	飛鳥川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、内水排除の時開門する。
18	辻本逆流防止樋門	寺川	右	磯城	川西	吐田	奈良県	寺川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、内水排除の時開門する。
19	新川逆流防止樋門	新川放水路		磯城	三宅	伴堂	奈良県	飛鳥川の水位上昇の時、新川放水路への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
20	東但馬逆流防止樋門	飛鳥川	右	磯城	三宅	但馬	奈良県	飛鳥川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、内水排除の時開門する。
21	かんでん川逆流防止樋門	かんでん川		磯城	三宅	但馬	奈良県	飛鳥川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、内水排除の時開門する。
22	十二川逆流防止樋門	十二川	右	磯城	田原本	阪手	奈良県	寺川の水位上昇の時、十二川、かんじょう川への逆流防止のため閉門し、下降の時、開門する。
23	阪手南（喰前）逆流防止樋門	つじ川	右	磯城	田原本	阪手	奈良県	寺川の水位上昇の時、つじ川への逆流防止のため自動閉門し、下降の時自動開門する。
24	新木逆流防止樋門	飛鳥川	右	磯城	田原本	新木	奈良県	飛鳥川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、内水排除の時開門する。
25	小阪逆流防止樋門	寺川	右	磯城	田原本	小阪	奈良県	寺川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、内水排除の時開門する。
26	佐保川逆流防止樋門	佐保川	右	奈良		法華寺	奈良県	佐保川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、下降の時、開門する。
27	岩井川逆流防止樋門	岩井川	右	奈良		八条	奈良県	岩井川の水位上昇の時、逆流防止のため閉門し、下降の時、開門する。
28	銭川放水路樋門	銭川放水路		桜井		大福	奈良県	
29	小柳逆流防止樋門	新川		磯城	三宅	小柳	奈良県	飛鳥川の水位上昇の時、新川への逆流防止のため閉門し、下降の時、開門する。

② 紀の川水系

番号	樋門名	河川名	左右岸	所在地（取水位置）			管理責任者	操作基準
				都市	町村	大字		
1	角川樋門	角川	右	五條		山田	奈良県	外水位が3.8m以上に達したとき自動で全閉。
2	野原西上流排水樋門	紀の川	左	五條		野原西1丁目	五條市	紀の川の水位上昇時、都市下水への逆流防止のため閉門し、下降の時開門する。
3	二見上流排水樋門	紀の川	右	五條		二見5丁目	五條市	常時閉門。内水増加時、水圧により自動開門により排水する。
4	1号樋門	紀の川	左	吉野	吉野	南国栖	奈良県	外水位が内水位より高くなったとき自動で閉門。
5	2号樋門	紀の川	右	吉野	吉野	南国栖	奈良県	外水位が内水位より高くなったとき自動で閉門。
6	3号樋門	紀の川	右	吉野	吉野	南国栖	奈良県	外水位が内水位より高くなったとき自動で閉門。

③ 淀川水系

番号	樋門名	河川名	左右岸	所在地（取水位置）			管理責任者	操作基準
				都市	町村	大字		
1	向井天満樋門	天満川	右	宇陀		榛原額井	額井水利組合	外水位が内水位より高くなったとき閉門。

## 10. 奈良県水防協議会条例

(昭和 24 年 10 月 10 日 奈良県条例第 54 号)  
改正 昭和 31 年 10 月 1 日 条例第 39 号  
平成 12 年 3 月 30 日 条例第 19 号

(設置)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八条第一項の規定に基づき、奈良県水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

第三条 会長は、奈良県知事をもつて充てる。

第四条 委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験ある者の中から知事が命じ又は委嘱する。

(任期)

第五条 関係行政機関の職に在る委員の任期はその在任期間とし、学識経験ある者の中から委嘱せられた者の任期は二年とする。但し、知事において特別の事由があると認めるときは任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(費用弁償)

第六条 削除

(職務代理)

第七条 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

2 会長事故があるときは会長の指名した者がその職務を代理する。

(会議及び招集)

第八条 協議会は会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 会長は委員会開会の日から少くとも三日前に招集期日及び会議の事項を委員に通知しなければならない。但し、急施を要するときはこの限りでない。

(議決の方法)

第九条 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

3 関係行政機関の職員又は関係団体の代表たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が議事に参与し議決の数に加わる事ができる。

(臨時委員)

第十一条 協議会の会長は、専門事故を調査審議する必要があると認めるときは臨時委員を命じ又は委嘱してその調査及び報告をさせることができる。

(幹事及び書記)

第十条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は上司の命を受け庶務に従事する。

(補則)

第十二条 この条例に定めるものの外必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる奈良県令は廃止する。

一 昭和九年奈良県令第十四号水防施設規程

二 昭和九年奈良県令第十五号水防委員設置規程

附 則(昭三一年条例第三九号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 附則の規定により廃止又は改正される条例に基き支給された報酬又は費用弁償以外の報酬又は費用弁償に関しては、この条例の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(平成一二年条例第一九号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この条例による改正前の奈良県水防協議会条例に規定する奈良県水防協議会並びにその会長、委員及び臨時委員は、この条例による改正後の奈良県水防協議会条例の規定による奈良県水防協議会並びにその会長、委員及び臨時委員となり、同一性をもって存続するものとする。

## 11. 奈良県水防協議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として10名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

### 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

## 12. 奈良県水防協議会名簿

令和8年5月時点

職 名		氏名
会 長	奈良県知事	山下 真
委 員	奈良県副知事	清水 将之
	奈良県危機管理監	大内 卓久
	奈良県食農部長	中野 泰寿
	奈良県県土マネジメント部長	篠田 隆三
	奈良県議会建設委員長	小林 誠
	奈良県警察本部長	宮西 健至
	国土交通省近畿地方整備局長	齋藤 博之
	奈良地方気象台長	廣尾 進
	NTT西日本株式会社 奈良支店設備部長	河嶋 健吾
	奈良県市長会代表	山田 秀士
	奈良県町村会代表	南 正文
	奈良県消防協会長	松本 淳
	奈良県建設業協会長	山辺 元康
	陸上自衛隊第4施設団長	末継 智久
自衛隊奈良地方協力本部長	伊藤 正樹	
幹 事	県土マネジメント部防災政策官	奥田 幸司
	県土マネジメント部次長（総務課長事務取扱）	島岡 義典
	県土マネジメント部次長	堀川 善弘
	県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱）	星野 久史
	食農部農村振興課長	小谷 和哉
	知事公室防災統括室長	松南 宏次
	県土マネジメント部道路建設課長	大久保 博
	県土マネジメント部道路マネジメント課長	浜本 雄司
	県土マネジメント部河川整備課長	松田 拓士
	県土マネジメント部下水道マネジメント課長	八田 護

(順不同・敬称略)

# 「水害」に備えて ～「奈良県河川情報システム」～

観測した雨量や河川の水位、河川監視カメラの画像を、奈良県河川情報システム（ホームページ）で、リアルタイムに公開しています。

新しい河川情報システムでは、雨量や水位等の情報、カメラ位置、洪水浸水想定区域図を重ねて表示することができます。

奈良県 河川情報システム

超過した水位箇所があります。避難判断水位を超過した水位箇所があります。お知らせ 2019/11/6 保守情報 ○水位異常 XX0X XX時～XX時まで保守点検のため

メニュー

トップページ  
 地図情報 (GIS)  
 防災情報  
 気象情報・注意報  
 雨量情報 (気象レーダ)  
 レーダ雨量 (Xバンドレーダ)  
 河川情報  
 雨量情報  
 水位情報  
 河川監視カメラ  
 運用管理  
 システム管理

総合情報

奈良県内 水位基準超過状況

北高部水位	1箇所超過しています
高部水位	1箇所超過しています
北高部2号水位	1箇所超過しています
水取部特設水位	1箇所超過しています

奈良県内 大雨中水害管 注意報 発表状況

地域	大雨	洪水
北高部	発表なし	発表なし
高部	発表なし	発表なし
北高部2号	発表なし	発表なし
水取部	発表なし	発表なし

気になる地域をクリックすれば  
 詳細ページへ

見やすい背景図に変更できます

詳しくは下記Webサイトをご覧ください。  
 奈良県河川情報システム (<https://www.kasen.pref.nara.jp/gispub/>)



# 浸水想定区域図をシステム上で ～「奈良県災害リスク情報システム」～

これまで河川ごとにホームページ上にPDFで公開していた浸水想定区域図が、奈良県災害リスク情報システム上で閲覧可能になりました。

地図上の任意の地点をクリックすると、どの河川から浸水のリスクがあるのか、河川ごとにその詳細な浸水深を確認することができるほか、土砂災害警戒区域等と洪水浸水想定区域図を同時に確認することも可能です。

地図を拡大・縮小し、任意の地点をクリックするとその地点における洪水浸水想定区域（河川名、浸水深）を確認することができます

特徴① 細かな浸水深まで確認できる

地図上の任意の地点をクリックすると、シミュレーションに基づく詳細な浸水深が表示されます

区域図の種類	想定最大規模降雨
河川名	曾我川
想定浸水深	5.053m

特徴② どの河川からの浸水リスクがあるのか確認できる

地図上の任意の地点をクリックすると、どの河川からの浸水リスクがあるのかを確認できます。

地図上では、最大の浸水深が着色されています。

河川名	曾我川	想定浸水深	4.131m
河川名	郡山川	想定浸水深	3.011m
河川名	北瀬川	想定浸水深	0.588m

特徴③ 土砂災害警戒区域等と洪水浸水想定区域を同時に表示できる

『土砂災害警戒区域等』と『洪水浸水想定区域』を同時に確認することができます。

地図の種類切替や土砂災害警戒区域等の表示選択ができます  
 ※背景地図は「地理院地図」や「グーグルマップ」を選択可能

土砂災害警戒区域  
 洪水浸水想定区域

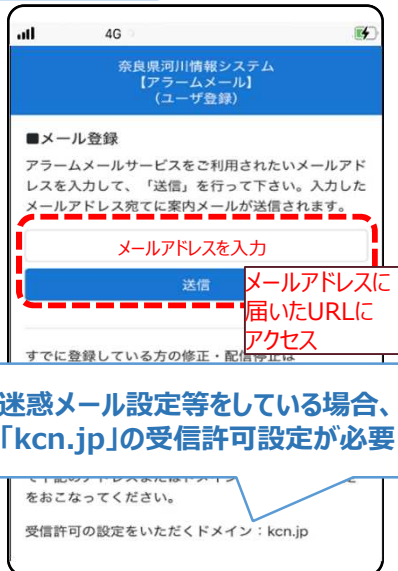
奈良県県土マネジメント部河川整備課 奈良県奈良市登大路町30番地  
 Tel : 0742-27-7504 Fax : 0742-22-1399

# 気象情報や雨量、水位などの情報をメールでお届け

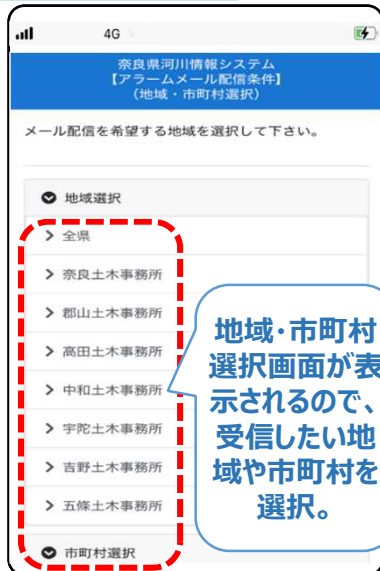
お住まいの地域で気象警報・注意報が発令された際や、強い雨の降っている箇所や水位が上昇した場合に、メール配信を行っております。  
早めの避難行動をとるためにも是非登録をお願いします。

## 登録画面イメージ

### ユーザ登録



### 地域・市町村選択



### 市町村選択



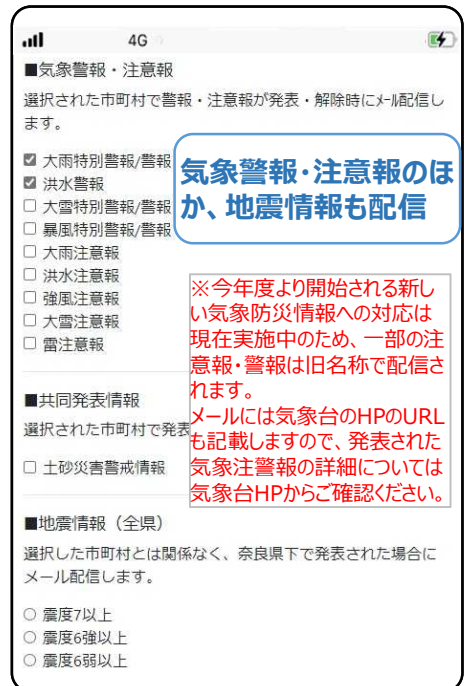
### 水位情報



### 雨量情報



### 気象情報



詳しくは、右記のQRコードを読み取るか、下記Webサイトをご覧ください。  
奈良県河川情報システム【アラームメール】 ([https://www.kasen.pref.nara.jp/amailpub\\_sp/](https://www.kasen.pref.nara.jp/amailpub_sp/))



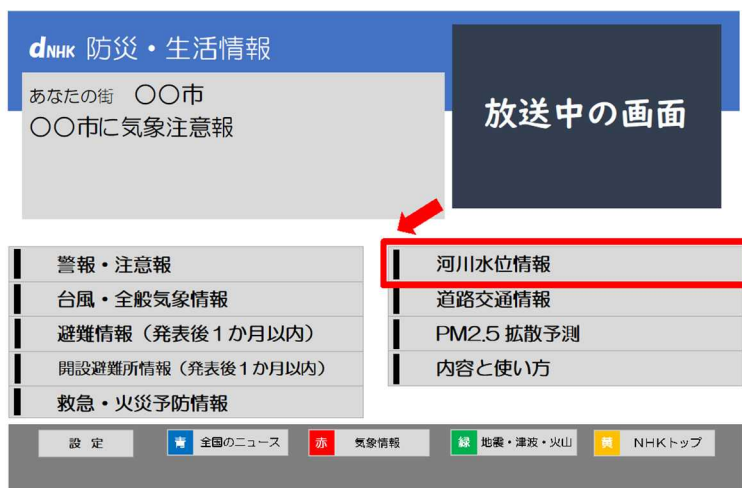
奈良県県土マネジメント部河川整備課 奈良県奈良市登大路町30番地  
Tel : 0742-27-7504 Fax : 0742-22-1399

## 【NHK地上デジタル放送データ放送での河川情報の提供】

- NHK奈良放送局より、リモコンの「d（データ放送）」ボタンを押すと、データ放送のメニュー画面が表示されるので、「防災・生活情報」を選択し、「決定」ボタンを押します。



- 「河川水位情報」を選択し、「決定」ボタンを押します。



- 河川観測所の水位が基準水位(氾濫注意水位など)を超えている場合、河川の状況が表示されます。  
※河川観測所の水位が基準水位を超えていない場合は何も表示されません。



【表示される情報】  
河川観測所が設置してある河川で  
「氾濫注意水位」「避難判断水位」「氾濫危険水位」の基準水位に達した観測所を表示

# 1. 水防法

交 付：昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号  
最終改正：令和 7 年 12 月 12 日法律第 8 6 号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十四条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門こゝの操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規

定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### （市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### （水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### （水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### （水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権

を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合

会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

#### （都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

#### （都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

#### （河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設

をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報)

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位

がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令

で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について

高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸
  - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
  - 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模

工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
  - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
  - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
  - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
  - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
  - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
  - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
  - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
  - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規

模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設

置を拒み、又は妨げてはならない。

- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 国土交通大臣
  - 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係る機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又

は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当

該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川等における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよ

う努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

#### 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利

益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

(略)

## 2. 水防法施行令

交 付：平成 23 年 12 月 26 日政令第 428 号

最終改正：平成 29 年 6 月 14 日政令第 158 号

内閣は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十二条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第一条 水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為  
(当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。)

(特定緊急水防活動)

第二条 法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。

- 一 氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
- 二 氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
- 三 前二号の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
- 四 人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
- 五 堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業

附則

(略)

### 3. 水防法施行規則

交 付：平成12年11月21日規則第44号

最終改正：令和3年10月29日規則第69号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を

除く。)とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

- 2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
  - 二 浸水した場合に想定される水深
  - 三 浸水継続時間
- 2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国

土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定め

るときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

(統括管理者の設置等)

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

(連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置)

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

(地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項)

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第七項」と読み替えるものと

する。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
  - 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
  - 三 当該浸水被害軽減地区の位置
  - 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
  - イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
  - ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
  - ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
- 二 標識の設置者及びその連絡先
- 三 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二條 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七條第一項及び第四十八條の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十條第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三條第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六條第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一條の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六條の規定により表彰を行うこと。

附則

(略)

## 4. 河川法（抄）

(目的)

第一條 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第二條 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前條の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

(河川及び河川管理施設)

第三條 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰せき、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿つて設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(洪水時等における緊急措置)

第二十二條 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害

を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その付近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。
- 3 河川管理者は、第一項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者がいるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 4 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。
- 6 第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(水位、流量等の観測)

第四十五条 ダムで政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの操作が当該河川の管理上適正に行なわれることを確保するため、政令で定める基準に従い、観測施設を設け、水位、流量及び雨雪量を観測しなければならない。

(ダムの操作状況の通報等)

第四十六条 前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

- 2 前条のダムの設置者は、政令で定める基準に従い、前項の通報がすみやかに、かつ、的確に行なわれるために必要な通報施設を設けておかななければならない。

(ダムの操作規程)

第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかななければならない。
- 3 ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従って行なわなければならない。
- 4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。

(危険防止のための措置)

第四十八条 ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(記録の作成等)

第四十九条 ダムを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関わる記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なく、これを河川管理者に提出しなければならない。

(洪水調節のための指示)

第五十二条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

## 5. 特定多目的ダム法 (抄)

(操作の基本原則)

第三十条 多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、及び公害を除却し、又は軽減するとともに、ダム使用権を侵害しないように行わなければならない。

(操作規則)

第三十一条 国土交通大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

2 多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。

3 国土交通大臣は、多目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者又はダム使用権者の意見をきかなければならない。

(放送に関する通知等)

第三十二条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 6. 独立行政法人水資源機構法 (抄)

(施設管理規程)

第十六条 機構は、水資源開発施設について第十二条第一項第二号の業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事（操作を伴う特定施設で政令で定めるもの（以下「操作特定施設」という。）に係る施設管理規程にあつては、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係都道府県知事及び関係市町村長）及び当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用について第十三条第三項の規定による同意をした者（事業からの撤退をした者を除く。）に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 機構は、愛知豊川用水施設について第十二条第一項第二号の業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係県知事、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供しようとする者及び愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前二項の施設管理規程には、政令で定める事項（操作特定施設、河川法第四十四条に規定するダム（以下「利水ダム」という。）その他操作を伴う施設に係るものにあつては、政令で定める操作に関する事項を含む。）を定めなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしようとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、河川管理者に協議しなければならない。
- 6 河川管理者は、操作特定施設又は利水ダムに係る施設管理規程の操作に関する事項についての定めによつては、当該操作特定施設若しくは利水ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作に関する事項の変更を要請することができる。
- 7 河川管理者は、前項の要請をしようとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。
- 8 機構は、河川管理者から第六項の規定による要請があつたときは、速やかに、その要請に応じなければならない。

（河川法の特例）

第十七条 特定施設は、河川管理施設とし、機構は、河川法第九条及び第十条の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行い、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設若しくは水資源開発公団による旧水公団法第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継した特定施設の管理を行うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により特定施設の新築若しくは改築又は管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川法に規定する河川管理者の権限を行うことができる。
- 3 機構は、特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 河川法第四十七条の規定は、機構が設置する利水ダムについては、適用しない。
- 5 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、河川管理施設である第十二条第一項第二号ハに掲げる施設の管理を、機構に委託することができる。

（特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮）

第十八条 国土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関し、政令で定めるところにより、機構を指揮することができる。

2 機構は、国土交通大臣から前項の規定による指揮があったときは、その指揮に従わなければならない。

(危害防止のための通知等)

第十九条 機構は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 7. 気象業務法 (抄)

(目的)

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

### 第三章 予報及び警報

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、

水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。

6 気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。

一 水防法第十条第二項の規定により指定された河川 水防に関する事務を行う国土交通大臣

二 水防法第十一条第一項の規定により指定された河川 関係都道府県知事

7 前二項の規定により情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。

8 気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

9 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について、水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

5 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

6 第十三条第三項の規定は、第一項から第四項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第四項までの予報及び警報をする場合は、同条第一項の場合にあつては単独で、同条第二項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、同条第三項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、同条第四項の場合にあつては都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第四項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会

社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

（予報業務の許可）

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務に係る同項の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。次条第一項第三号において同じ。）を定めて行う。
- 3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務に係る第一項の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

（警報の制限）

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、

政令で定める場合は、この限りでない。

(予報及び警報の標識)

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を發表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれを行ななければならない。

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当の理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。)、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

## 8. 気象業務法施行令 (抄：地震、海面等に関するものは省略)

(一般の利用に適合する予報及び警報)

第四条 法第十三条第一項の規定による気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報および警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
天気予報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週間天気予報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季節予報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
土砂崩れ注意報	大雨、大雪等による土砂崩れによつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
土砂崩れ警報	大雨、大雪等による土砂崩れに関する警報
洪水警報	洪水に関する警報

2 法第十三条第二項の規定による津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

浸水注意報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報

(特別警報)

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
土砂崩れ特別警報	大雨、大雪等による土砂崩れに関する特別警報
洪水特別警報	洪水に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報および警報)

第七条 法第十四条の二第一項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種類	内容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によつて水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知先に行うものとする。

一 法第十三条第一項の規定による警報をした場合 次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種類	通知先
気象警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
土砂崩れ警報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類および通知先

種類	通知先
水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第四項の規定による警報をした場合 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)

第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の上欄に掲げる特別警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先に行うものとする。

種類	通知先
気象特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
土砂崩れ特別警報 洪水特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

## 9. 気象庁予報警報規程（抄：地震、海面等に関するものは省略）

### 第一章 総則

#### （通則）

第一条 気象庁の行なう予報および警報については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

（予報区及び空域並びに担当気象官署）

第二条 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条の予報区及び空域の区域並びにこれを担当する気象官署は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区にあつては別表第一の、津波予報区にあつては別表第二の、航空予報空域にあつては別表第二の二の、全般海上予報区及び地方海上予報区にあつては別表第三のとおりとする。

（予報等の切り替え）

第三条 次に掲げる予報は、それぞれ同種類の新たな予報が行われたときに切り替えられるものとする。

天気予報

週間天気予報

季節予報

- 2 第十一条の風雪注意報、暴風雪警報及び暴風雪特別警報は、新たな風雪注意報、暴風雪警報又は暴風雪特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 3 第十一条の強風注意報、暴風警報及び暴風特別警報は、新たな強風注意報、暴風警報又は暴風特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 4 第十一条の大雨注意報、大雨警報及び大雨特別警報は、新たな大雨注意報、大雨警報又は大雨特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 5 第十一条の大雪注意報、大雪警報及び大雪特別警報は、新たな大雪注意報、大雪警報又は大雪特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 6 気象注意報（第十一条第一項の風雪注意報、強風注意報、大雨注意報及び大雪注意報を除く。以下この項において同じ。）は、それぞれ同種類の新たな気象注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 7 土砂崩れ注意報、土砂崩れ警報及び土砂崩れ特別警報は、新たな土砂崩れ注意報、土砂崩れ警報又は土砂崩れ特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 10 洪水注意報、洪水警報及び洪水特別警報（いずれも河川予報区を対象とするものに限る。以下この項において同じ。）は、新たな洪水注意報、洪水警報又は洪水特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 11 洪水注意報、洪水警報及び洪水特別警報（いずれも府県予報区を対象とするものに限る。以下この項において同じ。）は、新たな洪水注意報、洪水警報又は洪水特別警報が行われたときに切り替えられるもの

とし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

- 12 浸水注意報及び浸水警報は、新たな浸水注意報又は浸水警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

## 第二章 一般の利用に適合する予報及び警報

(気象注意報、気象警報及び気象特別警報の種類)

第十一条 気象注意報は、風雪注意報、強風注意報、大雨注意報及び大雪注意報並びに雷、霜等の現象名を冠した注意報とする。

- 2 気象警報は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報及び大雪警報の四種とする。
- 3 大雨危険警報は、大雨警報の一種として、大雨によつて重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況である場合に行う。
- 4 気象特別警報は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の四種とする。

(土砂崩れ警報、高潮警報及び洪水警報の種類)

第十一条の二 土砂崩れ危険警報は、土砂崩れ警報の一種として、大雨、大雪等による土砂崩れによつて重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況である場合に行う。

- 3 洪水危険警報は、洪水警報の一種として、洪水によつて重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況である場合に行う。

(気象注意報等の名称)

第十一条の三 大雨注意報はレベル2大雨注意報の名称を、大雨警報(大雨危険警報を除く。)はレベル3大雨警報の名称を、大雨危険警報はレベル4大雨危険警報の名称を、大雨特別警報はレベル5大雨特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

- 2 洪水注意報(府県予報区を対象とするものに限る。)はレベル2大雨注意報の名称を、洪水警報(洪水危険警報を除き、府県予報区を対象とするものに限る。)はレベル3大雨警報の名称を、洪水危険警報(府県予報区を対象とするものに限る。)はレベル4大雨危険警報の名称を、洪水特別警報(府県予報区を対象とするものに限る。)はレベル5大雨特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。
- 3 浸水注意報はレベル2大雨注意報の名称を、浸水警報はレベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報又はレベル5大雨特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。
- 4 土砂崩れ注意報はレベル2土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報(土砂崩れ危険警報を除く。)はレベル3土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

- 6 洪水注意報(河川予報区を対象とするものに限る。)はレベル2氾濫注意報の名称を、洪水警報(洪水危険警報を除き、河川予報区を対象とするものに限る。)はレベル3氾濫警報の名称を、洪水危険警報(河川予報区を対象とするものに限る。)はレベル4氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報(河川予報区を対象とするものに限る。)はレベル5氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

(洪水注意報等)

第十一条の四 洪水注意報、洪水警報及び洪水特別警報(いずれも府県予報区を対象とするものに限る。)は、河川予報区の河川以外の河川の洪水を対象として行う。

(気象注意報等の担当気象官署等)

第十二条 気象注意報等は、府県予報区を担当する気象官署(別表第四に掲げる分担気象官署を含む。)が必要と認める場合に随時に行う。この場合において、土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を

気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。

第五章 水防活動の利用に適合する予報及び警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報の取扱い)

第二十条 気象業務法施行令(昭和二十七年政令第四七一号)第七条の規定により行う水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の上欄に掲げる種類ごとに、同表の下欄に掲げる気象注意報等をもって代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報又は洪水特別警報

別表第一の二 (第二条関係) (抜粋)

河川予報区	区域	関係都道府県	担当気象官署
木津川上流	木津川 (左岸) 三重県伊賀市大内字川原 2686 番の 1 地先から京都府相楽郡笠置町笠置字野田坂 1 まで (右岸) 三重県伊賀市守田町荒内大内橋地先から京都府相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田 3 まで	三重県 京都府 奈良県	大阪管区气象台
名張川	名張川 (左岸) 三重県名張市大字下比奈知松尾 411 番地地先から奈良県山辺郡山添村吉田 1133 番の 2 地先まで (右岸) 三重県名張市大字下比奈知下垣内 1186 番地地先から三重県伊賀市大滝 970 番地地先まで 宇陀川 (左岸) 奈良県宇陀市室生大野 1469 番地地先から名張川合流点まで (右岸) 奈良県宇陀市室生大野 3846 番地地先から名張川合流点まで	三重県 奈良県	大阪管区气象台
大和川上流	大和川 (左岸) 奈良県磯城郡川西町大字吐田字幸エ門裏 970 番地先吐田井堰下流端から大阪府県界まで (右岸) 奈良県磯城郡川西町大字吐田字幸エ門裏 970 番地先吐田井堰下流端から大阪府県界まで	奈良県	大阪管区气象台
紀の川	紀の川 (左岸) 奈良県五條市野原東 4 丁目 2 6 6 番地先から海まで (右岸) 奈良県五條市小島町 5 5 0 番 1 地先から海まで	奈良県 和歌山県	奈良地方气象台 和歌山地方气象台

電 話 一 覧 表

種別	加入者又は使用者	市外局番	番号	所在地	郵便番号
奈良県庁	奈良県庁	0742	22-1101	奈良市登大路町30	630-8501
	〃 (夜間)		22-1001		
	県土マネジメント部	0742	22-1001		
	河川整備課		M 86-769- 9047~9050	M FAX 86-769-9060 N FAX 0742-22-1399	
	総務部知事公室防災統括室	0742	27-7006		
土木事務所等	奈良土木事務所	0742	23-8011	奈良市南紀寺町2-251	630-8303
	〃 天理ダム管理係	0743	63-2505	天理市長滝町14-7	632-0123
	〃 白川ダム管理係	0743	65-1655	天理市和爾町875-1	632-0002
	〃 岩井川ダム管理棟	0742	20-3617	奈良市白毫寺町	630-8302
	郡山土木事務所	0743	51-0201	大和郡山市満願寺町60-1	639-1041
	高田土木事務所	0745	52-6144	大和高田市東中2-2-1	635-0065
	中和土木事務所	0744	48-3070	橿原市常盤町605-5	634-0003
	〃 初瀬ダム管理係	0744	48-3076	橿原市常盤町605-5	634-0003
	宇陀土木事務所	0745	84-9522	宇陀市菟田野松井486-1	633-2221
	吉野土木事務所	0746	32-4051	吉野郡吉野町上市2150-1	639-3111
	〃 工務第一課	0747	63-0352	吉野郡天川村沢谷58	638-0305
	天川方面係				
	〃 工務第二課	07468	2-0098	吉野郡上北山村河合420-1	639-3701
	五條土木事務所	0747	23-1151	五條市 岡口1-3-1	637-0004
	〃 工務第二課	0746	68-0336	吉野郡十津川村上野地221	637-1103
	浄化センター	0743	56-2830~3	大和郡山市額田部南町160	639-1035
第二浄化センター	0745	56-3400	北葛城郡広陵町萱野460	635-0805	
宇陀川浄化センター	0745	82-5725	宇陀市榛原福地32-1	633-0204	
吉野川浄化センター	0747	22-8631	五條市二見5-1314	637-0071	

注 M または M F A X とは、国土交通省専用回線による電話または F A X である。

N F A X とは、N T T 回線による F A X である。

種別	加入者又は使用者	市外局番	番号	所在地	郵便番号
警察関係	奈良県警察本部 警備課	0742	23-0110 内5805	奈良市登大路町80	630-8578
	奈良警察署	0742	20-0110	奈良市大森町57-12	630-8533
	奈良西警察署	0742	49-0110	奈良市学園南3-9-22	631-0034
	生駒警察署	0743	77-0110	生駒市老分町1091番地1	630-0222
	郡山警察署	0743	56-0110	大和郡山市杉町250-4	639-1121
	西和警察署	0745	72-0110	北葛城郡王寺町葛下1-7-9	636-0011
	天理警察署	0743	62-0110	天理市田部町22-4	632-0017
	〃 田原本警察庁舎	0744	33-0110	磯城郡田原本町新町24-1	636-0312
	桜井警察署	0744	46-0110	桜井市三輪49-1	633-0001
	〃 宇陀警察庁舎	0745	82-0110	宇陀市榛原萩原1953-1	633-0253
	橿原警察署	0744	23-0110	橿原市四条町618-1	634-8501
	高田警察署	0745	22-0110	大和高田市神楽3-1-9	635-0025
	〃 御所警察庁舎	0745	63-0110	御所市東松本281-3	639-2302
	香芝警察署	0745	71-0110	香芝市畑2丁目1474-1	639-0245
	五條警察署	0747	23-0110	五條市今井4-4-50	637-0004
	〃 十津川警察庁舎	0746	63-0110	吉野郡十津川村小原225-1	637-1333
吉野警察署	0747	53-0110	吉野郡大淀町下淵389-1	638-0821	
〃 さくら警察庁舎	0746	32-0110	吉野郡吉野町橋屋185-1	639-3118	
関係官庁等	近畿地方整備局	06	6942-1141 M86-3866, 3871	大阪府中央区大手前3-1-41	540-8586
	大和川河川事務所	072	971-1381 M86-753-208	柏原市大正2-10-8	582-0009
	〃 王寺出張所	0745	73-6571 M86-753-6121	北葛城郡王寺町王寺1-13-8	636-0002
	和歌山河川国道事務所	073	424-2471 M86-771-351	和歌山市西汀丁16	640-8227
	〃 五條出張所	0747	22-3161 M86-771-6543	五條市二見3-690-13	637-0071
	紀南河川国道事務所	0739	22-4564 M86-772-352	田辺市中万呂142	646-0003
	紀の川ダム統合管理事務所	0747	25-3013 M86-763-281	五條市三在町1681	637-0002
	紀の川ダム統合管理事務所 (大滝ダム管理支所)	0746	53-2601 M86-763-6223	吉野郡川上村大字大滝1051	639-3543
	紀の川ダム統合管理事務所 (猿谷ダム管理支所)	0747	36-0031 M86-763-6131	五條市大塔町辻堂1-3	637-0408

種別	加入者又は使用者	市外局番	番号	所在地	郵便番号
関係官公庁等	紀伊山系砂防事務所	0747	25-3111	五條市三在町1681	637-0002
	木津川上流河川事務所	0595	63-1611 M86-791-354	名張市木屋町812-1	518-0723
	〃 名張川出張所	0595	63-3720 M86-791-6324	名張市夏見字下川原307-1	518-0441
	淀川ダム統合管理事務所	072	856-3131 M86-751-281	枚方市山田池北町10-1	573-0166
	(独)水資源機構	0595	64-8961	名張市下比奈知2811-2	518-0413
	木津川ダム総合管理所		M91-8630-523		
	関西電力(株)吉野水力センター	0747	53-0961	吉野郡大淀町下淵8-1	638-0821
	(財)河川情報センター 大阪センター	06	6944-2711 M718-21~23	大阪市中央区内本町1-1-10	540-0026
	電源開発(株)西日本支店	06	6448-5921	大阪市北区中之島6-2-27	530-0005
	近畿農政局南近畿土地 改良調査管理事務所	0747	52-2791	吉野郡大淀町下淵388-1	638-0821
	須川ダム管理事務所	0742	95-0200	奈良市須川町1596	630-1111
	奈良国道事務所	0742	33-1391 M86-766-444	奈良市大宮町3-5-11	630-8115
	奈良地方气象台	0742	22-2556	奈良市西紀寺町12-1	630-8307
	陸上自衛隊第3師団	072	781-0021	伊丹市広畑1-1	664-0014
	陸上自衛隊第4施設団	0774	44-0001	宇治市広野町風呂垣外1-1	611-0031
	自衛隊奈良地方協力本部	0742	23-7001	奈良市高畑町552	630-8301
	NTT西日本株式会社 奈良支店	0742	36-8500 (設備部)	奈良市三条大路2-1-70	630-8013
	大阪府八尾土木事務所	072	994-1515	八尾市荘内町2-1-36 (中河内府民センター内)	581-0005
	和歌山県伊都振興局 建設部工務課	0736	33-4934	橋本市市脇4-5-8	648-0073

種別	加入者又は使用者	市外局番	番号	所在地	郵便番号
市 町 村	奈良市役所	0742	34-1111	二条大路南1-1-1	630-8580
	〃 月ヶ瀬行政センター	0743	92-0131	月ヶ瀬尾山2845	630-2302
	〃 都祁行政センター	0743	82-0201	都祁白石町1026-1	632-0292
	天理市役所	0743	63-1001	川原城町605	632-8555
	山添村役場	0743	85-0041	大字大西151	630-2344
	大和郡山市役所	0743	53-1151	北郡山町248-4	639-1198
	生駒市役所	0743	74-1111	東新町8-38	630-0288
	平群町役場	0745	45-1001	吉新1-1-1	636-8585
	三郷町役場	0745	73-2101	勢野西1-1-1	636-8535
	斑鳩町役場	0745	74-1001	法隆寺西3-7-12	636-0198
	安堵町役場	0743	57-1511	大字東安堵958	639-1095
	大和高田市役所	0745	22-1101	大字大中98-4	635-8511
	御所市役所	0745	62-3001	1-3	639-2298
	葛城市役所	0745	69-3001	柿本166	639-2195
	香芝市役所	0745	76-2001	本町1397	639-0292
	上牧町役場	0745	76-1001	大字上牧3350	639-0293
	王寺町役場	0745	73-2001	王寺2-1-23	636-8511
	広陵町役場	0745	55-1001	大字南郷583-1	635-8515
	河合町役場	0745	57-0200	池部1-1-1	636-8501
	桜井市役所	0744	42-9111	大字粟殿432-1	633-8585
	橿原市役所	0744	22-4001	八木町1-1-18	634-8586
	川西町役場	0745	44-2211	大字結崎28-1	636-0202
	三宅町役場	0745	44-2001	大字伴堂689	636-0213
	田原本町役場	0744	32-2901	890-1	636-0392
	高取町役場	0744	52-3334	大字観覚寺990-1	635-0154
	明日香村役場	0744	54-2001	大字橋21	634-0142
	宇陀市役所	0745	82-8000	榛原下井足17-3	633-0292
〃 大宇陀地域事務所	0745	83-2251	大字陀迫間25	633-2166	
〃 菟田野地域事務所	0745	84-2521	菟田野松井486-1	633-2221	
〃 室生地域事務所	0745	92-2001	室生大野1641	633-0315	
曾爾村役場	0745	94-2101	大字今井495-1	633-1212	
御杖村役場	0745	95-2001	大字菅野368	633-1302	
東吉野村役場	0746	42-0441	大字小川99	633-2492	
吉野町役場	0746	32-3081	大字上市80-1	639-3192	
大淀町役場	0747	52-5501	大字桧垣本2090	638-8501	
下市町役場	0747	52-0001	大字下市1960	638-8510	

種別	加入者又は使用者	市外局番	番号	所在地	郵便番号	
市 町	黒滝村役場	0747	62-2031	大字寺戸77	638-0292	
	天川村役場	0747	63-0321	大字沢谷60	638-0392	
	下北山村役場	07468	6-0001	大字寺垣内983	639-3803	
	上北山村役場	07468	2-0001	大字河合330	639-3701	
	川上村役場	0746	52-0111	大字迫1335-7	639-3594	
	村	五條市役所	0747	22-4001	岡口1-3-1	637-8501
		〃 西吉野支所	0747	33-0301	西吉野町城戸122-1	637-0230
		〃 大塔支所	0747	36-0311	大塔町辻堂41	637-0408
		野迫川村役場	0747	37-2101	大字北股84	648-0392
		十津川村役場	0746	62-0910	大字小原225-1	637-1333
消 防	奈良市消防局	0742	35-0119	奈良市八条5-404-1	630-8145	
	生駒市消防本部	0743	73-0119	生駒市山崎町4-10	630-0252	
	奈良県広域消防組合					
	消防本部	0744	26-0119	橿原市慈明寺町149-3	634-0816	
	消防本部通信指令センター	0744	26-0115			
	大和郡山消防署	0743	59-1191	大和郡山市本庄町300	639-1136	
	桜井消防署	0744	42-4119	桜井市大字上之庄327	633-0061	
	五條消防署	0747	22-3310	五條市今井4-3-23	637-0004	
	香芝消防署	0745	76-4119	香芝市本町1462	639-0244	
	天理消防署	0743	62-3322	天理市富堂町10-3	632-0072	
	西和消防署	0745	73-1001	北葛城郡王寺町王寺1-1-3	636-0002	
	宇陀消防署	0745	82-3199	宇陀市榛原萩原1230	633-0253	
	葛城消防署	0745	69-7171	葛城市中戸475	639-2146	
	大淀消防署	0747	52-1199	吉野郡大淀町土田187	638-0811	
	橿原消防署	0744	23-1155	橿原市慈明寺町149-3	634-0816	
	高市消防署	0744	52-4499	高市郡高取町観覚寺614	635-0154	
	高田消防署	0745	25-0119	大和高田市大中19-7	635-0095	
御所消防署	0745	62-0119	御所市蛇穴250-1	639-2272		
広陵消防署	0745	55-4123	北葛城郡広陵町疋相374-1	635-0824		

種別	観測者名	市外局番	番号	所在地	観測者
雨量観測所	奈良雨量観測所	0742	23-8011	奈良市南紀寺町	奈良土木事務所
	秋篠 "	"	"	" 秋篠町	"
	柳生 "	"	"	" 柳生町	"
	都祁 "	"	"	" 都祁白石町	"
	白毫寺 "	"	"	" 白毫寺町	"
	天理 "	0743	63-2505	天理市長滝町	"
	仁興 "	"	"	" 苅原町	"
	米谷 "	"	65-1655	" 福住町	"
	白川 "	"	"	" 和爾町	"
	郡山 "	0743	51-0201	大和郡山市満願寺町	郡山土木事務所
	生駒 "	"	"	生駒市山崎町	"
	高山 "	"	"	" 高山町	"
	高田 "	0745	52-6144	大和高田市東中	高田土木事務所
	葛城山 "	"	"	御所市櫛羅	"
	香芝 "	"	"	香芝市本町	"
	橿原 "	0744	48-3073	橿原市常盤町	中和土木事務所
	多武峰 "	"	"	" 多武峰	"
	笠 "	"	"	" 笠	"
	秦庄 "	"	"	磯城郡田原本町秦庄	"
	高取 "	"	"	吉野郡高取町観覚寺	"
	初瀬 "	"	47-8540	桜井市初瀬	"
	小夫 "	"	"	" 小夫	"
	迫間 "	0745	84-9522	宇陀市大宇陀迫間	宇陀土木事務所
	御杖 "	"	"	宇陀郡御杖村菅野	"
	曾爾 "	"	"	宇陀郡曾爾村大字今井	"
	東吉野 "	"	"	吉野郡東吉野村大字小川	"
	上市 "	0746	32-4051	吉野郡吉野町上市	吉野土木事務所
	迫 "	"	"	吉野郡川上村迫	"
	河合 "	"	"	吉野郡上北山村河合	"
	大台 "	"	"	" 西原	"
寺垣内 "	"	"	吉野郡下北山村寺垣内	"	
天川 "	"	"	吉野郡天川村沢谷	"	
五條 "	0747	23-1151	五條市岡口1丁目	五條土木事務所	
西吉野 "	"	"	" 西吉野町城戸	"	
大塔 "	"	"	" 大塔町辻堂	"	
上野地 "	"	"	吉野郡十津川村上野地	"	
平谷 "	"	"	" 平谷	"	
野迫川 "	"	"	吉野郡野迫川村北股	"	

種別	観測者名	市外局番	番号	所在地	観測者
水位観測所	天理水位観測所	0742	23-8011	天理市川原城町	奈良土木事務所
	滝本	〃	〃	天理市滝本町	〃
	横田	〃	〃	大和郡山市横田町	〃
	法蓮	〃	〃	奈良市北魚屋西町	〃
	秋篠	〃	〃	〃 秋篠町	〃
	八条	〃	〃	〃 杏町	〃
	横井	〃	〃	〃 横井	〃
	南京終	〃	〃	〃 南京終町	〃
	石木	〃	〃	奈良市石木町	〃
	壺分	0743	51-0201	生駒市壺分町	郡山土木事務所
	平群	〃	〃	生駒郡平群町吉新1丁目	〃
	谷田	〃	〃	生駒市谷田町	〃
	高山	〃	〃	生駒市高山町	〃
	高安	〃	〃	生駒郡斑鳩町高安西	〃
	下三橋	〃	〃	大和郡山市下三橋町	〃
	磐築橋	0745	52-6144	大和高田市築山	高田土木事務所
	薬井	〃	〃	北葛城郡河合町薬井	〃
	上中	〃	〃	香芝市高町	〃
	瓦口	〃	〃	〃 瓦口	〃
	広瀬	〃	〃	北葛城郡広陵町広瀬	〃
	曲川	0744	48-3073	橿原市曲川町	中和土木事務所
	御所	〃	〃	御所市旭町	〃
	古瀬	〃	〃	〃 古瀬	〃
	車木	〃	〃	高市郡高取町車木	〃
	曾我	〃	〃	橿原市曾我町	〃
	西但馬	〃	〃	磯城郡三宅町但馬	〃
	西池尻	〃	〃	橿原市西池尻	〃
	越	〃	〃	高市郡明日香村越	〃
	東但馬	〃	〃	磯城郡三宅町但馬	〃
	今井	〃	〃	橿原市南八木町	〃
	飛鳥	〃	〃	高市郡明日香村飛鳥	〃
	十市	〃	〃	橿原市十市町	〃
	新賀	〃	〃	〃 新賀町	〃
	結崎	〃	〃	磯城郡川西町結崎	〃
	秦庄	〃	〃	磯城郡田原本町秦庄	〃
	庵治	〃	〃	天理市嘉幡町	〃
	豊田	〃	〃	桜井市大泉	〃
	黒崎	〃	〃	〃 慈恩寺	〃
	磐余	〃	〃	〃 桜井磐余	〃

種別	観測者名	市外局番	番号	所在地	観測者
水位観測所	小川	0745	84-9522	吉野郡東吉野村小川	宇陀土木事務所
	西山	〃	〃	宇陀市大宇陀西山	〃
	萩原	〃	〃	〃 榛原萩原	〃
	岩崎	〃	〃	〃 菟田野岩崎	〃
	衣引	0746	32-4051	吉野郡川上村東川	吉野土木事務所
	菜摘	〃	〃	〃 吉野町菜摘	〃
	上市	〃	〃	〃 吉野町上市	〃
	下湊	〃	〃	〃 大淀町下湊	〃
	下市	〃	〃	〃 下市町下市	〃
	栄山寺	0747	23-1151	五條市小島町	五條土木事務所
	城戸	〃	〃	〃 西吉野町城戸	〃
	貝原	〃	〃	吉野郡下市町貝原	〃

## 水防情報関係アドレス一覧表

### 【奈良県水防計画書】

奈良県水防計画	<a href="https://www.pref.nara.lg.jp/n138/21097.html">https://www.pref.nara.lg.jp/n138/21097.html</a>
---------	---

### 【河川の浸水情報や水位・雨量の情報】

奈良県ホームページ(川の防災情報)	<a href="https://www.pref.nara.lg.jp/n138/43968.html">https://www.pref.nara.lg.jp/n138/43968.html</a>
奈良県河川情報システム	<a href="https://www.kasen.pref.nara.jp/gispub/">https://www.kasen.pref.nara.jp/gispub/</a>
河川の情報自動メール配信サービス	<a href="https://www.kasen.pref.nara.jp/amaipub_sp/">https://www.kasen.pref.nara.jp/amaipub_sp/</a>
国土交通省川の防災情報	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>
気象情報	<a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a>
水文水質データベース	<a href="https://www1.river.go.jp/">https://www1.river.go.jp/</a>

### 【洪水ハザードマップに関する情報】

ハザードマップポータルサイト	<a href="https://disaportal.gsi.go.jp/">https://disaportal.gsi.go.jp/</a>
災害時避要援護者の避難支援ガイドライン	<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/youengo/060328/pdf/hinanguide.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/youengo/060328/pdf/hinanguide.pdf</a>
避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集	<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/honbun.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/honbun.pdf</a>
避難情報に関するガイドライン	<a href="https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline_r8_1.pdf">https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline_r8_1.pdf</a>

### 【防災体制や避難情報等】

奈良県防災ポータル	<a href="https://www.bosai.pref.nara.jp/">https://www.bosai.pref.nara.jp/</a>
-----------	---